

第3次古賀市ごみ処理基本計画 (案)

2024-2033

福岡県古賀市

目次

第1章 基本計画の趣旨	1
第1節 計画の趣旨.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の性格（位置づけ）	2
3. 計画の対象・範囲・期間	3
第2章 古賀市の概況.....	4
第3章 ごみ処理の現状と課題	6
第1節 ごみ処理の概況と体制.....	6
1. ごみ処理の概況.....	6
2. 収集運搬体制.....	6
3. ごみ処理フロー.....	7
図7 ごみ処理フロー第2節 ごみの状況	7
1. ごみの排出量.....	8
2. 分別ごみの収集量	10
3. 集団回収量・拠点回収量	11
4. 埋め立てられるごみの量	12
5. ごみの性状について.....	13
第3節 ごみ処理方法	14
1. ごみ処理施設.....	14
2. 資源化率.....	17
3. ごみ処理量.....	19
4. ごみ処理事業経費	20
第4節 実施施策の評価と今後の取組への課題	21
1. 第2次計画の指標について	21
2. 第2次計画期間の主な取組	23
3. 第2次計画における現状と課題について.....	24
第5節 ごみ処理に関する課題と今後の取組の方向性.....	35
第4章 ごみ処理基本計画	36
第1節 計画の基本方針.....	36
1. 基本理念.....	36
2. 循環型社会の形成	37
3. ごみ処理の基本原則.....	38
4. 基本方針.....	39
5. 市民・事業者・市の役割	40
第2節 計画の目標.....	42
1. ごみ排出量の将来推計.....	42
2. ごみ減量と資源化の指標	44

第3節 施策の展開.....	46
1.生活系ごみ対策	47
2.事業系ごみ対策	49
3.市民・事業者・市のパートナーシップづくり	51
4.資源循環に関する環境教育の充実	52
5.ごみ処理に関する体制整備の推進	53
第4節 計画の進行管理.....	55
1. ごみ処理状況の情報管理と公開	55
2. 取組状況の報告.....	55
3. 推進体制.....	55
4. 玄界環境組合及び構成市町との連携.....	55

【資料編】

「ごみ処理基本計画策定検討専門部会」の設置について	資- 2
計画策定の経緯.....	資- 2
古賀市ごみ処理基本計画策定検討専門部会 委員名簿.....	資- 2
第3次古賀市ごみ処理基本計画の策定について（諮問）	資- 3
第3次古賀市ごみ処理基本計画の策定について（答申）	資- 4
古賀市環境人材バンク制度と環境教育プログラム	資- 5
古賀市循環型社会研究会における答申	資- 7
製品プラスチック 分別収集実証の結果について（概要）	資-18
市民アンケート調査の概要.....	資-19
事業者アンケート調査の概要.....	資-36
生ごみアンケート調査の概要.....	資-43
ごみ組成調査結果	資-49
用語解説.....	資-50

第1章 基本計画の趣旨

第1節 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

高度成長期を経て経済発展した日本は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会となり、その結果もたらされた廃棄物処理に伴う環境負荷、処理に係る負担増、不法投棄の増大等の深刻な社会問題が生じました。複雑になるこれらの問題に総合的に対処するため、国は持続可能な発展を目指す循環型社会の形成に向けて平成12(2000)年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、目指すべき将来像として「循環型社会」を掲げ、その実現に向けて様々な制度をつくとともに施策を推進してきました。これらを受け、古賀市では平成14(2002)年度に古賀市ごみ処理基本計画、平成25(2013)年度に第2次古賀市ごみ処理基本計画（以下、「第2次計画」）を策定し、ごみの現状や廃棄物行政の動向を踏まえた対応を行ってきました。

近年、ごみ処理をめぐる社会の状況は急速に変化しています。地球温暖化を緩和するカーボンニュートラルの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が加速化され、プラスチック資源循環の促進や食品ロス削減、レアメタル等金属資源の国内リサイクルが推進されています。また、ごみ処理の問題は、平成27(2015)年度の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）と深い関わりがあります。

このような背景のもと、令和5(2023)年度で第2次計画の計画期間が満了することに伴い、一般廃棄物を取り巻く現状、第2次計画の評価等を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向けた各施策の一層の推進を目的とし、第3次古賀市ごみ処理基本計画を策定します。



図1 SDGsの17のゴール

2. 計画の性格（位置づけ）

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45(1970)年 法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により策定するものです。同規定には、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されますが、ごみに関するものは、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 25(2013)年 6 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に基づいて策定するものであり、本計画は、古賀市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

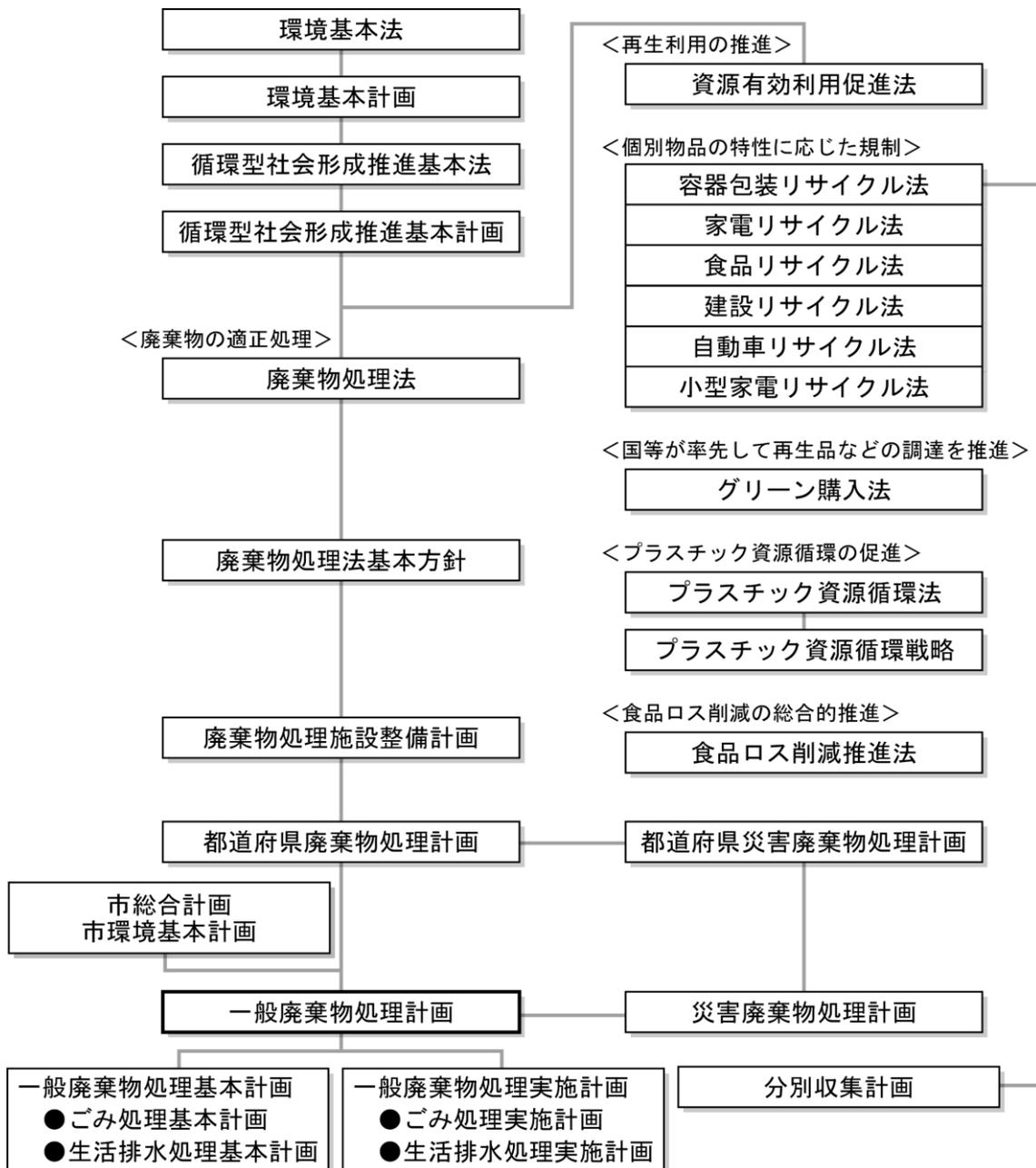


図 2 一般廃棄物処理計画と他の計画との関係

3. 計画の対象・範囲・期間

本計画は、古賀市全域を対象とし、「廃棄物処理法」に基づく一般廃棄物についての排出抑制、分別排出、収集運搬、中間処理、最終処分に至る全工程を範囲とします。

また、計画期間については、上位計画である「第3次古賀市環境基本計画」と同様に、令和6(2024)年度を初年度とし、令和15(2033)年度を目標年度とする10年間とします。

なお、5年目にあたる令和10(2028)年度を中間目標年度として設定しますが、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

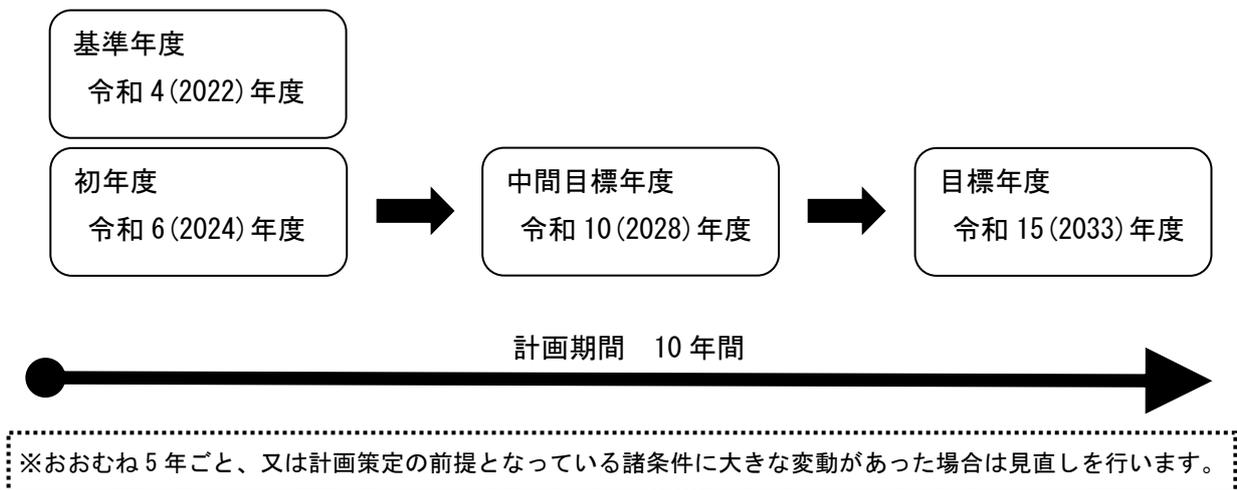


図3 計画の期間

第2章 古賀市の概況

福岡県の北西部に位置し、東に緑豊かな犬鳴山地の山々、西に白砂青松の美しい海岸線を有する海の広がる自然に恵まれたまちです。福岡都市圏に属し、九州自動車道のインターチェンジや2本の国道、3つのJR駅を有す優れた交通アクセスを生かして工業団地や住宅団地が立地し、便利で快適な生活環境が整っています。

- 面積：約 42.07km²
- 人口：59,346人（住民基本台帳：令和4(2022)年9月末）
 - ※ここ10年来の人口推移は緩やかな増加傾向。
 - 令和元(2019)年度以降59,000人を超える状況が続く。
 - ※外国人人口は令和4(2022)年3月末現在で814人。
 - 技能実習生、特定技能が占める割合が高く、単身世帯、短期滞在者が多い。
- 世帯数：26,578世帯（住民基本台帳：令和4(2022)年9月末）
 - ※人口よりも顕著な増加傾向。
 - 一世帯当たりの人数は徐々に低下し、令和4(2022)年9月末は2.23人。
- 行政区数：46行政区
- 高齢化率：約27.7%（国勢調査：令和2(2020)年）
 - ※高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は町丁・字別で異なり、50%を超える地区も見られる。
- 土地利用：西部JR鹿児島本線、国道3号、495号周辺に住宅を中心とした市街地が形成、南西部には大規模工業団地が立地する。中央部の平地から丘陵地には農地・集落、東部には樹林地が広がる。

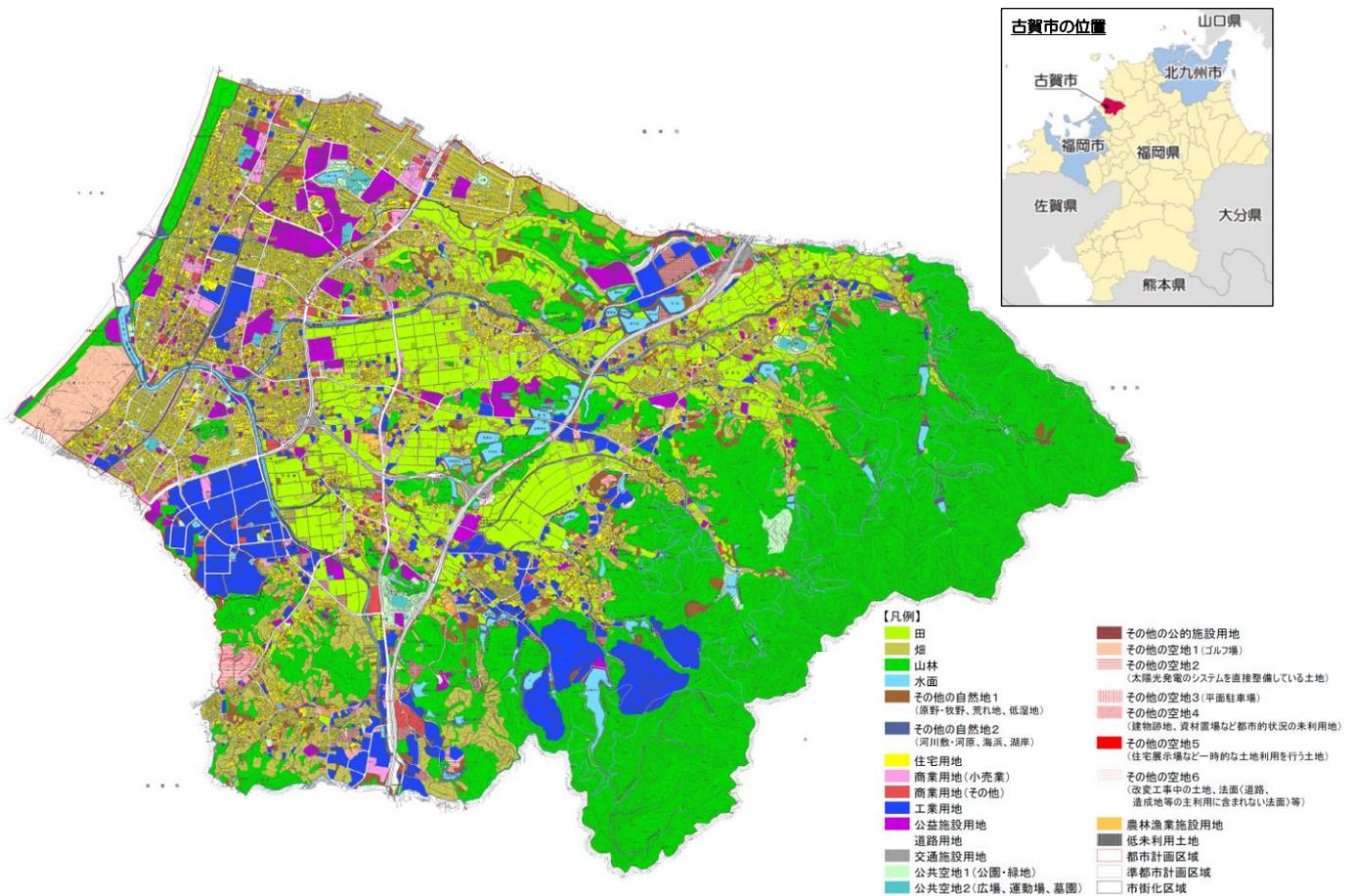


図4 古賀市の土地利用現況

※資料：都市計画基礎調査（令和4(2022)年）

- 開発計画：令和4(2022)年度に策定した「JR古賀駅東口周辺地区まちづくりガイドライン」を基に駅東口周辺地区の新たなまちづくりの実現をめざして整備を進めている。
- 産業：中核産業は鉱工業（鉱業と製造業）。市内総生産額の41.5%を占めるほか、産業別就業者人口も25.1%を占める。

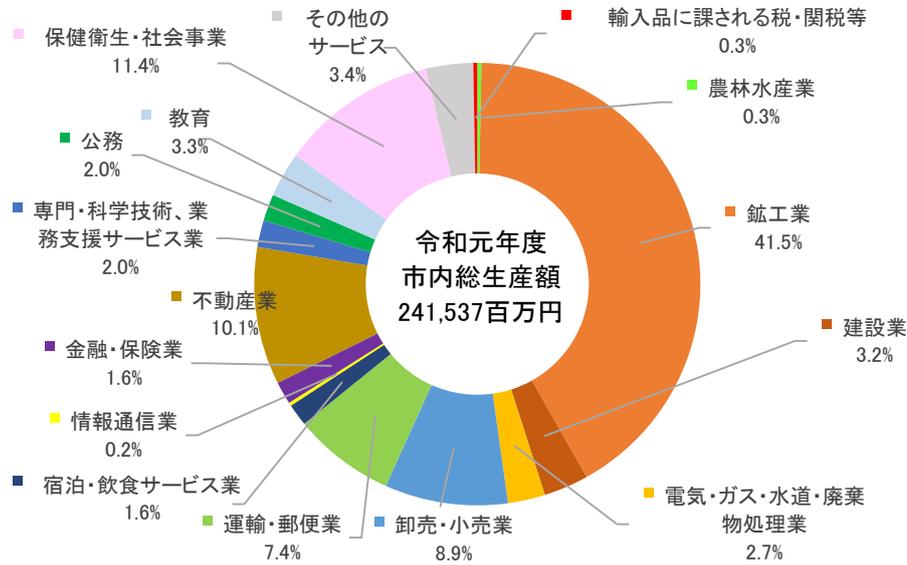


図5 経済活動別総生産の構成

※資料：福岡県市町村民経済計算（令和元(2019)年）

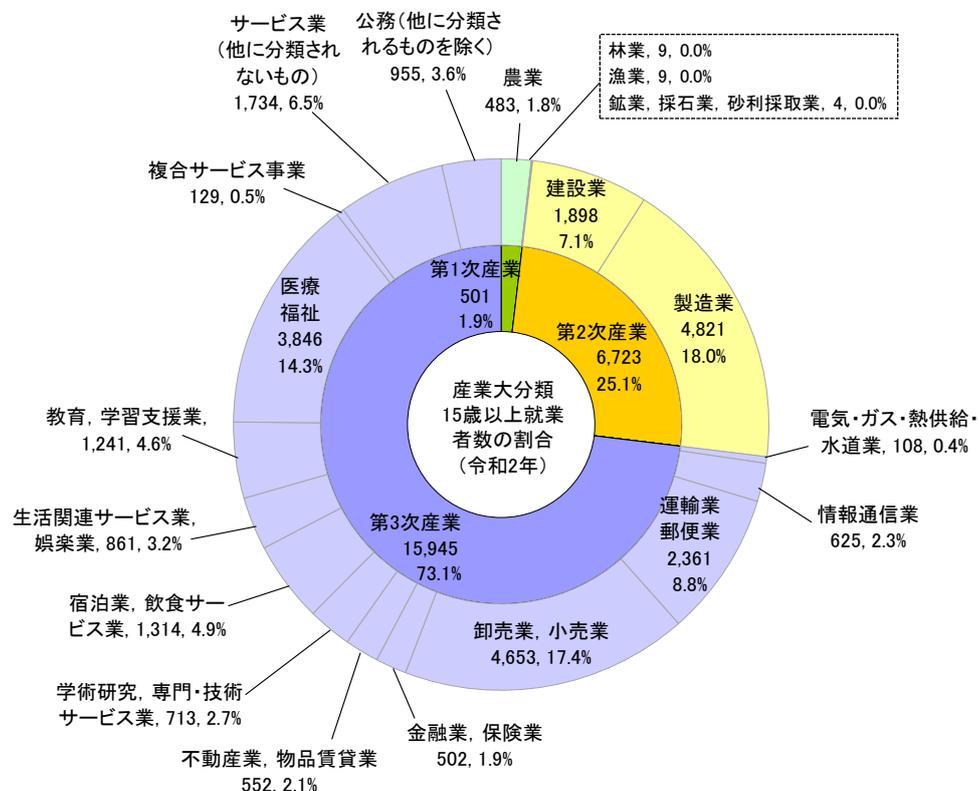


図6 産業別就業者人口の構成

※資料：国勢調査（令和2(2020)年）

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の概況と体制

1. ごみ処理の概況

古賀市のごみ処理施設には、古賀清掃工場(エコロの森)と古賀市不燃物埋立地があります。古賀清掃工場(エコロの森)は、主に可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみを処理する施設で、玄界環境組合(構成市町:古賀市、福津市、新宮町、宗像市)が運営しており、古賀市、福津市、新宮町がごみを搬入しています。

古賀市不燃物埋立地は、古賀清掃工場(エコロの森)で処理できない一般家庭から出る不燃ごみのうち、埋立ごみ(陶磁器、ブロック、がれき等)を処理する施設です。

コラム 産業廃棄物の適正処理

事業所から出るごみは家庭から出るごみとは区分され、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。「産業廃棄物」は法令で定められた20品目のことを指し、市では処理をしていません。産業廃棄物は、法令に基づいて事業者(排出者)が適正処理する必要があります。

市の事務事業により出る汚泥等の廃棄物は、古賀市し尿処理施設の汚泥再生処理センター「海津木苑」で適正処理しています。

2. 収集運搬体制

古賀市のごみの収集運搬体制は、表1に示すとおりです。

表1 収集運搬体制

収集区分		ごみ区分	収集方式	排出形態	搬入施設	収集の 日程・回数	手数料		
家庭 から 出る ごみ	市が収集 (委託業者 が収集)	可燃ごみ	戸別収集	指定袋	古賀清掃工場 (エコロの 森)	2回/週	62.9円/袋(大) 36.6円/袋(小) 20.9円/袋(ミニ)		
		粗大ごみ	戸別収集	指定処理 シール		月～金	523円/個		
		資源ごみ 不燃ごみ	分別12品目	拠点回収 (地域別)		コンテナ エコバッグ	1回/月	無料	
			分別12品目 古紙類	拠点回収 (清掃工 場)		コンテナ エコバッグ	3回/月	無料	
			分別12品目	拠点回収 (市役所)		コンテナ エコバッグ	2,3回/月	無料	
			ペットボトル 容器包装プラスチック 牛乳パック	拠点回収		回収ボックス	随時	無料	
			小型家電	拠点回収		回収ボックス	1回/週	無料	
			古紙類	拠点回収		回収倉庫	再生業者	随時	無料
			剪定枝	拠点回収		—	再生業者	月～金 第5土曜日	枝葉・樹木・竹 : 12円/kg 草 : 12円/kg 根株・木幹 : 20円/kg 混合(枝葉・草) : 12円/kg
廃食用油	拠点回収	容器	再生業者	随時	無料				
事業系 ごみ	個別契約 (許可業者 が収集)	可燃ごみ	個別収集	指定袋	古賀清掃工場 (エコロの 森)	—	104.7円/袋(大) 73.2円/袋(小)		
		不燃ごみ	個別収集	—		—	—		
直接搬入ごみ	埋立ごみ	可燃ごみ	直接搬入	—	古賀市不燃物 埋立地	月～土	170円/10kg		
		ブロック 陶磁器 がれき等	直接搬入	許可制 (事業者搬入不可)		月、水、金	0.5tまで 500円 1tまで 1,000円 2tまで 2,000円		
集団回収		古紙類等	集団回収 団体が収集	—	—	—	—		

第2節 ごみの状況

1. ごみの排出量

ごみの排出量の推移を種類別に表すと、図8、表2に示すとおりです。

人口は微増傾向の中、「ごみ総排出量」と「1人1日当たり排出量」も、令和2(2020)年度以降、若干減少傾向にあります。

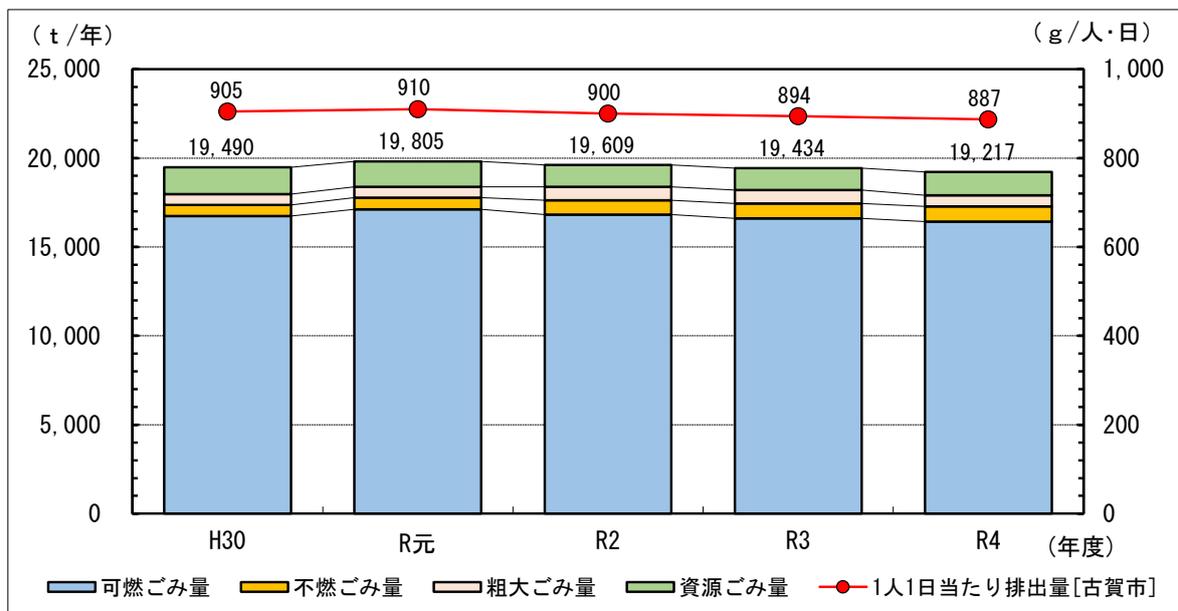


図8 ごみ排出量（種類別）

表2 ごみ排出量（種類別）

D		H30	R元	R2	R3	R4
可燃ごみ量	t/年	16,738	17,124	16,827	16,617	16,421
不燃ごみ量	t/年	627	652	803	827	868
粗大ごみ量	t/年	610	609	749	754	618
資源ごみ量	t/年	1,515	1,420	1,228	1,236	1,310
ごみ総排出量	t/年	19,490	19,805	19,609	19,434	19,217
人口	人	58,993	59,444	59,694	59,565	59,346
1人1日当たり排出量[古賀市]	g/人・日	905	910	900	894	887
1人1日当たり排出量[福岡県]	g/人・日	946	945	946	926	—
1人1日当たり排出量[全国]	g/人・日	919	918	901	890	—

※ 各数値を四捨五入しているため、「ごみ総排出量」の値において±1(t)の誤差が生じている場合がある

※ 令和4(2022)年度の福岡県及び全国の1人1日当たり排出量は、令和5(2023)年11月30日現在未発表

ごみの排出量の推移を形態別に表すと図 9、表 3 に示すとおりです。

収集ごみ量（家庭から出たごみ）は令和 2(2020)年度をピークに減少傾向、事業系ごみは平成 30(2018)年度から横這い傾向、直接搬入ごみは令和 2(2020)年度をピークに減少傾向、集団・拠点回収量は減少傾向であったものが令和 4(2022)年度で増加しています。

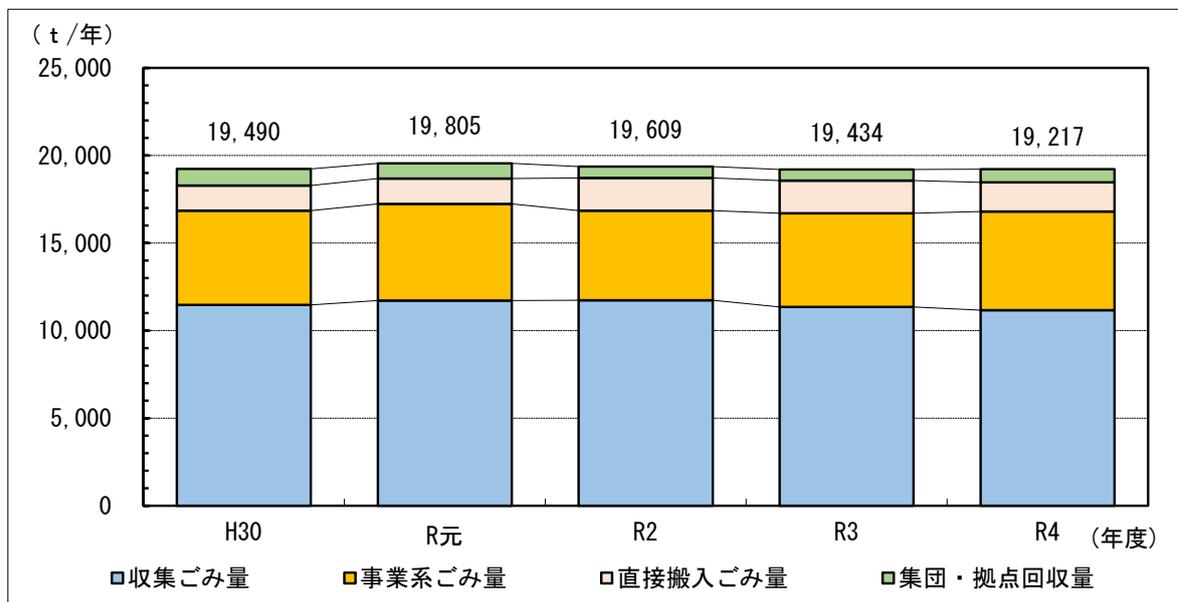


図 9 ごみ排出量 (排出形態別)

表 3 ごみ排出量 (排出形態別)

(単位:t/年)

年度		H30	R元	R2	R3	R4
収集ごみ量(家庭から出たごみ)		11,469	11,709	11,741	11,349	11,164
内訳	可燃ごみ	10,580	10,812	10,764	10,347	10,104
	不燃ごみ	124	130	138	143	288
	粗大ごみ	209	202	247	248	205
	資源ごみ	55	566	592	611	568
事業系ごみ量		5,625	5,790	5,354	5,593	5,630
内訳	可燃ごみ	5,313	5,468	5,029	5,279	5,339
	不燃ごみ	251	259	248	235	226
	粗大ごみ	62	63	78	78	64
直接搬入ごみ量(事業系ごみ)		1,435	1,452	1,877	1,867	1,681
内訳	可燃ごみ	845	845	1,035	991	978
	不燃ごみ	252	263	418	449	354
	粗大ごみ	338	345	425	428	349
集団・拠点回収量 (家庭から出たごみ)		959	853	636	625	743
ごみ総排出量(合計)		19,490	19,805	19,609	19,434	19,217

※ 各数値を四捨五入しているため、合計値において±1(t)の誤差が生じている場合がある

2. 分別ごみの収集量

分別収集は平成 10（1998）年度に開始され、現在は市内全域で 12 品目の分別ごみを収集しています。収集された分別ごみのうち、陶磁器以外は資源ごみとして再生利用されています。資源ごみのうち、容器包装廃棄物については、古賀市分別収集計画で分別の区分や排出抑制のための方策等を示しています。

分別ごみ（12 品目）の収集量は図 10、表 4 に示すとおりであり、分別収集の収集量と市内の公共施設等に設置している資源回収ボックス（紙パック・容器包装プラスチック・ペットボトル）の収集量の合計となります。

分別ごみの量は、平成 30（2018）年度以降、資源ごみ及び不燃ごみともに増加傾向にあります。

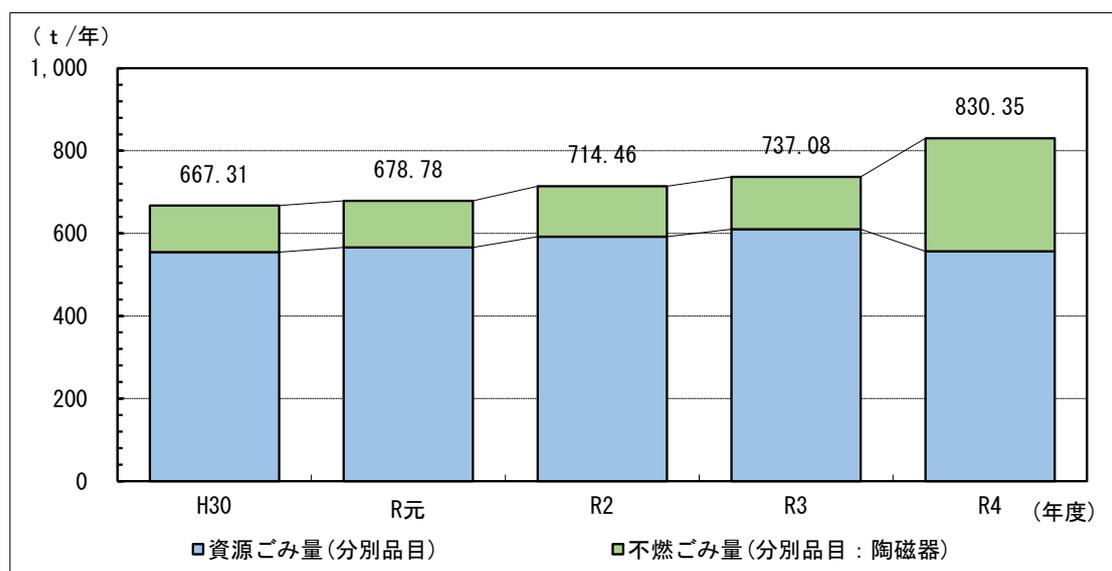


図 10 分別ごみ収集量

表 4 分別ごみ収集量

(単位：t/年)

年度		H30	R元	R2	R3	R4	
分別収集回収量		657.17	665.63	694.22	710.45	797.18	
内訳	資源	缶	5.31	5.53	8.29	10.75	11.26
		びん	201.36	199.68	195.44	207.64	199.85
		ガラス	50.96	44.91	52.40	38.05	34.94
		蛍光管	5.00	4.32	4.54	3.95	3.66
		乾電池	11.88	12.06	13.15	12.82	12.33
		紙パック	8.23	8.43	8.91	9.00	7.07
		梱包材	5.66	5.30	5.24	5.56	5.29
		ペットボトル	47.57	46.36	46.88	54.04	44.88
		金物	120.39	134.69	149.35	136.22	113.30
	容器包装プラスチック	87.98	91.76	87.41	105.40	90.60	
不燃	陶磁器	112.83	112.59	122.61	127.02	274.00	
	資源回収ボックス回収量	10.14	13.15	20.24	26.63	33.17	
内訳	資源	紙パック	1.54	1.76	2.16	1.97	2.15
		容器包装プラスチック	3.16	5.45	9.77	15.14	19.61
		ペットボトル	5.44	5.94	8.31	9.52	11.41
合計(資源ごみ)品目		554.48	566.19	591.85	610.06	556.35	
合計(分別収集全品目)		667.31	678.78	714.46	737.08	830.35	

3. 集団回収量・拠点回収量

古紙類（新聞・雑誌・ダンボール）は、市内の各種団体が行う集団回収及びエコロの森分別収集、市内4カ所に設置している古紙回収倉庫で収集しています。剪定枝は福津市内の事業所で収集しています。廃食油は市内6カ所の公共施設等で収集しています。

集団回収量及び拠点回収量は図11、表5に示すとおり減少傾向にありましたが、令和4(2022)年には拠点回収量が増加しています。これは、剪定枝の収集量が増加したことによるものです。古紙類は、集団回収量・拠点回収量ともに減少傾向にあります。

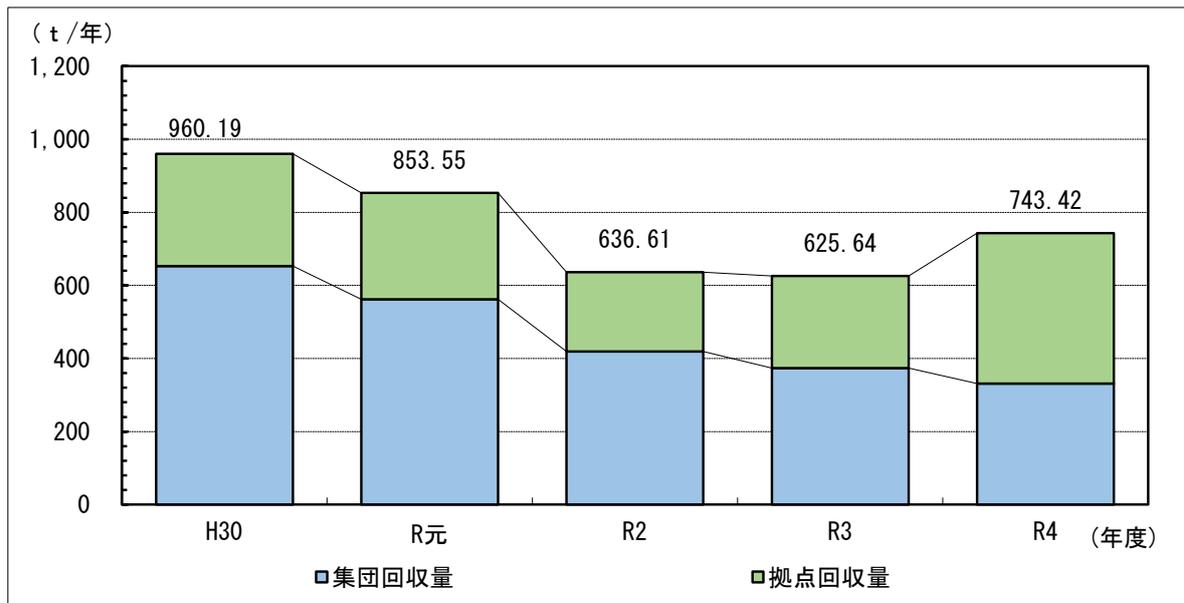


図 11 集団回収量・拠点回収量

表 5 集団回収量・拠点回収量

年度		H30	R元	R2	R3	R4
集団回収量		661.39	562.39	419.31	374.07	331.58
内訳	古紙類（新聞・雑誌・ダンボール）	653.11	562.39	419.31	374.07	331.58
	剪定枝	8.28	—	—	—	—
拠点回収量		307.08	291.16	217.3	251.57	411.84
内訳	古紙類（新聞・雑誌・ダンボール）	192.73	164.37	148.84	137.87	108.34
	剪定枝	113.65	126.48	68.06	113.05	303
	廃食油	0.7	0.31	0.4	0.65	0.5
回収量合計		968.47	853.55	636.61	625.64	743.42

※ 古賀市古紙類集団回収奨励金は令和4(2022)年で終了している

※ 剪定枝等集団回収奨励金は平成29(2017)年度末に終了している

平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までは剪定枝チップ購入補助金を実施し、令和2(2020)年以降は福津市内の事業所に持ち込みできるようになった

4. 埋め立てられるごみの量

古賀清掃工場(エコロの森)の焼却処理後の脱塩残渣については、工場内の最終処分場に埋立処分しています。平成 22(2010)年度から山元還元による再資源化に取り組んでおり、令和 4(2022)年度から埋立搬入重量に反映し、埋立処分量はかなり少なくなっています。不燃物については、令和元(2019)年度以降増加傾向にあります。

分別収集や自己搬入等で集められた不燃ごみ(ブロック、陶磁器、がれき等)は古賀市不燃物埋立地に搬入され、埋立処分しています。埋め立てられたごみの量は、図 12、表 6 に示すとおりです。

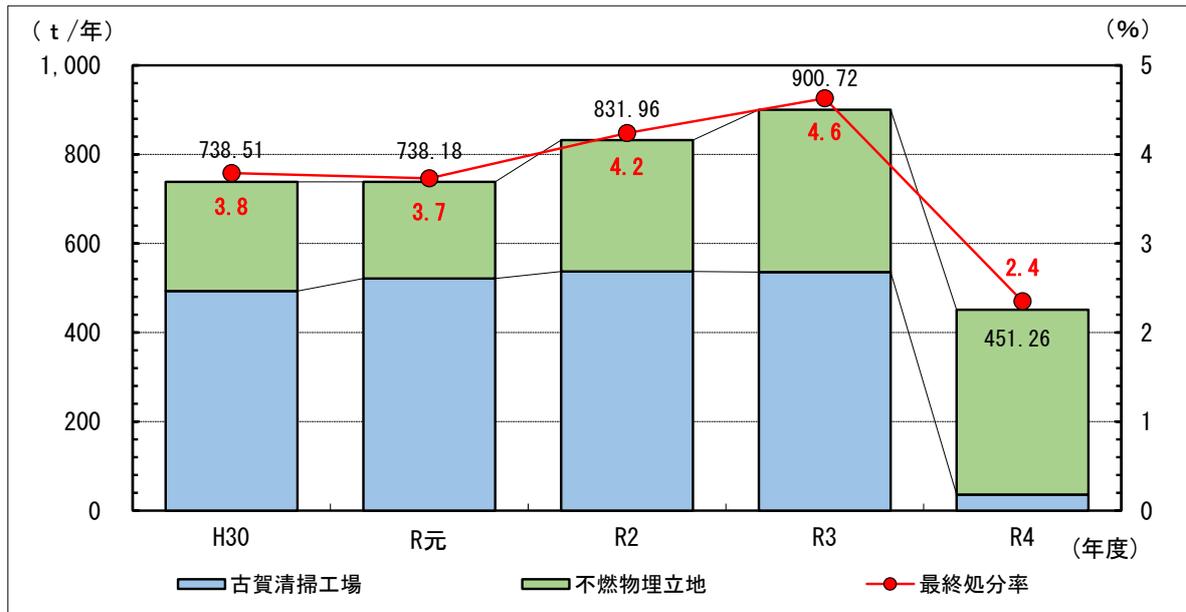


図 12 埋立処分量

表 6 埋立処分量

年度			H30	R元	R2	R3	R4
古賀清掃工場※ (脱塩残渣等埋立)	搬入重量	t/年	493.2	521.1	536.9	535.7	36.3
	搬入容量	m ³ /年	153.3	135.7	184.4	228.1	259.4
不燃物埋立地※	搬入重量	t/年	245.3	217.1	295.1	365.0	415.0
	搬入容量	m ³ /年	153.3	135.7	184.4	228.1	259.4
最終処分量合計		t/年	738.5	738.2	832.0	900.7	451.3
ごみ総排出量		t/年	19,489.6	19,805.1	19,608.7	19,433.5	19,217.4
最終処分率		%	3.8	3.7	4.2	4.6	2.4

※ 搬入重量は焼却量による按分

※ 搬入重量及び搬入容量は、搬入車両積載量による推計値

搬入容量=搬入重量/1.6として換算

表 7 古賀市不燃物埋立地処分可能量【古賀市災害廃棄物処理計画 (H30 策定)】

施設名	埋立容量 (覆土を含む)	残余容量※	10年後残余容量	埋立終了予定
古賀市不燃物埋立地	258 m ³ /年度	15,358 m ³	19,167 t	令和 59(2077)年

※ 残余容量は平成 29(2017)年度の実績に基づく

埋立容量は過去 10 年間の平均

5. ごみの性状について

資源化が可能な物品の混入割合のデータを収集し、市民の分別意識を把握するとともに、今後の一般廃棄物に関する施策を検討するための基礎資料とすることを目的として、古賀市の家庭から出た可燃ごみの組成調査を実施しました。（資料編 P49 参照）

本調査は令和 4(2022)年 11 月に市内 4 地域（山間住宅地、新興住宅地、共同住宅、商業地区）の家庭から出た可燃ごみを地域ごとにほぼ同量ずつサンプリングし、水分を含んだ状態の湿組成と乾燥させて水分を除いた乾組成の 2 種類で計測したもので、分析結果は、図 13 に示すとおりです。

これによると、湿組成では、厨芥類(生ごみ)が 31.0%で最も多く、次いで紙類 28.4%、プラスチック類（容器包装・製品）18.8%、布類 15.9%となっています。乾組成では、紙類が 31.1%で最も多く、次いで厨芥類 22.5%、布類 20.6%、プラスチック類（容器包装・製品）19.1%となっています。

紙類やプラスチック類（容器包装）は可燃ごみに占める比率が大きく、更なる資源化が期待される品目です。

また、厨芥類は湿組成と乾組成で比率の差が大きく、これは水分が多く含まれていることによるものです。

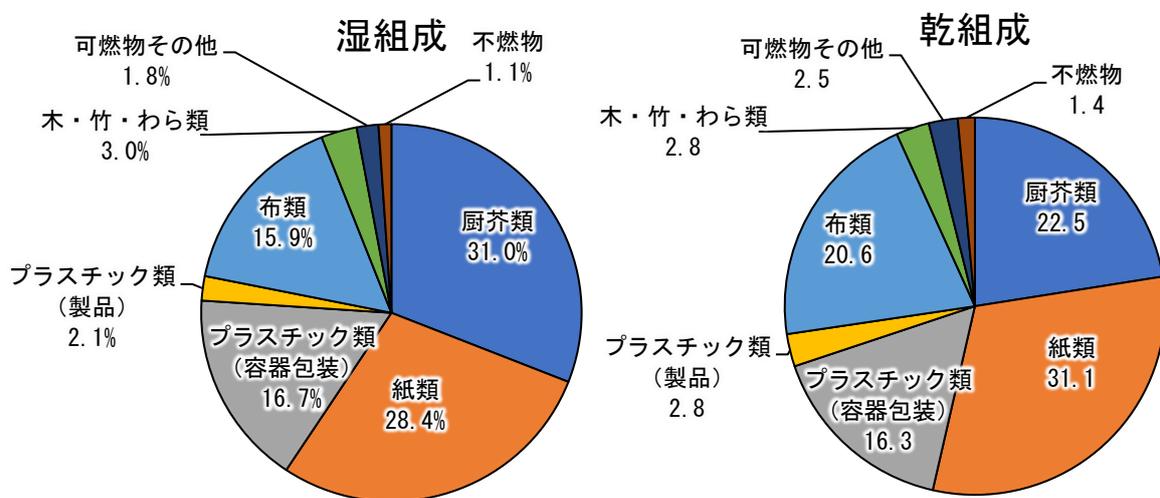


図 13 家庭から出る可燃ごみの組成調査結果（令和 4(2022)年）

第3節 ごみ処理方法

1. ごみ処理施設

(1) 古賀清掃工場(エコロの森)

平成15(2003)年4月から古賀清掃工場(エコロの森)へ可燃ごみ・不燃ごみ(陶磁器、ブロック、がれき等以外)・資源ごみを搬入し処理をしています。

ここでは、焼却処理・破砕選別処理・焼却残渣の最終処分が行われています。

表8 古賀清掃工場(エコロの森)概要

施設所管	玄界環境組合
設置場所	古賀市筵内1970番地1
建築面積	6,323 m ²
焼却処理施設	
処理能力	260 t/日 (130 t/日×2炉)
処理方式	熱分解熔融方式
建設年度	着工 : 平成12(2000)年11月
	竣工 : 平成15(2003)年3月
	本格稼働 : 平成15(2003)年4月
施行・管理	アジア航測 株式会社
設計・施工	三井造船 株式会社
リサイクルプラザ	
処理能力	48 t (48t/5h)
破砕方式	低速破砕機+高速破砕機
選別設備	磁選機 2基
	精度選別機 1基
	アルミ選別機 2基
	手選別コンベア 4基
設計・管理	アジア航測 株式会社
プラント工事	株式会社 栗本鉄工所
最終処分場	
埋立対象物	焼却残渣
埋立工法	クレーンによる積み増し工法
埋立容量	11,505 m ³
累積埋立処分量	112 m ³ (令和5(2023)年12月1日時点)
残余容量	11,393 m ³ (令和5(2023)年12月1日時点)
埋立完了予定	令和14(2032)年度

<玄界環境組合構成市町>

古賀市、福津市、新宮町、宗像市

1) 焼却処理施設について

可燃ごみが搬入されます。また、リサイクルプラザに搬入された資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ（可燃・不燃）のうち、資源不適物や破碎処理残渣（可燃物）も搬入されます。

無酸素状態で 450℃の熱処理による分解後、混入している金属類を分離させ回収します。その後、1,300℃の高温燃焼で熔融処理されます。高温のため、ダイオキシン発生が抑制され、また、灰分を溶かしスラグとして回収しています。

このように、焼却残渣を減らし残りの残渣を最終処分場にて処分しています。

表 9 焼却処理内訳

年度		H30	R 元	R2	R3	R4	
焼却量	t /年	17,573	18,007	17,875	17,672	17,332	
内訳	直接焼却量	t /年	16,880	17,262	16,966	16,749	16,557
	リサイクルプラザ処理残渣	t /年	693	746	909	924	775
焼却残渣資源化量	t /年	1,217	1,258	1,273	1,162	1,219	
焼却残渣量(資源化物除く)	t /年	493	521	537	536	531	
焼却残渣率(資源化物除く)	%	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	

2) リサイクルプラザについて

資源ごみや不燃ごみ、破碎処理が必要な粗大ごみ（可燃・不燃）等が搬入されます。

資源ごみは種類別に選別・圧縮・梱包などの中間処理が行われ、その後に資源物として再生業者に引き渡されます。

不燃ごみ、粗大ごみは必要に応じて破碎処理が行われ、資源化が可能な部分を取り出し、資源化が不可能な破碎処理残渣（可燃物）は、焼却処理施設に送られます。

表 10 リサイクルプラザ処理内訳

年度		H30	R 元	R2	R3	R4
処理量(搬入量)	t /年	1,274	1,318	1,524	1,516	1,372
リサイクルプラザ資源化量	t /年	581	572	615	592	597
リサイクルプラザ処理残渣	t /年	693	746	909	924	775
リサイクルプラザ資源化率	%	45.6	43.4	40.3	39.1	43.5
リサイクルプラザを経由しない直接資源化量	t /年	131	155	187	179	130

3) 最終処分場について

焼却処理施設で処理された焼却残渣（脱塩残渣）は埋立処分していましたが、平成 22(2010)年度からは脱塩残渣の山元還元に取り組んでおり、清掃灰のみを埋立処分しています。

(2) 古賀市不燃物埋立地

家庭から出る不燃ごみのうちブロック、陶磁器、がれき等を埋立処分しています。また、分別収集で回収された陶磁器についても、焼却処理が困難なため埋立処分しています。

表 11 古賀市不燃物埋立地 概要

施設名	古賀市不燃物埋立地
施設所管	古賀市
設置場所	古賀市青柳町 444-2 番地 (他 6 筆)
埋立対象物	家庭から出るブロック、陶磁器、がれき等
埋立地面積	7,412 m ²
埋立容量	25,381 m ³
残余容量※	15,358 m ³
埋立開始年	昭和 62(1987)年 7 月
埋立工法	準好気式埋立
排水の処理方法	砂ろ過方式

※ 残余容量は平成 29(2017)年度の実績に基づく

2. 資源化率

資源化率は、排出されたごみの量から資源化されたごみの総排出量に対する割合を示す値で、その推移は図 14、表 12 に示すとおりです。

古賀清掃工場(エコロの森)では、焼却処理時の金属回収や焼却残渣のスラグ化により、金属やスラグを資源物として回収しています。

また、資源化率は、県内平均・全国平均を下回って推移しています。県内平均・全国平均を下回って推移している主な要因として、他自治体と比較して家庭から出るごみの内訳における可燃ごみの比率が高いこと、集団回収により資源化されるごみの比率が低いことがあげられます。

なお、古賀市から排出される資源ごみは表 13 のとおり再生利用されています。

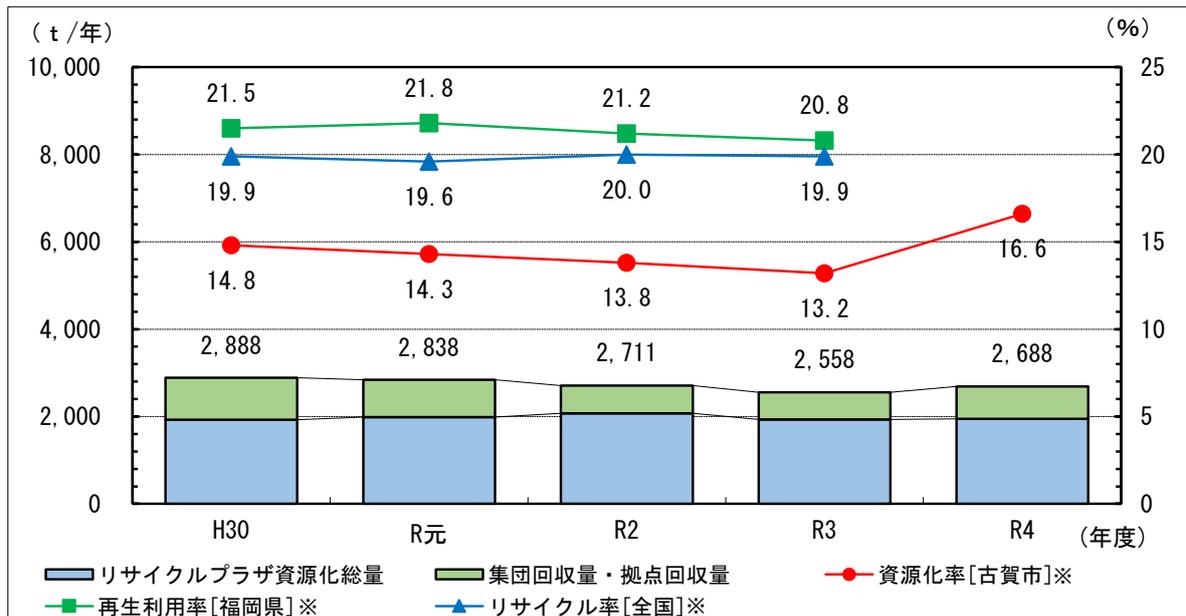


図 14 資源化率の推移

※ 「資源化率」「再生利用率」「リサイクル率」は資源化を示す指標で、本計画では同義語として使用

表 12 資源化率の推移

年度		H30	R元	R2	R3	R4	
リサイクルプラザ資源化総量		t/年	1,928	1,985	2,075	1,933	1,946
内訳	焼却施設残渣資源化量	t/年	1,217	1,258	1,273	1,162	1,219
	リサイクルプラザ資源化量	t/年	581	572	615	592	597
	リサイクルプラザ直接資源化量	t/年	131	155	187	179	130
山元還元		t/年	—	—	—	—	495
集団回収量・拠点回収量		t/年	959	853	636	625	743
リサイクル総量		t/年	2,888	2,838	2,711	2,558	3,184
ごみ総排出量		t/年	19,490	19,805	19,609	19,434	19,217
資源化率[古賀市]		%	14.8	14.3	13.8	13.2	16.6
再生利用率[福岡県]		%	21.5	21.8	21.2	20.8	—
リサイクル率[全国]		%	19.9	19.6	20	19.9	—

※ 各数値を四捨五入しているため、「ごみ総排出量」の値において±1(t)の誤差が生じている場合がある

※ 令和 4(2022)年度の福岡県及び全国の再生利用率は、2024(令和 5)年 11 月 30 日現在未発表

表 13 資源ごみから製造される主な再生利用品

資源ごみ		主な再生利用品
缶	アルミ	アルミ製品
	鉄	鉄製品
びん	無色	無色びん
	茶色	茶色びん
	その他	ガラス造粒砂(路盤材)
ガラス		スラグ
蛍光管		蛍光管
乾電池		鉄鋼製品、亜鉛地金
梱包材		プラスチック製品
ペットボトル		プラスチック製品
金物		アルミ、鉄製品
容器包装プラスチック		プラスチック製品
紙パック		トイレトペーパー
新聞		新聞
雑誌		再生紙
ダンボール		ダンボール
剪定枝		チップ
廃食油		ボイラー燃料

3. ごみ処理量

ごみ処理量は、資源化されない量を表します。ごみ総排出量から資源化された量を引いたものであり、その推移は図 15、表 14 に示すとおりです。

人口は微増傾向にある中で、全体の「ごみ処理量（資源化されない量）」及び「1日1人当たり処理量」ともにほぼ横ばい傾向にあります。

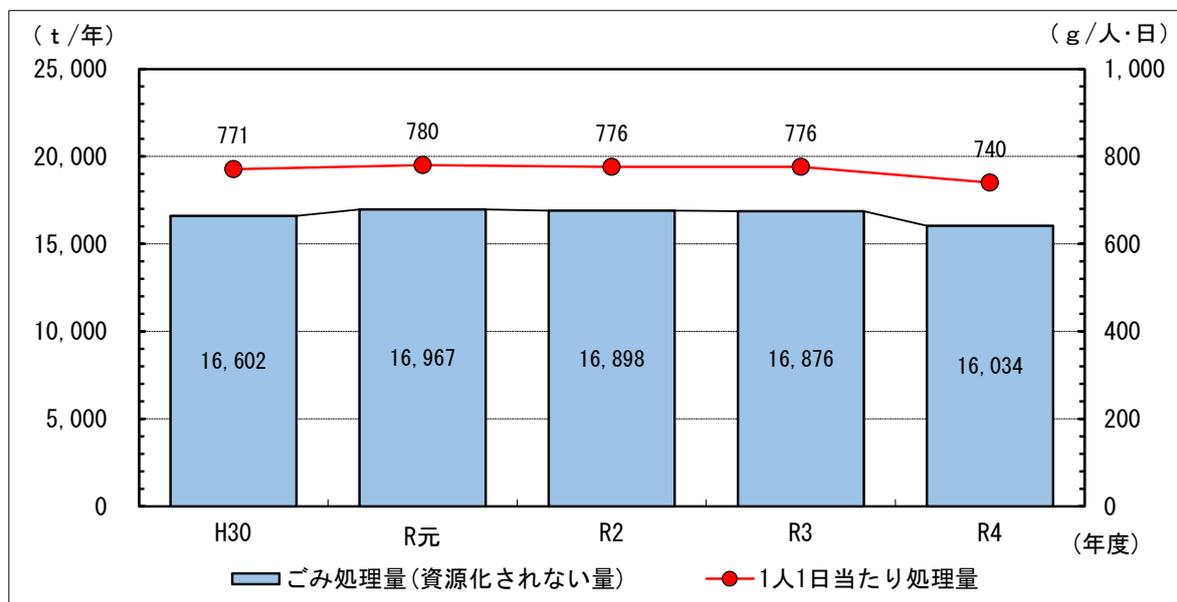


図 15 ごみ処理量の推移

表 14 ごみ処理量の推移

年度		H30	R元	R2	R3	R4
ごみ処理量(資源化されない量)	t/年	16,602	16,967	16,898	16,876	16,034
ごみ総排出量	t/年	19,490	19,805	19,609	19,434	19,217
資源化総量	t/年	1,928	1,985	2,075	1,933	2,441
集団・拠点回収量	t/年	959.5	853.2	636.2	625.0	742.9
人口	人	58,993	59,444	59,694	59,565	59,346
1人1日当たり処理量	g/人・日	771	780	776	776	740

※ 各数値の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値の間で±1(t)の誤差が生じている場合がある

4. ごみ処理事業経費

古賀市が負担したごみ処理事業経費は、図 16、表 15 に示すとおりです。

令和元(2019)年度以降は、処理及び維持管理費が増加傾向であり、令和 4(2022)年度は 1 人当たりに換算して 15,281 円の負担となっています。

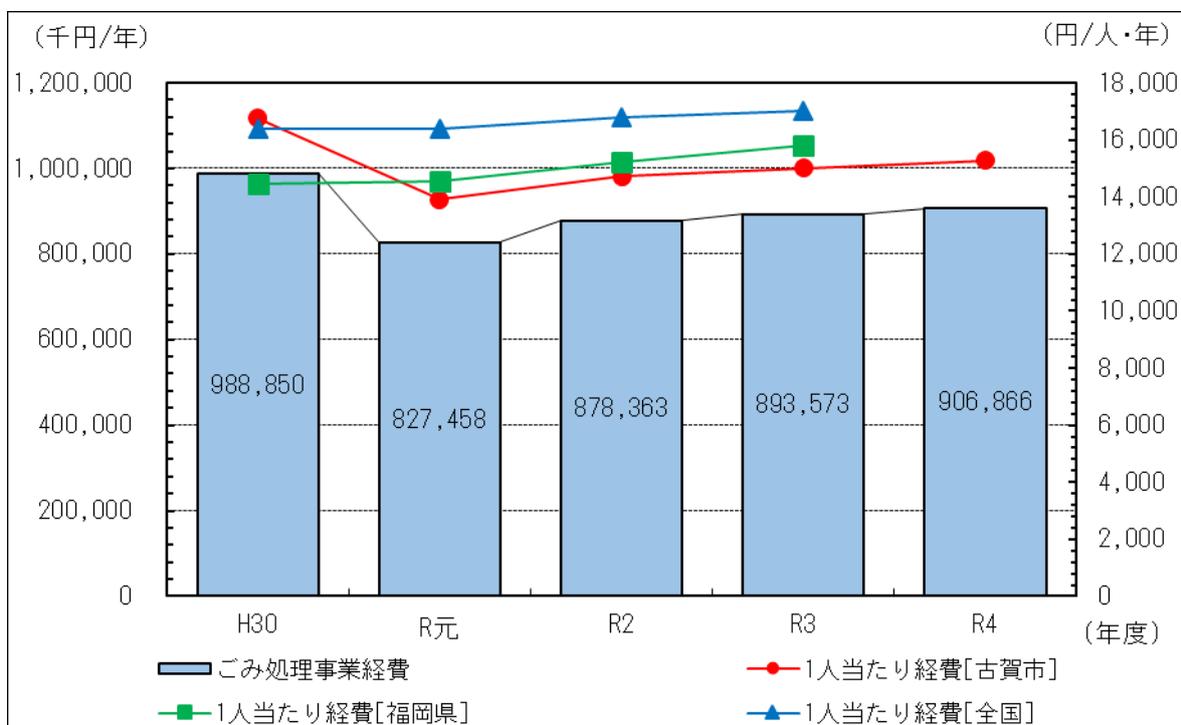


図 16 ごみ処理事業経費の推移 (1 人当たり換算)

表 15 ごみ処理事業経費の推移 (1 人当たり換算)

年 度		H30	R 元	R2	R3	R4	
ごみ処理事業経費		千円/年	988,850	827,458	878,363	893,573	906,866
(千円)	建設改良費	千円/年	632	0	0	0	0
	処理及び維持管理費	千円/年	904,010	797,925	844,741	869,188	876,143
	起債償還	千円/年	54,781	0	0	0	0
	その他	千円/年	29,427	29,533	33,622	24,385	30,723
人 口		人	58,993	59,444	59,694	59,565	59,346
1 人当たり経費[古賀市]		円/人・年	16,762	13,920	14,714	15,002	15,281
1 人当たり経費[福岡県]		円/人・年	14,441	14,553	15,229	15,783	—
1 人当たり経費[全国]		円/人・年	16,400	16,400	16,800	17,000	—

※ 上記ごみ処理事業経費は、当該年度に古賀市が負担した経費を示している

※ 令和 4(2022)年度の福岡県及び全国の 1 人当たり経費は、2024(令和 5)年 11 月 30 日現在未発表

第4節 実施施策の評価と今後の取組への課題

1. 第2次計画の指標について

第2次計画で設定した目標は、「家庭系ごみ（1人1日当たり）のごみ処理量」、「事業所のごみ処理量（1人1日当たり換算）」、「資源化率」の3項目です。

令和4(2022)年現在の各指標の進捗状況を表16に、実績値の推移を図17に示します。

これによると、「家庭系ごみ（1人1日当たり）のごみ処理量」は横ばい傾向にあり、令和4(2022)年度は409gと、計画目標値405gに達していません。「事業所のごみ処理量（1人1日当たり換算）」は緩やかな減少傾向にあり、令和4(2022)年度は331gと、計画目標値346gに達しています。減少傾向にありました「資源化率」は、令和4(2022)年度に16.6%と上昇しましたが、計画目標値17.5%に達していません。

表16 第2次計画目標の進捗状況

項目	計画基準 平成26(2014)年度	実績値 令和4(2022)年度	計画目標 令和5(2023)年度
総人口 (令和元(2019)年度) (計画改定時の想定値)	58,322人 (58,322人)	59,346人 (60,978人)	— (61,105人)
家庭系ごみ(1人1日当たり) のごみ処理量※	410g	409g	405g
事業所のごみ処理量 (1人1日当たり換算)	350g	331g	346g
資源化率	17.3%	16.6%	17.5%

※第2次計画における「家庭系ごみ」は、市民の日常生活から出るごみを指し、「家庭系ごみの処理量」は、家庭系ごみから資源化されるごみ(剪定枝、古紙など)を除いた値を指します。

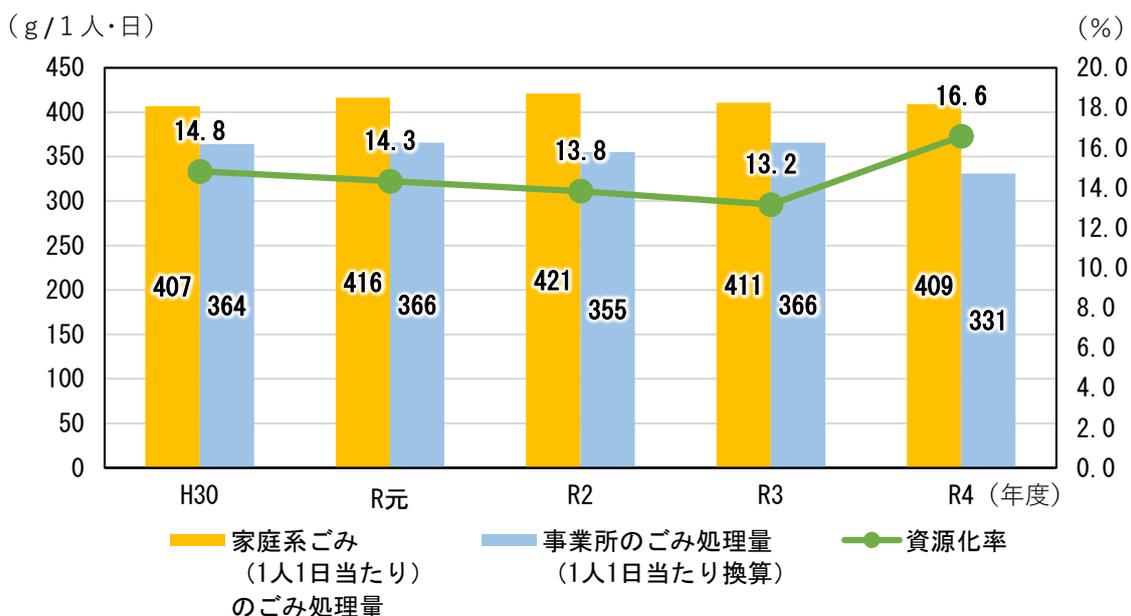


図 17 1人1日当たりのごみ処理量と資源化率の推移

表 17 ごみ処理量と資源化率の実績値 (参考)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
ごみ総排出量 (t) 《A》	19,490	19,805	19,609	19,434	19,217
リサイクル総量 (t) 《B》	2,888	2,838	2,711	2,558	3,184
リサイクル総量 (t) の内、 山元還元が占める量*	-	-	-	-	495
ごみ処理量 (t) 《A-B》	16,602	16,967	16,898	16,876	16,033
人口 (人)	58,993	59,444	59,694	59,565	59,346
1人1日当たりのごみ処理量 (g) (家庭系+事業所系) 《ごみ処理量÷人口÷365日》	771	782	776	776	740
家庭系ごみ (1人1日当たり) のごみ処理量 (g)	407	416	421	411	409
事業所のごみ処理量 (1人1日当たり換算) (g)	364	366	355	366	331
資源化率 (%) 《B÷A×100》	14.8	14.3	13.8	13.2	16.6

* 本計画の見直しに伴い、令和4(2022)年度からリサイクル総量に山元還元分を含めている

2. 第2次計画期間の主な取組

第2次計画期間で実施した主な取組を表18、表19に示します。

表18 第2次計画期間に実施した主な取組

実施時期	ごみ収集・ごみ削減・資源回収	補助金・奨励金	啓発
平成26(2014)年度			・家庭ごみの出し方パンフレット改定
平成27(2015)年度		・剪定枝チップ機購入費補助開始	
平成28(2016)年度			
平成29(2017)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・コスモス広場、リーパスプラザこがに古紙回収倉庫設置 ・小型家電回収開始回収ボックスの設置 ・リネットジャパンとの協定パソコン無料回収開始 ・古布の回収終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝等集団回収奨励金終了 ・剪定枝チップ機購入費補助終了 	・家庭ごみの出し方パンフレット改定
平成30(2018)年度			
令和元(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小型充電式電池(リチウムイオン電池等)回収開始 ・インクカートリッジ回収開始 		・家庭ごみの出し方パンフレット(英語版)作成
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所分別収集開始 ・福津市の事業所への市民剪定枝受入開始 		<ul style="list-style-type: none"> ・ダンボールコンポスト講座(親子向け)開始 ・家庭ごみの出し方パンフレット改定 ・事業者用ごみパンフレット作成
令和3(2021)年度			・行政区を対象とした分別収集困りごと講座開始
令和4(2022)年度	・市役所フードドライブ開始	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機器購入費補助金終了 ・古紙類集団回収奨励金終了 	・てまえどりPOP作成
令和5(2023)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい収集開始 ・廃食油回収ボックス設置 		

表19 第2次計画期間における一般廃棄物処理手数料(可燃ごみ袋料金)改正履歴

施行・改正時期	家庭用ごみ袋(10枚)			事業用ごみ袋(10枚)		粗大ごみ処理シール	根拠法、その他
	大45ℓ	小30ℓ	ミニ20ℓ	大70ℓ	小45ℓ		
第2次計画策定時 平成26(2014)年 3月時点	600円	350円	200円	1,000円	700円	500円	
平成27(2015)年 7月1日	617円	359円	205円	1,028円	719円	514円	平成26(2014)年4月の消費税増税に伴う手数料の改正
令和元(2019)年 10月1日	629円	366円	209円	1,047円	732円	523円	令和元(2019)年10月の消費税増税に伴う手数料の改正

3. 第2次計画における現状と課題について

第2次計画では、基本理念『市民・事業者・行政の共働による質にも着目した「循環型社会」の形成』のもと、以下の基本方針に基づき計画を推進しています。

ここでは、第2次計画における現状と課題について基本方針ごとに整理します。

基本方針	施策
<p>家庭系ごみ対策</p> <p>循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再使用、再利用に至るまでの総合的な施策を展開します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「3Rの見える化」など市民に分かりやすい情報の提供 2) 生ごみを減量するための水切りやマイバッグ等の啓発促進 3) 資源化率を上げるための分別品目の検討 4) 廃棄物減量等推進員制度の検討
<p>事業系ごみ対策</p> <p>事業系一般廃棄物については、実態を把握し、事業者との連携を図りながら、ごみ減量・再資源化を推進します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 適正な排出・処理の指導 2) 実態把握調査の実施 3) ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供 4) 資源化率向上のための取り組み 5) 事業者との連携促進 6) 優良事業者への表彰制度の活用
<p>市民・事業者・行政のパートナーシップづくり</p> <p>環境に関する活動について、個人・団体との連携を強化するとともに、情報提供や活動の推進を図ります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 環境活動に関わる個人・団体の連携強化 2) 環境活動に関する情報の提供及び活動の推進
<p>環境教育・普及啓発の充実</p> <p>年齢層に応じた環境教育・学習の充実を図るとともに、環境教育の人材活用、活動の推進を図ります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) ごみに関する環境教育のあり方の再検討 2) 年齢層に応じた環境教育・学習の充実 3) 環境教育の人材活用、活動の推進
<p>ごみ処理に関する体制整備の推進</p> <p>ごみやリサイクルに関する情報の公開を行いながら、より一層のごみ処理事業の効率化に努め、ごみ処理事業における市民サービスの向上を図ります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 実態の把握 2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制 3) ごみに関する情報の公開 4) 高齢者や障がい者などに配慮した収集運搬体制の検討 5) 災害時の対策についての施策検討
<p>循環型社会の形成についての調査の継続</p> <p>先進事例を参考にしながら、今後の古賀市に適した廃棄物処理のあり方の研究を継続します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 循環型社会の形成に関する研究の継続

図 18 第2次計画における基本方針及び施策

(1) 「家庭系ごみ対策」の現状と課題

1) 「3Rの見える化」など市民に分かりやすい情報提供

① 「家庭系ごみの出し方」パンフレット

家庭ごみの出し方パンフレットを平成 26(2014)年度、平成 29(2017)年度、令和 2(2020)年度に作成し、全戸配布しました。

外国籍の市民向けの英語版パンフレットを令和元(2019)年度に作成しました。

② 「3Rの見える化ツール」による環境負荷削減効果の活用

4Rの取組による二酸化炭素排出量削減などの環境負荷削減効果について、市ホームページや広報などに掲載しています。

コラム 3Rから4Rへ

3Rは環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組のことで、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字を取っています。第2次古賀市ごみ処理基本計画策定時は3Rを推進していましたが、ごみ自体を発生させないRefuse(リフューズ)の考え方も重要であることから、現在古賀市では3Rの前に1R(リフューズ)を加えた4Rを推進しています。

- 【1】断ろう (Refuse リフューズ) ごみになる物は発生源から断ちましょう
- 【2】減量しよう (Reduce リデュース) ごみとなる物が少なくなるよう行動しましょう
- 【3】繰り返し使おう (Reuse リユース) 使わなくなった物は他に活用する方法を考えましょう
- 【4】再資源化しよう (Recycle リサイクル) 資源は積極的にリサイクルし、有効活用を進めましょう

③分別収集による資源化効果の情報提供

【古紙】

平成 29(2017)年度にコスモス広場とリーパスプラザこがに古紙回収倉庫を設置し、市内4か所で古紙の拠点回収を行っています。

古紙類集団回収奨励金制度については、令和 4(2022)年度末をもって終了しました。

【剪定枝】

平成 23(2011)年度から行っていた古賀市剪定枝等集団回収奨励金は、平成 29(2017)年度末をもって終了しました。平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度の間、古賀市剪定枝チップ器購入費補助金を実施しています。令和 2(2020)年 11月 1日から、福津市内の事業所に剪定枝の自己搬入ができるようになり、資源として再利用されています。

【廃食油】

令和 5(2023)年度から古賀市役所環境課、サンコスモ古賀、サンリブ古賀店に廃食油回収ボックスを設置し、廃食油の回収効率化に取り組んでいます。



市役所に設置している
廃食油回収ボックス

④他自治体の事例などの調査研究

他自治体の事例を踏まえ、市ホームページに4Rの推進について掲載しています。

⑤3Rの取組の情報提供

4Rの具体的な取組について市ホームページや家庭ごみの出し方パンフレットに例示することにより、対象者のライフスタイルに合わせて、無理なく4Rの取組ができる情報提供を行っています。

2) 生ごみを削減するための水切りやマイバック等の啓発促進

①イベント等を利用した啓発

イベントや広報こがにおいて、市のごみの現状や生ごみ減量の重要性を啓発し、生ごみの減量方法として生ごみの水切りを呼びかけています。

②生ごみ処理機器の補助金等に関する実態調査

令和元(2019)年度に実態調査を実施しました。(資料編P43参照)

生ごみ処理機器購入補助金については令和4(2022)年をもって終了しました。

3) 資源化率を上げるための分別品目の検討

①「リサイクルの見える化」による分別収集への取組の推進

市ホームページに年度ごとの資源化量や集団回収量及び回収の効果について掲載しています。

②新規分別収集品目の検討

令和4(2022)年度に福岡県の支援を受け、プラスチック分別収集・再商品化に係る実証を実施しました。(資料編P18参照)

4) 廃棄物減量等推進員制度の検討

4Rに関する普及啓発や市民と事業者の連携による取組を推進するため、廃棄物減量等推進員制度の導入に向けた検討を行うこととしていますが、現時点では導入に至っていません。

【家庭系ごみ対策の課題】

「家庭系ごみ(1人1日当たり)のごみ処理量」は横ばい傾向にあり、令和4(2022)年度は409gと、令和5(2023)年度の計画目標値405gには達していません。

これまで、3Rに関する市民への啓発や生ごみの減量、分別収集の実施等の資源化などの施策は実施してきており、市民のごみの減量・資源化の意識は高いものとなっています。

今後の人口変化と現状の施策の継続では、家庭系の1人1日当たりごみ処理量は、横ばいの傾向になると予想されます。今後はごみの減量・資源化施策として、分かりやすい情報発信やライフスタイルに合わせた啓発を推進していくとともに、資源化する品目を増やすなどの資源化率を上げる施策を充実していくことで、ごみの排出量を減らしていくことが必要です。

(2) 「事業系ごみ対策」の現状と課題

1) 適正な排出・処理の指導

事業系ごみの適正な排出を促すため、多量排出事業所から提出される減量に関する計画書をもとに指導を行っています。

2) 実態把握調査の実施

令和4(2022)年度に事業者アンケートを実施しました。(資料編 P36 参照)

3) ごみ減量と資源化に関する啓発や情報提供

①事業者訪問によるごみ減量化・資源化の啓発・指導

毎年、市内事業所を訪問し、調査指導を行っています。

②事業者用パンフレットの作成

令和2(2020)年度に事業者用ごみパンフレットを改定しました。

③「3Rの見える化ツール」による環境負荷減削減効果の活用

4Rの取組による二酸化炭素排出量削減などの環境負荷削減効果について市ホームページや広報などに掲載しています。

④他自治体の事例などの調査研究

他自治体の事例を踏まえ、ごみ減量化・資源化について市ホームページに掲載しています。

⑤環境負荷の少ない事業活動への変革のための情報提供

他自治体の事例を踏まえ、SDGsを踏まえた事業活動について市ホームページに掲載しています。

4) 資源化率向上のための取り組み

①新たな資源化ルート構築

市内事業所を訪問し、排出されたごみの積極的な資源化について指導や助言を行っています。

②自主的な資源化の取り組みについての支援

令和2(2020)年度に事業者用ごみパンフレットを改定しました。

5) 事業者との連携促進

不定期ですが、必要に応じて減量や資源化の取り組みを率先して行っている事業者相互の情報交換が行える場を設けています。

直近では、令和4(2022)年10月11日にサンリブ古賀店にて食品ロス対策を主題として意見交換会を開催しました。

6) 優良事業者への表彰制度の活用

古賀市ごみ減量化推進優良事業所の認定を実施しています。

また、ごみ減量化の推進で顕著な功績のあった事業所に対して「古賀市ごみ減量化最優良事業所」として表彰しています。



表 20 古賀市ごみ減量化優良事業所認定一覧

認定番号	事業所名	認定時期
第 1 号	ヤマザキ製パン(株)福岡工場	平成 29(2017)年 12 月
第 2 号	(株)カイセイ	平成 30(2018)年 1 月
第 3 号	(株)ピエトロ	平成 30(2018)年 2 月
第 4 号	医療法人 聖恵会	平成 30(2018)年 9 月
第 5 号	福岡倉庫(株)古賀営業所	平成 30(2018)年 9 月
第 6 号	ホームプラザナフコ古賀店	平成 30(2018)年 10 月
第 7 号	くまや蒲鉾(株)	平成 30(2018)年 10 月
第 8 号	環境開発工業(株)	平成 30(2018)年 12 月
第 9 号	(株)古賀環美サービスセンター	平成 30(2018)年 12 月
第 10 号	小寺油脂(株)	平成 31(2019)年 4 月
第 11 号	粕屋北部消防本部	令和 2(2020)年 8 月
第 12 号	(株)LIXIL トータルサービス九州支店	令和 4(2022)年 4 月
第 13 号	日本食品(株)	令和 4(2022)年 5 月
第 14 号	(株)アクタ	令和 5(2023)年 12 月

【事業系ごみ対策の課題】

「事業所のごみ処理量(1人1日当たり換算)」は緩やかな減少傾向にあり、令和4(2022)年度は331gと、令和5(2023)年度の計画目標値346gに達しています。

これまで、多量排出事業者への事業系ごみの適正処理の指導や、市内事業者への訪問調査や啓発、ごみ減量化推進優良事業者への表彰制度等の施策を実施し、事業系ごみの減量化と資源化に努めています。

効果を引き続き継続させるため、今後も適正な排出や処理の指導、実態を把握する調査やごみの減量・資源化に向けた啓発や情報提供を推進していく必要があります。

(3) 「市民・事業者・行政のパートナーシップづくり」の現状と課題

1) 環境活動に関わる個人・団体の連携強化

① 「ぐりんぐりん古賀」を中心とした資源循環に関する環境教育の推進

古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)が行うぐりんぐりんフェスタのパネル展や、各種清掃活動、「KOGA 環境ひろば」を通じて資源循環に関する環境教育を推進しました。

【古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)主催のイベント】

「るんるん♪ごみ拾い」では、市内中学校にボランティア参加を呼びかけ、ごみ拾いの後、組成調査を行いました。

【古賀市主催のイベント】

令和4(2022)年度から開催している「KOGA 環境ひろば」では、古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)を含む環境啓発活動を行う団体と連携し地球温暖化や資源循環、生物多様性や動物愛護など幅広く啓発活動を行っています。



KOGA 環境ひろば

コラム 古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)

古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)は、人と自然が共生し、持続的に発展することができる「共働の環」の実現のため、多様な主体(市民、ボランティア団体、事業者、市など)が集い、活動する、開かれた共働ネットワークです。

活動内容は生態系保全活動や生物調査、ポイ捨てごみの組成調査や河口の清掃活動など多岐にわたります。



古賀市環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)による環境教育

②環境と密接に関わり合う主体とのネットワークの強化

市内及び近郊の企業や団体等が集まり、環境の視点からそれぞれの活動内容についての発表を行い、交流する場としている「KOGA 環境活動じまん！」を令和4(2022)年度から開催しています。資源循環の分野では、海岸の清掃活動や河口で採取されたごみの組成調査の発表がありました。



KOGA 環境活動じまん！

2) 環境活動に関する情報の提供及び活動の推進

①「つながりひろば」の活用による情報発信の強化

つながりひろばを通じて、つながりひろば登録団体や市民を対象に、清掃活動やごみ組成調査などの環境保全活動を行う「環境ボランティア体験」への参加を呼びかけ、多数の参加に繋がっています。

コラム つながりひろば

「つながりひろば」は、公益のために活動する市民活動団体、またはこれから活動を始めたいと思う方の支援を行う市の施設です。



つながりひろばでの古布ティッシュ切り

②地域清掃活動への支援・活動の推進

アダプトプログラムによる市内の事業者を中心とした団体の積極的な美化活動、市民・事業者による海岸の一斉清掃(ラブアース・クリーンアップ)、地域コミュニティやボランティア団体による清掃活動等に対して支援を行っています。



【市民・事業者・行政のパートナーシップづくりの課題】

これまでは、「ぐりんぐりん古賀」や「つながりひろば」の活動を活用し、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責務のもとに、ごみの減量・資源化を推進する環境づくりに努めてきました。令和4(2022)年度には新たな施策として市民・事業者・市が連携した「KOGA 環境ひろば」、「KOGA 環境活動じまん!」を開催しました。

今後は、ごみの減量・資源化への取り組みを進めるため、市民・事業者・市の連携をさらに強化する必要があります。

(4)「環境教育・普及啓発の充実」に関する現状と課題

1) ごみに関する環境教育のあり方の再検討

他自治体の先進的な取り組みを中心に研究を行っています。

2) 年齢層に応じた環境教育・学習の充実

①資源循環に関する小中学校向け「環境プログラム」の活用

「古賀市環境人材バンク」には、資源循環に関する環境アドバイザーが3件(個人1件・団体2件)及び、環境プログラムが4件登録されていますが活用には至っていません。(資料編 P5 参照)

コラム 古賀市環境人材バンク

「古賀市環境人材バンク」とは、地域や学校、団体、事業者の方が環境教育や学習会、研修会を開催する際に、主催者の利用申請に応じて、内容に適した「環境アドバイザー」とそのサポートをする「環境サポーター」を派遣する制度です。

②全世代に対応した資源循環に関する環境教育の推進

表 21 に示すとおり、親子向けダンボールコンポスト講座や古賀市まちづくり出前講座を中心に、全世代に対応した資源循環に関する環境教育を実施しています。

表 21 古賀市環境課主催の資源循環に関する講座実施状況

単位：回

プログラム名	R元	R2	R3	R4	R5	計
古賀市まちづくり出前講座 実施回数 「はじめよう！ごみ減量大作戦！！」	1	0	0	0	2	3
ダンボールコンポスト講座 実施回数	0	2	2	2	4	10
古賀市環境人材バンク 活用回数 (資源循環に関する講座)	-	-	0	0	0	0
分別収集困りごと講座 実施回数	-	-	3	2	3	8
外国籍市民を対象としたごみの捨て方講座 実施回数	-	1	0	1	1	3

3) 環境教育の人材活用、活動の推進

①古賀市版「環境カウンセラー」登録制度の活用

市の環境カウンセラー制度である「古賀市環境人材バンク」には、資源循環に関する環境アドバイザーが3件（個人1件・団体2件）及び、環境プログラムが4件登録されていますが、活用には至っていません。

②資源循環に関する意見交換のための交流の場づくり

減量や資源化の取り組みを率先して行っている団体の相互の情報交換が行える場づくりを検討しましたが、十分な実施には至っていません。

【環境教育・普及啓発の充実の課題】

これまで、年齢層に応じた資源循環に関する環境教育のあり方の再検討や人材活用制度の充実などを図ってきました。

今後も、資源循環に関する環境教育のあり方を検討し、「古賀市環境人材バンク」の活用や新たな教育プログラムの検討、団体間の連携強化を図っていくことが必要です。

(5) 「ごみ処理に関する体制整備の推進」の現状と課題

1) 実態の把握

収集運搬、処理状況、資源化、経費等の実態を把握し、各施策に反映させています。

2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制

① ごみ処理手数料などの経済的手法の活用

ごみ処理に係る市民や事業者の負担の公平性の確保を図りながら、一層のごみの減量と資源化を促進するため、ごみ処理量やごみ処理手数料等の数値を比較することにより、ごみ袋料金の適正価格について分析しています。

② 費用対効果をにらんだ収集運搬体制の見直し

一般廃棄物収集運搬委託業者と定期的に打ち合わせを行い、収集方法等について協議しています。

3) ごみに関する情報の公開

市民や事業者に分かりやすく伝えることを念頭に、市ホームページにごみに関する情報を掲載しています。

4) 高齢者や障がい者などに配慮した収集運搬体制の検討

令和 5(2023)年度から「古賀市ふれあい収集事業」を開始し、高齢者等の可燃ごみの持ち出し支援を行っています。

5) 災害時の対策についての施策検討

災害時に多量に発生する廃棄物の処理について、広域的な処理体制の確保と、地域内及び周辺地域との連携を図るために平成 30(2018)年度に古賀市災害廃棄物処理計画を策定しています。

また、災害発生に備え各団体と協定を締結しています。

表 22 災害時の主な協定

協定の名称	協定締結団体	締結日
一般廃棄物の処理に関する相互協定	福岡市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	平成 12(2000)年 12月25日
可燃・不燃ごみ相互融通に関する申し合わせ事項	古賀清掃工場(エコロの森)、宗像清掃工場	平成 15(2003)年 6月24日
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	平成 17(2005)年 4月26日
福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成 18(2006)年 10月10日
福岡都市圏市町村消防相互応援協定	福岡都市圏の市町、消防の一部事務組合	平成 18(2006)年 10月10日
環境自治体会議を構成する市町村の災害等における相互支援に関する協定	環境自治体会議に属する市町村のうち参加の意思表示をした 30 市町	平成 24(2012)年 6月6日
災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人福岡県産業廃棄物協会	平成 29(2017)年 9月11日
災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	新栄環美協働組合	平成 31(2019)年 1月29日

【ごみ処理に関する体制整備の推進の課題】

これまでは、収集運搬、資源化、処理状況、処理後の行方、経費等の関連情報を把握しながら、実態調査を行うとともに、可能な限りごみ処理経費の削減に努め、収集体制の効率化を進めてきました。また、ごみに関する情報はできる限り公開し、広報・市ホームページにより周知しています。さらに、古賀市ふれあい収集事業により可燃ごみの持ち出し支援による市民サービスの向上や古賀市災害廃棄物処理基本計画の策定などにも取り組んでいます。

今後も、引き続き実態の把握を行い、ごみ処理に係る体制の効率化、経費の抑制、ごみに関する情報の公開等に努めていく必要があります。

(6) 「循環型社会の形成についての調査研究」の現状と課題

1) 循環型社会の形成に関する研究の継続

平成 25(2013)年度に古賀市循環型社会研究会から答申を受けた内容を踏まえ、循環型社会の形成に向け調査研究しています。(資料編 P7 参照)

【循環型社会の形成についての調査研究の課題】

古賀市循環型社会研究会における答申を踏まえ、循環型社会の形成に向け調査研究しています。答申を受けた内容については引き続き調査研究するとともに、製品プラスチックの資源化の検討など、必要に応じて個別に研究を進めていく必要があります。

第5節 ごみ処理に関する課題と今後の取組の方向性

家庭系ごみ排出量は横ばい傾向にあり、計画目標値には達していません。4Rの推進など、ごみの減量・資源化施策を更に推進していく必要があります。

事業系ごみ排出量は、緩やかな減少傾向にあり、計画目標値を達成しています。引き続き事業系ごみの実態把握と事業者への適正な指導を推進する必要があります。

この他、資源循環を中心とした環境活動を進めていく上での市民・団体・事業者の連携強化や資源循環に関する環境教育の充実、ごみ処理に係る体制の効率化等に努めていく必要があります。

これらの課題に対し、総合的に取り組んでいくことにより、限りある資源を効率的に利用し、リサイクル等で循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていく社会「循環型社会」の形成を目指していく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1. 基本理念

資源を有効に活用する循環型社会の形成

長期的な視野に立った“まちづくりの指針”を示す「第5次古賀市総合計画」では、目標像として掲げる『ひと育つ こが育つ 人がまちを支え 産業が人を支え みんなが育つ 未来に向かって育ち続けるまち』実現のため、ごみ処理に関する政策の方向性を「資源を有効に活用する循環型社会の形成」と設定しています。

また、国の上位計画である「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国が実施すべき循環型社会形成推進のための政策として、“環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させ取り組み”、“ライフサイクル全体での徹底的な資源循環”など、新たな視点を盛り込んだ方法論が展開されています。

本計画では基本理念を、第5次古賀市総合計画で示すごみ処理に関する施策の方向性と同様に「資源を有効に活用する循環型社会の形成」とし、国の新たな動きを踏まえつつ取り組みを進めていきます。

第5次古賀市総合計画におけるごみ処理政策の位置づけ

○目標像：ひと育つ こが育つ

人がまちを支え 産業が人を支え みんなが育つ 未来に向かって育ち続けるまち

○政策の目標（政策によって目指すまちの姿）：環境の保全と継承

未来の地球のために、日々の暮らしのなかでできることを考え、行動し、持続可能で豊かな環境を次の世代に引き継ぐまち

○施策とその方向性：資源を有効に活用する循環型社会の形成

限りある資源を将来へ引き継ぐとともに、廃棄物処理に伴う環境負荷を低減することができるよう、市民・事業者とともに、リフューズ (Refuse)・リデュース (Reduce)・リユース (Reuse)・リサイクル (Recycle) の4Rが浸透したライフスタイルやビジネススタイルの定着を推進し、なお残るごみについては適正に処理するとともに、市民や事業者に対し適正な排出に向けた啓発を行います。

取り組みを進めるにあたっては、古賀市の最上位計画である第5次古賀市総合計画や環境分野の最上位計画である第3次古賀市環境基本計画との整合を図る必要があります。

第3次古賀市環境基本計画では、限りある資源を有効に活用するため、資源循環の環境課題に対して「4Rの取組を推進するごみの少ないまち」を目標として設定しています。

第3次古賀市環境基本計画における資源循環に関する施策の体系（抜粋）

分野別環境目標	施策の方向性	施策
資源循環 4Rを推進する ごみの少ないまち	1. 家庭における4Rの推進	(1) 4Rの普及促進 (2)ごみの減量の推進 (3)資源化の推進
	2. 事業所における4Rの推進	(1)ごみの減量と資源化の推進

図 19 第3次古賀市環境基本計画 資源循環に関する施策の体系

2. 循環型社会の形成

循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合においては適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源は適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

<循環型社会の基本原則>

- ・再生可能な資源を使った製品に変更することを検討する
- ・廃棄物等の発生を抑制する
- ・排出された廃棄物等は、できるだけ資源として循環的な利用を行う
- ・どうしても循環的な利用が行われないものは、適正に処分する

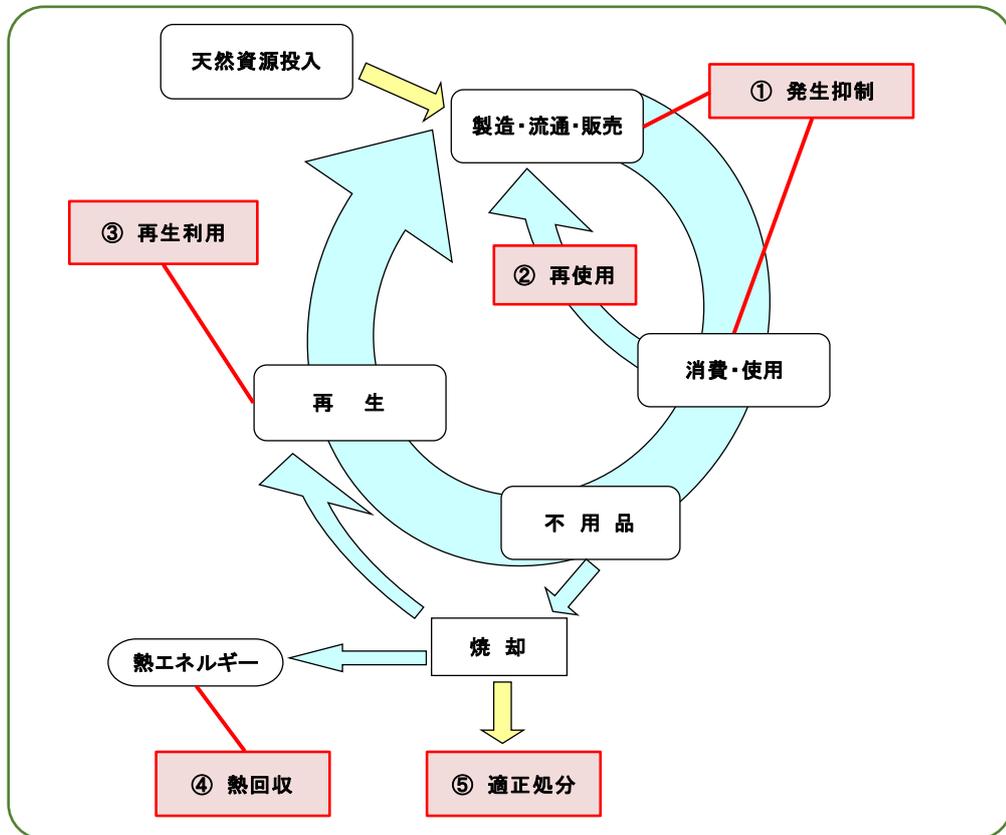


図 20 循環型社会のイメージ

3. ごみ処理の基本原則

本計画では、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図るため、「循環型社会形成推進基本法」を踏まえるとともに、古賀市の考え方を加え、ごみ処理の基本原則（優先順位）を次のように定めます。

4R

優先順位 1 発生抑制

不要なものを持ち込まない（リフューズ）



削減（リデュース）

＜発生するごみをできるだけ減らす＞

循環型社会を形成するためにごみとなるものは作らない、求めないという事業活動やライフスタイルを定着させ、ごみの発生抑制を図ります。



優先順位 2 再使用（リユース）

＜できるだけ繰り返し使う＞

発生抑制を図ったうえで、最後まで使いきり、それでも不用になったものは、必要な人に渡すか、他の使えるものに変えるなどでごみの排出量を削減します。



優先順位 3 再生利用（マテリアルリサイクル）

＜資源としてリサイクルする＞

発生抑制・再使用を行った後、どうしても使えず排出されるごみのうち、リサイクル可能なものについては資源としてリサイクルします。また、リサイクルされた再生資源、再生品の利用を促進します。



優先順位 4 熱回収（サーマルリサイクル）

＜焼却しその熱を利用する＞

発生抑制・再使用・再生利用を図った後に排出されるごみのうち、焼却可能なものについては焼却しその熱を利用します。



優先順位 5 適正処分

＜どうしても使えないものは、適正に処分する＞

最終的に処分しなければならないものは、環境への負荷ができる限り低減される適正な処分を行います。

4. 基本方針

基本理念「資源を有効に活用する循環型社会の形成」を推進するに当たり、5つの基本的な方針に沿った施策を重点的に展開します。

1. 生活系ごみ^{*}対策

循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再使用、再利用に至るまでの総合的な施策を展開します。

2. 事業系ごみ対策

事業系一般廃棄物については、実態を把握し、事業者との連携を図りながら、ごみ減量・再資源化を推進します。

3. 市民・事業者・市のパートナーシップづくり

環境に関する活動について、個人・団体との連携を強化するとともに、情報提供や活動の推進を図ります。

4. 環境教育・普及啓発の充実

年齢層に応じた環境教育・学習の充実を図るとともに、環境教育の人材活用、活動の推進を図ります。

5. ごみ処理に関する体制整備の推進

ごみやりサイクルに関する情報の公開を行いながら、より一層のごみ処理事業の効率化に努め、ごみ処理事業における市民サービスの向上を図ります。

※第2次計画では、市民の日常生活から出るごみを「家庭系ごみ」としていましたが、国の表記に合わせ、本計画では「生活系ごみ」に変更します。

5. 市民・事業者・市の役割

基本方針を推進するに当たり、市民、事業者、市が、それぞれの役割を果たしていく必要があります。各主体の知識や知恵を最大限に活用し、持続的な取組とするためには、各主体が個々に行動するだけでなく、連携・共働して問題の解決に向けて取り組む必要があります。

① 市民の役割

市民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが求められています。また、市民の消費者としての側面を意識し、個々の消費の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者市民社会）の形成を目指すことが求められています。

② 事業者の役割

生産者等については、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ、法令遵守を徹底し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することなどが求められます。また、拡大生産者責任を踏まえて、製品が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や、情報公開など透明性を高める努力を行うことなどが求められます。廃棄物処理業者については、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことなどが求められます。金融機関や投資家には、循環型社会づくりに取り組む企業・NPOや、循環型社会づくりにつながるプロジェクト等に対して的確に資金供給することなどが期待されます。

これらの個別事業者に加え、事業者団体の取組も重要で、これまでの取組で進展した最終処分量の削減に加えて、自主的に資源生産性など業種に応じた目標を設定すること等により事業者全体の取組をより深化させていくことが期待されます。

③ 市の役割

市は、地域における循環型社会を形成していく上で、中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすこと、さらに地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められています。

基本理念

資源を有効に活用する循環型社会の形成



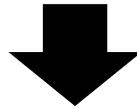
ごみ処理の基本原則

【循環型社会形成推進基本法によるごみ処理の優先順位】

再生可能な資源への切り替え

+

(発生抑制 ⇒ 再利用 ⇒ 再生利用 ⇒ 熱回収 ⇒ 適正処分)



基本方針

1. 生活系ごみ対策
2. 事業系ごみ対策
3. 市民・事業者・市のパートナーシップづくり
4. 環境教育・普及啓発の充実
5. ごみ処理に関する体制整備の推進

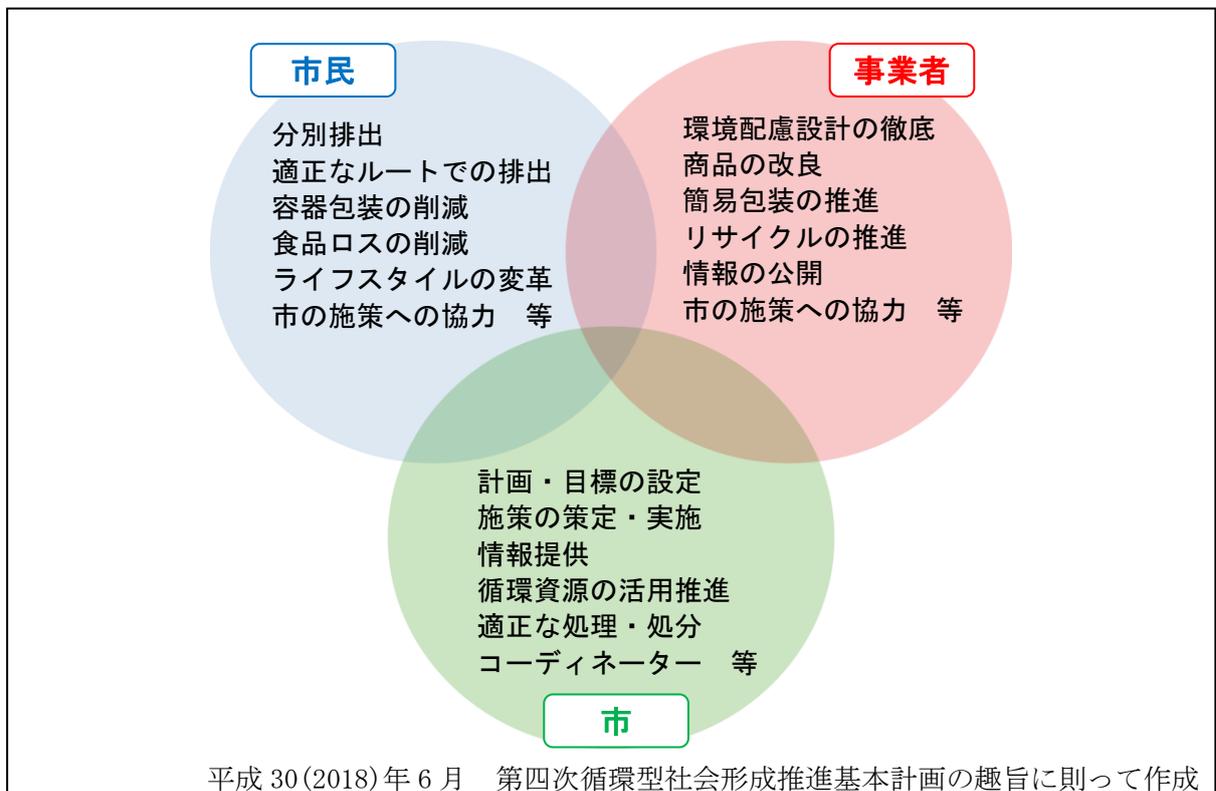


図 21 循環型社会体系図

第2節 計画の目標

1. ごみ排出量の将来推計

(1) 人口推計

「第5次古賀市総合計画・基本構想（2022年～2031年）」では、「第2期古賀市人口ビジョン」における推計値をもとに、将来の人口フレームの目標を6万人と想定しています。

本計画では、これらの将来人口との整合を図るため、「第2期古賀市人口ビジョン」の推計値（第1期社人研推計準拠+第2期子ども女性比率による推計）をもとに算定した推計人口を採用します。

表 23 推計人口

(単位:人)

年 度		実績及び推計人口	第2期古賀市人口ビジョン推計値	古賀市第5次総合計画目標値
実 績 値	H25	58,757		60,000
	H26	58,324		
	H27	58,292	57,959	
	H28	58,433		
	H29	58,673		
	H30	58,993		
	R元	59,444		
	R2	59,694	59,531	
	R3	59,565		
	R4	59,346		
推 計 値	R5	59,426		
	R6	59,506		
	R7	59,585	59,585	
	R8	59,508		
	R9	59,431		
	R10	59,354		
	R11	59,277		
	R12	59,202	59,202	
	R13	59,055		
	R14	58,908		
	R15	58,761		
	R16	58,614		
	R17	58,467	58,467	

(注) 実績人口：各年9月末人口

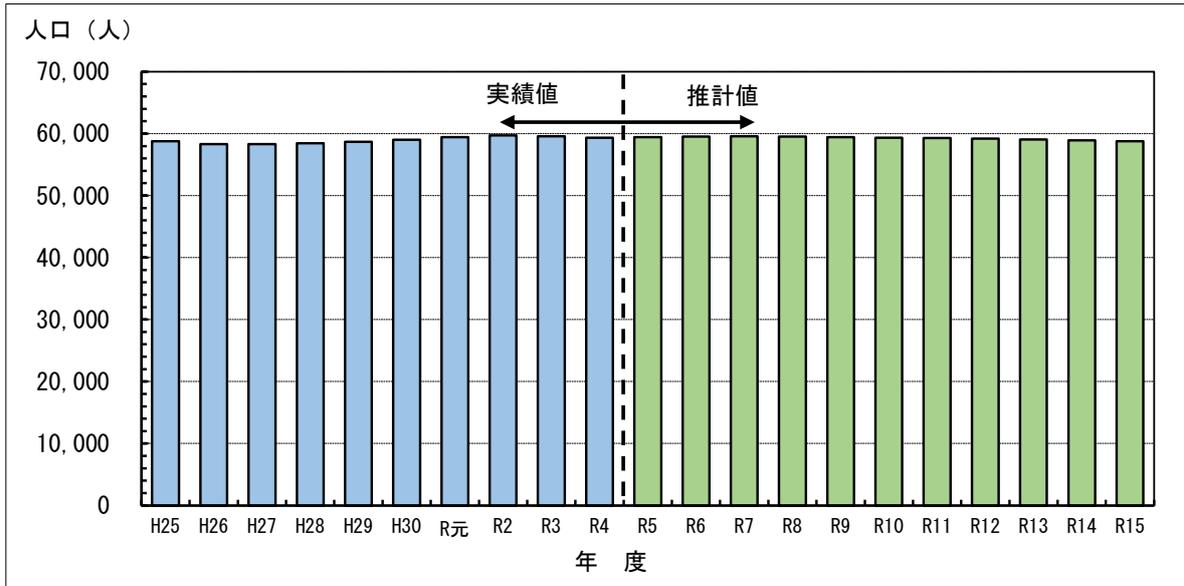


図 22 推計人口

(2) ごみ総排出量・リサイクル総量の推計

ごみの排出の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合のごみ総排出量とリサイクル総量の推計値は表 24 のとおりです。

ごみ総排出量は令和 7(2025)年度をピークにその後は緩やかな減少傾向となっています。令和 7(2025)年度のごみ総排出量 19,354t、リサイクル総量 3,207t を最大とし、目標年度の令和 15(2033)年度にはごみ総排出量が 19,189 t、リサイクル総量 3,176 t と推計されます。

表 24 ごみ総排出量・リサイクル総量理量 推計表

年度	R4 実績	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計
ごみ総排出量 (t)	19,217	19,322	19,338	19,354	19,339	19,323
リサイクル総量 (t)	3,184	3,201	3,206	3,207	3,206	3,201
人口 (人)	59,346	59,426	59,506	59,585	59,508	59,431

	R10 推計	R11 推計	R12 推計	R13 推計	R14 推計	R15 推計
ごみ総排出量 (t)	19,308	19,292	19,277	19,248	19,218	19,189
リサイクル総量 (t)	3,197	3,195	3,192	3,189	3,182	3,176
人口 (人)	59,354	59,277	59,202	59,055	58,908	58,761

※ごみ総排出量算定方法：生活系ごみ※排出量原単位(550.2g/人・日)×人口×365日
 +事業系ごみ排出量原単位(20.24t/日)×365日

生活系ごみ排出量原単位：過去2年間(令和3年度、令和4年度)における、1人1日当たり生活系ごみ排出量の平均値(550.2g/人・日)がそのまま推移するものとします。

事業系ごみ排出量原単位：過去2年間(令和3年度、令和4年度)における、1日当たり事業系ごみ排出量(20.24t/日)がそのまま推移するものとします。

リサイクル総量算定方法：ごみ総排出量から、最新の実績である令和4年度の資源ごみの品目別処理量の構成割合を用いて算出しています。

2. ごみ減量と資源化の指標

(1) ごみ減量と資源化の指標設定

第3章第4節の実施策の評価と今後の取り組みへの課題から、生活系及び事業系ごみの目標に対する課題の整理を踏まえ、ごみ減量と資源化の指標を以下に示します。

なお、第2次計画で資源化の指標として使用していた「資源化率」については、国及び多くの自治体において「リサイクル率」を使用していることを踏まえ、「リサイクル率」に変更します。

(ごみ減量と資源化の指標)

ごみの排出量増加を抑制しながら、ごみの減量と資源化を推進します。

- ① 1人1日当たりの生活系ごみの排出量の削減
- ② 1日当たりの事業系ごみの排出量の削減
- ③ リサイクル率の向上

(算定方法)

① 「1人1日当たりの生活系ごみの排出量」

=生活系ごみ（生活系収集ごみ+自己搬入ごみ（剪定枝）+集団回収）の排出量
÷年間日数（365日）÷人口

② 「1日当たりの事業系ごみの排出量」

=事業系ごみ（事業系収集ごみ+自己搬入ごみ（事業系））の排出量÷年間日数（365日）

③ 「リサイクル率」

=リサイクル総量÷ごみ総排出量×100

(2) ごみ減量と資源化における目標数値

本計画におけるごみの減量と資源化に関する数値目標を以下のとおり定めます。

表 25 ごみ減量と資源化における目標数値

項目	計画基準（実績値） 令和 4 (2022) 年度	計画目標（目標値） 令和 15 (2033) 年度
総人口（人）	59,346	58,761（推計人口）
1人1日当たりの 生活系ごみ排出量（g）	549.7	522.5 （令和 4 年度から 5%削減）
1日当たりの 事業系ごみ排出量（t）	20.03	19.03 （令和 4 年度から 5%削減）
リサイクル率（%）	16.6	20.0

コラム：リサイクル率の目標達成に向けた、市民 1 人当たりの資源化取り組みの目安

リサイクル率の目標値 20.0%を達成するためには、市民一人一人が資源化に取り組み、市民 1 人が排出するごみ量のうち、分別収集など資源化するごみの量を 1 日当たりさらに約 50g 増やしていく必要があります。

目標達成のため市民 1 人が 1 日に増やしていく資源ごみの量の目安

剪定枝*	30g/人・日	※剪定枝は戸建て住宅にお住まいの場合
廃食油	1g/人・日	
古紙類回収	14g/人・日	
容器包装プラスチック	3g/人・日	
ペットボトル	2g/人・日	

第3節 施策の展開

本計画の施策の体系を示します。

具体的な施策は5つの基本方針に沿って次ページ以降に示します。

基本方針	施策
1. 生活系ごみ対策 循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再使用、再利用に至るまでの総合的な施策を展開します。	<ul style="list-style-type: none">(1) 4Rの推進に向けた分かりやすい情報の提供(2) 食品ロス削減に向けた取組の推進(3) 生ごみを減量するための啓発促進(4) プラスチックごみを減量するための啓発推進(5) 分別収集の推進(6) 不法投棄への対応
2. 事業系ごみ対策 事業系一般廃棄物については、実態を把握し、事業者との連携を図りながら、ごみ減量・再資源化を推進します。	<ul style="list-style-type: none">(1) 適正な排出・処理の指導(2) 実態把握調査の実施(3) ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供(4) リサイクル率向上のための取組(5) 優良事業者への表彰制度の活用(6) 不法投棄への対応
3. 市民・事業者・市のパートナーシップづくり 環境に関する活動について、市民・事業者・市の連携を強化するとともに、情報提供や活動の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none">(1) 市民・事業者・市の連携強化(2) 情報の提供及び活動の推進
4. 資源循環に関する環境教育・普及啓発の充実 年齢層に応じた環境教育・学習の充実を図るとともに、環境教育の人材活用、活動の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none">(1) 資源循環に関する環境教育のあり方の検討(2) 年齢層等に応じた環境教育の充実と人材活用の推進
5. ごみ処理に関する体制整備の推進 ごみやリサイクルに関する情報の公開を行いながら、より一層のごみ処理事業の効率化に努め、ごみ処理事業における市民サービスの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none">(1) 実態の把握(2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制(3) ごみに関する情報の公開(4) 高齢者や障がい者などに配慮した収集運搬体制の検討(5) 災害時の対策(6) 処理施設の適正かつ効率的な運営(7) 循環型社会の形成に関する研究の継続

図 23 施策の体系図

1. 生活系ごみ対策

- (1) 4Rの推進に向けた分かりやすい情報の提供
- (2) 食品ロス削減に向けた取組の推進
- (3) 生ごみを減量するための啓発促進
- (4) プラスチックごみを減量するための啓発促進
- (5) 分別収集の推進
- (6) 不法投棄への対応

(1) 4Rの推進に向け市民に分かりやすい情報の提供

- 市ホームページや広報こが等を通じて、それぞれのライフスタイルや世代に合わせて無理なく4Rの取組ができる情報の提供を行います。
- 市が作成するパンフレット「家庭系ごみの出し方」等を通じて、わかりやすいごみの出し方や分別方法の周知を図ります。
- 4Rの推進とともに、環境への負荷が少ない製品や循環型の素材の製品の選択など、再生可能な資源への切替え(リニューアブル)を考慮したグリーン購入を推進し、情報の提供を行います。
- イベントや講座を通じて、4Rの推進に向けた普及啓発を行います。

(2) 食品ロス削減に向けた取組の推進

- フードドライブをはじめとした食品ロス対策を推進します。
- すぐに食べるものは賞味期限の近い商品を積極的に購入する「てまえどり」を推進します。

(3) 生ごみを減量するための啓発促進

- 食べ物を「買いすぎない」「作りすぎない」「残さずに食べきる」など生ごみ自体を発生させない啓発を行います。
- 市のイベント等を通じて、食品ロスの現状を伝えると共に、生ごみの減量に効果的な方法(極力濡らさない、水切り、堆肥化等)についての啓発を行います。
- 市民向け「ダンボールコンポスト講座」を実施し、堆肥化による生ごみ減量を促す啓発を行います。

(4) プラスチックごみを減量するための啓発促進

- プラスチックを「断る」「代替商品を選ぶ」啓発を行います。
- 市のイベント等を通じて、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの現状を伝えるとともに、マイバッグの使用やプラスチック代替商品の使用を促す啓発を行います。

(5) 分別収集の推進

- 古紙や剪定枝、廃食油や小型家電などの分別収集による資源化を促進します。
- 資源ごみの回収の効果を明確化し、分別収集への取り組みを推進します。
- 最新のリサイクル情報を収集し、新規に分別収集できる品目について検討し、リサイクル率の向上につなげます。

(6) 不法投棄への対応

- ごみの不法投棄の防止について、広報等を通じ、啓発に努めます。
- 不法投棄パトロールを必要に応じ行い、監視体制の強化を図ります。
- 不法投棄を発見した場合は、警察等の関係機関と連携し、原因者の究明及び原状回復の指導を行います。

コラム：市民に求められる取組の例（第3次古賀市環境基本計画抜粋）

（ごみを出す前に）

- ・資源物の分別を徹底します。
- ・ごみをなるべく濡らさないようにします。また、生ごみの水切りをします。
- ・コンポスト容器などで生ごみを堆肥化し、利用します。
- ・食べない缶詰などは、フードドライブへ寄付します。
- ・なくなった服はリユースショップなどで売却します。

（外出時）

- ・マイバッグ、マイボトル、マイカトラリー（はし、スプーン、フォーク）を持ちます。

（買い物）

- ・食材は使い切ることができる量を購入します。
- ・詰め替え用の商品やばら売り・量り売り商品を購入します。
- ・お店で食材を購入する際、手前にある商品から選ぶ「てまえどり」に協力します。
- ・包装紙や保存用の箱を断ります。
- ・まちで配布している不要なチラシ、フリーペーパーを断ります。

2. 事業系ごみ対策

- (1) 実態把握調査の実施
- (2) 適正な排出・処理の指導
- (3) ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供
- (4) リサイクル率向上のための取組
- (5) 優良事業者への表彰制度の活用
- (6) 不法投棄への対応

(1) 実態把握調査の実施

- 事業系ごみについて、多量排出事業者を中心として、業種ごとに現在の排出状況や処理の負担、リサイクルへの関心や取組意識等について調査を実施します。

(2) 適正な排出・処理の指導

- 事業系ごみの適正な排出を促すため、事業系ごみの排出状況を確認した上で、処理責任を明確にし、適正処理・減量・資源化を指導します。

(3) ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供

- 実態把握調査の結果を踏まえ、事業者を訪問し、製造・流通・販売等の事業活動の各段階における廃棄物について、ごみの減量と資源化に関する情報提供、指導及び啓発を行います。
- 事業者のグリーン購入について普及啓発し、推進します。
- 事業者の適正処理・減量・資源化の関心を高めるため、4Rの取組を促すパンフレットを作成します。
- 事業者が自主的・自発的に取り組むことができる他自治体の事例などを調査研究し、市ホームページや広報こが等での啓発に加え、事業者訪問において取組の紹介を行います。
- 環境負荷の少ない事業活動への変革を求めるため、業種ごとの産業特性に合わせて無理なく4Rの取組ができる情報提供を行います。

(4) リサイクル率向上のための取り組み

- 事業者に対し資源ごみの分別の徹底を促すとともに、自主的な資源化の取組についての支援を検討します。

(5) 優良事業者への表彰制度の活用

- ごみ減量化推進優良事業所認定制度により、ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所の認定と特に優れた事業所を表彰し、ごみ減量意識の向上や具体的な行動を促します。

(6) 不法投棄への対応

- ごみの不法投棄の防止について、広報等を通じ、啓発に努めます。
- 不法投棄パトロールを必要に応じ行い、監視体制の強化を図ります。
- 不法投棄を発見した場合は、警察等の関係機関と連携し、原因者の究明及び原状回復の指導を行います。

コラム：事業者に求められる取組の例（第3次古賀市環境基本計画抜粋）

（日々の業務）

- ・資源物の分別を徹底します。
- ・グリーン購入を推進します。
- ・梱包材や容器包装などの減量化に取り組みます。
- ・節水やペーパーレス化など、省資源化に取り組みます。

（食品の販売、食事の提供）

- ・食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組みます。
- ・「てまえどり」を推進するなど、消費期限内の食品廃棄削減に取り組みます。
- ・必要な量だけ買うことができるように、ばら売りや量り売りを進めます。
- ・生ごみ処理機などで生ごみを減量化します。

（商品・サービスの販売、提供）

- ・買い物客のマイバッグ持参を推進します。
- ・過剰包装を控え、簡易包装を推進します。
- ・ごみの出にくい商品の設計、使用済み商品の再利用及び再生利用など、ごみの減量に向けた工夫をします。

3. 市民・事業者・市のパートナーシップづくり

(1) 市民・事業者・市の連携強化

(2) 情報の提供及び活動の推進

(1) 市民・事業者・市の連携強化

- KOGA 環境ひろばや「ラブアース・クリーンアップ」などの、市民・事業者・市が連携して資源循環に関する環境活動ができる事業の実施を通じて、連携の強化を図ります。

(2) 情報の提供及び活動の推進

- 市ホームページや広報こがなどの広報手段だけでなく、ボランティア団体の情報が集まる「つながりひろば」の広報手段を活用し、資源循環に関する情報発信の強化を図ります。
- 「道路環境美化」による市民参加の一斉清掃、「アダプトプログラム」による市内の事業者を中心とした団体の積極的な美化活動、「ラブアース・クリーンアップ」など市民・事業者による海岸の一斉清掃、地域コミュニティやボランティア団体による清掃活動等を推進し、支援します。

4. 資源循環に関する環境教育の充実

- (1) 資源循環に関する環境教育の検討
- (2) 年齢層等に応じた環境教育の充実と人材活用の推進

(1) 資源循環に関する環境教育の検討

- 古賀市まちづくり出前講座の新たなプログラム構築について検討します。
- 環境人材バンク制度の活用促進について検討します。

(2) 年齢層等に応じた環境教育の充実と人材活用の推進

- 環境人材バンク制度の活用により、市民・事業者が資源循環に関する学習会に主体的に参加できるよう推進を図ります。
- 市、環境保全活動団体を中心に市民を含む多様な主体で、資源循環に関する意見交換のための交流の場づくりを行います。
- 外国籍市民を対象に「やさしい日本語」を使ったごみの捨て方講座を開催します。

コラム：やさしい日本語

「やさしい日本語」とは、子どもの頃から日本語を自然に使っていない方にも分かるように、分かりやすく、簡単な言葉に言い換えて話す（書く）日本語のことです。

「やさしい日本語」の特徴

- ・単文で1文を短くする。
- ・尊敬語、謙譲語を減らし、「です」「ます」を使う。
- ・カタカナ・外来語は使わない。 等

5. ごみ処理に関する体制整備の推進

- (1) 実態の把握
- (2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制
- (3) ごみに関する情報の公開
- (4) 高齢者や障がい者などに配慮した収集運搬体制の検討
- (5) 災害時の対策
- (6) 処理施設の適正かつ効率的な運営
- (7) 循環型社会の形成に関する研究の継続

(1) 実態の把握

- 収集運搬、処理状況、資源化、経費等の実態を把握し、各施策に反映させます。

(2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制

- ごみ処理に係る市民や事業者の負担の公平性の確保を図りながら、一層のごみの減量と資源化を促進するため、ごみ処理手数料の適正価格について検討します。
- 収集方法の効率化を目的に、費用対効果を検証しながら収集運搬体制の見直しなどを検討します。

(3) ごみに関する情報の公開

- ごみに関する情報は、市民や事業者がごみ減量や資源化への意識が向上するように分かりやすく公開します。

(4) 高齢者や障がい者などに配慮した収集運搬体制の検討

- 地域で開催される分別収集を中心に、市民の負担が軽減される収集運搬体制について、費用対効果を踏まえ検討します。

(5) 災害時の対策

- 災害時に多量に発生する災害廃棄物の処理について広域的な処理体制の確保を図ります。
- 災害時における地域内及び周辺地域との連携について検討し、必要に応じて関係団体と協定を締結します。
- 必要に応じて古賀市災害廃棄物処理計画の見直しを行います。

(6) 処理施設の適正かつ効率的な運営

- ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、玄界環境組合及び構成市町（福津市、新宮町、宗像市）と処理施設の効率的な運営について検討します。

(7) 循環型社会の形成に関する研究の継続

- 製品プラスチックを始めとした資源化が進んでいない廃棄物の処分方法について継続して研究します。

第4節 計画の進行管理

1. ごみ処理状況の情報管理と公開

ごみの減量と資源化、適正処理を市民・事業者等と共働で推進していくために、ごみ処理に関する情報を適正管理し、必要に応じて公開します。

2. 取組状況の報告

本計画の施策の推進や関連する事業の実施については、年度ごとに「一般廃棄物処理実施計画」を策定し、上位計画である「第3次古賀市環境基本計画」の進行管理へ報告を行います。

3. 推進体制

庁内関係部署との連携を図り、本計画を推進します。

なお、計画の推進に当たり、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、計画の見直しを行います。

4. 玄界環境組合及び構成市町との連携

環境に配慮したごみ処理を将来にわたり効率的に行うため、玄界環境組合及び構成市町と連携していきます。

資料編

「ごみ処理基本計画策定検討専門部会」の設置について

●古賀市環境基本条例施行規則（専門部会）

第5条 会長は、特に専門的な検討及び協議の必要を認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を掌理し、部会における会議の経過及び結果を審議会の会議において報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

計画策定の経過

年	月日	内容
2022年	8月5日	第3次古賀市ごみ処理基本計画の策定について（諮問）
	8月31日～9月20日	市民アンケート調査実施 （対象：18歳以上の市民1,000人）
	11月30日～12月16日	事業者アンケート調査実施 （対象：多量排出事業者等50社）
	11月15日	家庭ごみ組成調査実施
2023年	3月31日	古賀市ごみ処理基本計画策定検討専門部会 第1回
	7月4日	古賀市ごみ処理基本計画策定検討専門部会 第2回
	10月19日	古賀市ごみ処理基本計画策定検討専門部会 第3回
	12月20日	古賀市ごみ処理基本計画策定検討専門部会 第4回
2024年	2月8日	第3次古賀市ごみ処理基本計画の策定について（答申）
	2月13日～3月13日	パブリック・コメントの実施

古賀市ごみ処理基本計画策定検討専門部会 委員名簿

	氏名	所属等	
識見を有するもの	島岡隆行	九州大学大学院 工学研究院 教授	部会長
	上杉昌也	福岡工業大学 社会環境学部 准教授	
公共的団体	渡邊裕子	NPO 法人エコけん	副部会長
	小林智美	古賀市はたるの会	
	花田徳弘	株式会社 ピエトロ	
公募	武田京子	公募市民	

第3次古賀市ごみ処理基本計画の策定について（諮問）

4古環第582号
令和4年8月5日

古賀市環境審議会
会長 薛 孝夫 様

古賀市長 田辺 一城



第3次古賀市ごみ処理基本計画の策定について（諮問）

古賀市環境基本条例第24条第2項第2号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問理由）

古賀市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成26年3月に「第2次古賀市ごみ処理基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の共働による循環型社会の形成を目指し、ごみの減量・リサイクルに取り組んでまいりました。

現計画は、令和5年度で計画期間満了を迎えます。昨今の廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や市民意識の変化、国・県における廃棄物政策の動向を踏まえ、更なる循環型社会の構築に向け、現行計画の評価・見直しを行うとともに、効果的な施策の検討が必要です。つきましては、「第3次古賀市ごみ処理基本計画」の策定について、数値目標、施策展開の方向性等についてご審議いただきたく、貴審議会の意見を求めます。

第3次古賀市ごみ処理基本計画の策定について（答申）

古賀市環境人材バンク制度と環境教育プログラム

古賀市環境審議会の古賀市版環境カウンセラー制度専門部会において、古賀市版「環境カウンセラー」制度を創設すること、及びその名称を「古賀市環境人材バンク」とすることとしました。

講師として環境教育を実施する人を「古賀市環境アドバイザー」、アドバイザーを補助的な役割で支援をする人を「古賀市環境サポーター」として「古賀市環境人材バンク」に登録します。

「古賀市環境人材バンク」制度は、古賀市で行われている多くの環境教育の活動を発展させつつ、市民、団体、学校、事業所など、さまざまな場所で環境教育を行う担い手を育成するとともに、活動の場を広げるための制度です。

利用方法

①派遣を希望する個人または団体（以下、利用者）は、開催希望日1か月前までに、環境課に「古賀市環境人材バンク利用申請書」を提出します。

※持参・郵送・FAX・Eメール いずれも可

※宗教・政治・反社会的活動での派遣はできません。

②環境課は、「古賀市環境人材バンク」に登録する人材の中から、派遣するアドバイザーを決定し、利用者に「環境人材バンク利用決定通知書」により通知します。

③利用者と派遣されるアドバイザーは、詳しい日程や必要な物、費用負担など、事前の打ち合わせを行います。

※必要に応じて、アドバイザーとサポーターも打ち合わせを行ってください。

④申し込みされた方が用意した会場に環境アドバイザー・サポーターが伺い、説明やイベントの進行などを行います。終了後、利用報告書を環境課にご提出ください。

環境教育プログラム 一覧

プログラム No	環境教育プログラム名	環境 アドバイザー
1	浄化槽で守ろう僕たちの水環境、 浄化槽で考えよう私たちの未来！	島田 賢治
2	アフリカから見た環境問題／持続可能な開発	三戸 俊和
3	古賀グリーンパークの樹木育成～森と環境～	宿理 英彦
4	古賀海岸松原の保護	
5	ツルレイシ(ゴーヤ)のグリーンカーテン講座	宿理 英彦 蓮尾 隆 吉見 一郎
6	ごみ減量と3R	NPO 法人 エコけん
7	食品ロス削減	
8	環境ボードゲームワークショップ	
9	家庭の省エネで地球を守ろう！	吉見 一郎
10	再生可能エネルギー実験と、エコイズにチャレンジ！	九州山口 CO ₂ カウンセラー協会
11	水辺の楽校	中屋 允雄 山本 節子
12	学校ビオトープの計画・保全活動・生物調査	中屋 允雄
13	ほたるの楽校	山本 節子
14	宇宙船地球号ミッション！	一般社団法人 サステナビリティ ・ダイアログ
15	スウェーデン発！ムッレ教室	子どもの野外活 動をすすめる会
16	天ぷら油のリサイクル	原田 典元

令和5年3月時点

古賀市循環型社会研究会における答申

25 古循環第19号
平成26年3月28日

古賀市長 竹下 司津男 様

古賀市循環型社会研究会
会長 仁科 信春

古賀市に適した廃棄物処理のあり方について（答申）

本研究会は、古賀市循環型社会研究会条例（平成24年10月1日公布）第1条の規定により設置されたものであります。第4次古賀市総合振興計画に基づき、本市が循環型社会形成に向け、今後の廃棄物処理のあり方を総合的に調査研究することを目的としています。

平成24年10月30日付け24古環第795号で諮問のあった古賀市に適した廃棄物処理のあり方について、本研究会において慎重に審議しました。

その結果、循環型社会形成の基本原則における優先順位に則り、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）の2Rを前提とした廃棄物の減量を推進するとともに、リサイクルが可能なものについては、できる限り資源化を進めていくことを目標に、廃棄物の種類ごとの資源化のあり方の方向性を答申いたします。

なお、今後の循環型社会の形成に向けた取り組みにあたっては、本研究会の答申を十分尊重されるよう要望いたします。

はしがき

古賀市循環型社会研究会は、古賀市に適した廃棄物処理のあり方について総合的に調査審議するために設置された。本研究会は、竹下司津男古賀市長の諮問を受け、研究会メンバーがそれぞれの専門的な立場を踏まえて審議し、当該事務局（環境課）の支援のもと、本答申がまとめられた。

本答申は、古賀市の今後の大まかな方向性を基軸に審議されたものである。本答申の内容を具現化するためには、今後、新たな委員会や研究会などの設置が望まれる。

さらに、循環型社会を実現するためには、全市的な取り組みが必要であり、古賀市民、団体、事業者および古賀市（全部署）が協働で取り組むシステムを構築し、推進されることが期待される。

平成26年3月28日

古賀市循環型社会研究会
会長 仁科信春

古賀市循環型社会研究会 委員名簿

期間：平成24年10月30日～平成26年3月28日

(会長、副会長 以下五十音順：敬称略)

ふりがな 氏名	所属等	備考
にしな のぶはる 仁科 信春	福岡工業大学社会環境学部教授	会長
しおざわ まさみ 塩澤 正三	北九州市立大学大学院国際環境工学研究科 非常勤講師	副会長
いわなが こうへい 岩永 宏平	一般財団法人日本環境衛生センター西日本支局 環境工学部長	
かわはら けんじ 川原 賢二	福岡県リサイクル総合研究センター研究開発課長	平成24年度
ひさかど なおき 久門 尚基	福岡県リサイクル総合研究センター研究開発課 副長	平成25年度
わたり かずゆき 渡利 和之	株式会社ジオクラスター代表取締役	

事務局名簿

ふりがな 氏名	所属等	備考
たちばな ゆうじ 橘 勇治	環境課長（事務局長）	
しん せいごう 進 誠剛	環境課ごみ対策係長	
みはら まさよ 三原 昌代	環境課ごみ対策係員	平成25年6月まで
やまが ちづる 山鹿 千鶴	環境課ごみ対策係員	平成25年7月から

1 賦存量及び活用可能量の調査について

文献調査とアンケート調査、ヒアリング調査により、賦存量及び活用可能量を下表に示す。本研究会での審議の結果、現状焼却施設で処理されているが今後活用を検討するとした対象項目を赤字、既に資源化されているものや資源化が困難なものは検討の対象項目外として青字で示した。

賦存量及び活用可能量の調査方法及び算定結果

平成25年8月7日現在

現在の廃棄物 ・ 資源の種類	賦存量 (t)	現状			推計値	賦存量の 調査方法	活用可能量 の調査方法
		現在の 処理量 (t)	焼却施設に よる処理量 (t)	焼却施設以 外の処理量 (t)	(仮)活用 可能量(t)		
家庭系 一般廃棄物	生ごみ	4,839	4,839	4,685	154	1,839	文献調査
	古紙類	2,782	2,480	1,044	1,436	1,963	
	その他紙類	1,415	1,415	1,403	12	674	
	紙おむつ	763	763	763	0	382	
	廃食油	34	34	33.65	0.35	13	
	し尿汚泥	489	489	489	0	489	
	し渣	26	26	26	0		
	剪定枝	468	468	460	8		
	缶	8	8	0	8		
	びん	252	252	6	246		
	ガラス	138	138	138	0		
	蛍光管	7	7	0	7		
	乾電池	12	12	0	12		
	発泡トレイ	11	97	35	62		
	容器包装プラスチック	86					
	非容器包装プラスチック	497	497	497	0		
	梱包材(発泡スチロール)	7	7	3	4		
ペットボトル	46	46	12	34			
金物	420	420	152	268			
家電・パソコン						家電リサイクル法による回収が確立しており、市では対象外とする	
一 般 業 系 廃 棄 物	食品廃棄物	2,248	2,248	2,185	63	1,102	アンケート調査
	紙おむつ	204	204	204	0	102	文献調査
	剪定枝	115	115	0	115		ヒアリング調査
	その他の可燃ごみ	2,734	2,734	2,734	0		文献調査
産 業 廃 棄 物	動植物性残さ(食品廃棄物)	6,115	5,545	0	5,545		文献調査 ・ ヒアリング 調査
	下水汚泥	3,161	3,161	1,897	1,264		
	動植物性油(廃食油)	131	131	0	131		
	木くず	1,092	1,092	0	1,092		
	動物のふん尿	1,571	1,571	0	1,571		
	間伐材・竹	算定不能	算定不能	0	0		
	果樹剪定枝	99	0	0	0		
	稲わら	1,571	1,571	0	1,571		
もみ殻	359	359	0	359			

赤字～今後活用を検討する対象項目 青字～すでに資源化されているもの、資源化が困難なもの
 ※焼却施設による処理量の中には再資源化しているものを含む。
 ※し尿汚泥とは、し尿+浄化槽汚泥の中間処理時に発生するものであり、H23年度の搬入量は、
 し尿：8842.6 kℓ、浄化槽汚泥：5305.4 kℓ
 ※調査に使用した参考文献等は(参考資料4)に文献名を示す。

2 循環資源の活用方法について : 参考資料 1

循環資源の活用方法は、循環型社会形成の基本原則における優先順位に則り、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）の2Rを前提とした廃棄物の減量を推進するとともに、リサイクルが可能なものについては、できる限り資源化を進めていくことを目標とする。活用方法については、食品廃棄物、紙類、紙おむつ、剪定枝・草、廃食油、その他の6種類の分類とし、それぞれ現状と課題、取り組みの方向性、今後の対策（第1段階と第2段階）としてまとめた。

2-1 古賀市に適した廃棄物処理のあり方（食品廃棄物） : 参考資料 2

1. 食品廃棄物等のリサイクルに関するもの

【A】家庭生ごみ

・現状

各家庭で生ごみ処理機や堆肥化容器等で一部はリサイクルされているが、多くは可燃ごみとして焼却している。

・課題

可燃ごみのうち生ごみの割合が高いこと、生ごみ処理機器等の補助件数が減少していること、家庭生ごみの分別や活用の実態が把握できていないこと、家庭での取組の課題が把握できていないことが挙げられる。

・取り組みの方向性

家庭生ごみの分別や活用について現状調査を実施し、既に実施されている家庭での堆肥化を推進するための支援策を検討するとともに、家庭生ごみの資源化をさらに進めていくための地域における活用方策の検討を行う。

・今後の対策

第1段階

1) 「家庭」で活用する普及促進の検討

ダンボールコンポスト及び生ごみ処理機器の活用の実態や、市民の分別に対する意識の把握等の現状調査を実施し、先進事例を参考にしながら、自家処理を普及促進するための支援策（個人や団体向け）を検討（出口支援）する。

2) 「地域」で活用するための検討

1) で実施した現状調査の結果を基に、市民の分別に対する意識付けの課題を整理するため、モデル地区での分別と回収の実証実験を行うなど、分別の仕組みづくりの検討を行い、第2段階につなげる。

第2段階

「地域」での活用を具体化していくため、持続可能で最適な活用方法の研究を行う。研究にあたっては、し尿汚泥や下水汚泥など混合可能な原料と共に活用することを含めた入口（原料）から施設（リサイクル技術）、出口（利用方法）までのリサイクル方法及び設備のシステム検討、温暖化対策等環境面への配慮、費用対効果を含めた経済性の検討など総合的で長期的な検討が必要である。

【B】事業系食品廃棄物

・現状

一般廃棄物として排出される食品廃棄物は、可燃ごみとして焼却している。

・課題

事業系ごみの組成や分別の実態が把握できていない。

・取り組みの方向性

事業系ごみの組成や分別の現状調査を実施し、既存の再資源化業者を活用した資源化を検討するとともに、事業系ごみの資源化をさらに進めていくための地域における活用方策の検討を行う。

・今後の対策

第1段階

1) 「事業者」で活用するための検討

事業系ごみの処理の実態や組成、事業者の分別に対する意識の把握等の現状調査を実施し、既存の再資源化業者の活用に向けて、事業系生ごみの資源化方法及び資源化に向けた政策的誘導を検討する。

2) 「地域」で活用するための検討

1) で実施した現状調査の結果を基に、事業者の分別に対する意識付け、分別の仕組みづくり、資源化に向けた政策的誘導等の検討を行い第2段階につなげる。

第2段階

「地域」での活用を具体化していくため、持続可能で最適な活用方法の研究を行う。研究にあたっては、し尿汚泥や下水汚泥など混合可能な原料と共に活用することを含めた入口（原料）から施設（リサイクル技術）、出口（利用方法）までのリサイクル方法及び設備のシステム検討、温暖化対策等環境面への配慮、費用対効果を含めた経済性の検討など総合的で長期的な検討が必要である。

【C】動植物性残渣（産業廃棄物）

・現状

多くは食品リサイクル法に基づき、既にリサイクルループで活用されている（飼料化及び堆肥化）

・課題

活用されていない動植物性残渣（産業廃棄物）が把握できていない。

・取り組みの方向性

活用されていない動植物性残渣（産業廃棄物）の現状調査を実施し、既に事業者において食品リサイクル法に基づくリサイクルループで活用されているものがあれば、そのしくみを尊重するとともに、動植物性残渣（産業廃棄物）の資源化をさらに進めていくための地域における活用方策の検討を行う。

・今後の対策

第1段階

1) 地域で活用するための検討

動植物性残渣（産業廃棄物）の処理の実態や組成、事業者の分別に対する意識の把握等の現状調査を実施し、その結果を基に、事業者の分別に対する意識付け、分別の仕組みづくり、資源化に向けた政策的誘導等の検討を行い第2段階につなげる。

第2段階

「地域」での活用を具体化していくため、持続可能で最適な活用方法の研究を行う。研究にあたっては、し尿汚泥や下水汚泥など混合可能な原料と共に活用することを含めた入口（原料）から施設（リサイクル技術）、出口（利用方法）までのリサイクル方法及び設備のシステム検討、温暖化対策等環境面への配慮、費用対効果を含めた経済性の検討など総合的で長期的な検討が必要である。

2-2 古賀市に適した廃棄物処理のあり方（食品廃棄物以外）：参考資料3

2. 紙類のリサイクルに関するもの

【A】紙類（家庭系一廃）

・現状

集団回収したものは再資源化されているが、分別されずに可燃ごみに混入しているものもある。

・課題

傾向として集団回収量は減少しており、平成24年度は平成19年度比で約3割減少している。

・取り組みの方向性

可燃ごみの減量と資源化を推進するため、集団回収量と拠点回収量の拡大を検討する。

・今後の対策

集団回収事業は地域コミュニティの育成との関連を整理する。また、回収量の拡大を図るため先進事例調査を実施し、回収倉庫の新設や、新規回収品目及び排出抑制策を検討する。

3. 紙おむつのリサイクルに関するもの

【A】紙おむつ（家庭系一廃、事業系一廃）

・現状

可燃ごみで焼却している。

・課題

高齢化社会に伴い排出量が増加しているが、分別回収、再資源化は確立していない。

・取り組みの方向性

福岡県や福岡都市圏の自治体、関係団体等で構成された紙おむつリサイクルシステム検討委員会が設置され、広域処理における実現可能なリサイクルシステムが検討されているため、広域処理で検討する。

・今後の対策

今後、福岡都市圏紙おむつリサイクルシステム検討委員会で継続して検討するとともに、古賀市独自でも先進地調査を実施する。

4. 剪定枝・草のリサイクルに関するもの

【A】剪定枝・草（家庭系一廃、事業系一廃）

・現状

集団回収により一部は再資源化されているが、それ以外は可燃ごみで焼却している。

・課題

実施団体、回収量が少なく、土砂が混入しているもの等はリサイクルできない。

・取り組みの方向性

集団回収量の拡大を図るため対策を検討する。

・今後の対策

先進地調査を実施し、回収方法、再資源化方法、費用対効果を検証する。

5. 廃食油のリサイクルに関するもの

【A】廃食油（家庭系一廃、産廃）

・現状

一部で市が回収したものは再資源化されているが、それ以外は可燃ごみで焼却している。

・課題

分別、回収、管理面から回収場所が少ないため、相対的に回収量が少ない。

・取り組みの方向性

回収量の拡大を図るため対策を検討する。

・今後の対策

先進地調査や民間事業者の資源化施設調査を実施し、回収方法、費用対効果を検証する。

6. 非容器包装プラスチックに関するもの

【A】非容器包装プラスチック（家庭系一廃）

・現状

可燃ごみで焼却している。

・課題

多種にわたる原料があり判別及び分別が困難である。

混合原料のプラスチックのリサイクル技術が確立していない。

他方、一部の先進的な自治体ではリサイクルされている事例があり、古賀市でもリサイクルが必要であるとの意見もある。

・取り組みの方向性

リサイクル技術の開発状況を把握する。

・今後の対策

最新のリサイクル技術に関する情報を収集するとともに、一部の自治体でリサイクルが実施されている事例があるため、先進地調査を実施しリサイクルへの取り組みを検討する。

7. その他

【A】その他の可燃ごみ（事業系一廃）

・現状

可燃ごみで焼却している。

・課題

事業系ごみの組成、分別の実態が把握できていない。

・取り組みの方向性

事業系ごみの現状を把握する。（家庭系ごみ組成調査は実施済）

・今後の対策

事業系ごみ現状調査を実施する。現状調査後にごみの種類ごとの資源化を検討する。

参考資料 1.

循環資源の活用方法について

参考資料 2.

古賀市に適した廃棄物処理のあり方（食品廃棄物）

参考資料 3.

古賀市に適した廃棄物処理のあり方（食品廃棄物以外）

参考資料 4.

参考文献等一覧

製品プラスチック 分別収集実証の結果について（概要）

環境省「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を活用し、福岡県の支援を受け、令和 4(2022)年度に古賀の一部地域においてプラスチック分別収集・再商品化に係る実証を実施

【実証の大まかな流れ】



【実証結果概要】

地域	舞の里 3 区	JGM 千鳥 タウンコート区	計
世帯数 (※ ¹)	318 世帯	104 世帯	422 世帯
実施日時	10/9, 11/13 8:00~9:00	10/16, 11/20 7:45~8:30	—
回収場所	天崎公園横	JGM 千鳥 タウンコート内 ごみ集積所	—
回数	2 回	2 回	4 回
回収量 (※ ²)	410 kg	120 kg	530 kg
内訳	製品プラ 197 kg 容プラ 210 kg	製品プラ 18 kg 容プラ 96 kg	製品プラ 215 kg 容プラ 306 kg
回収方法	製品プラと容器包装プラを一括回収		

(※¹) 世帯数は令和 4(2022)年 11 月末時点に記載

(※²) 製品プラと容器包装プラを一括回収しており、組成調査によってそれぞれの内訳を推計しているため、合計が回収量と一致しない

市民アンケート調査の概要

● 調査方法

【市民アンケート調査の実施状況】

区分	実施状況
対象	18歳以上の市内在住者 1,000人
対象者の抽出方法	無作為抽出（発注者が実施）
配付・回収方法	郵送による配布、郵送またはウェブでの受付による回答の回収
調査期間	送付日：令和4年8月31日 回収〆切日：令和4年9月20日
回収数・回収率	423サンプル（42.3%） 郵送323サンプル、web100サンプル
有効回収数・有効回収率	422サンプル（12.2%）

【市民アンケート調査の設問項目】

区分	設問
回答者の属性	性別・年齢・住んでいる小学校区・世帯人員数・居住年数・住居形態・職業
ごみの回収や分別についての満足度	ごみの回収や分別について、どのように感じていますか。
ゴミ出しの頻度や量について	可燃ごみを出す頻度はどの程度ですか。
	可燃ごみの量（1回に出す量）はどのくらいですか。
	ごみの分別はどのように取り組んでいますか。
	あなたはご自分の家庭から出るごみの量をどのようにお感じですか。
今後、ごみの量を削減できると思いますか。	
分別ごみについて	分別ごみ（可燃ごみ以外の資源ごみ）をどこに出していますか。
プラスチック製品の分別について	現在、可燃ごみとしているプラスチック製品（プラスチック製容器包装以外）について資源を有効利用するため、今後新たに分別すべきだと思いますか。
	仮に、プラスチック製品（プラスチック製容器包装以外）を分別収集することになった場合、どの程度分別しますか。
「ごみの削減」や「リサイクル」の取組について	「ごみの削減」「リサイクル」のために、どのようなことをしていますか。
	古賀市で取組を導入した場合の利用の意向をお聞かせください。
ごみの問題への関心とごみに関する情報について	ごみに関する問題について関心はありますか。
	ごみ・環境問題についての情報・知識の情報源は何ですか。
	市が提供するごみ・環境問題に関する情報について、どのような内容を期待しますか。
自由意見	市の環境（環境行政も含む）に関してご意見等がありましたらご記入下さい。

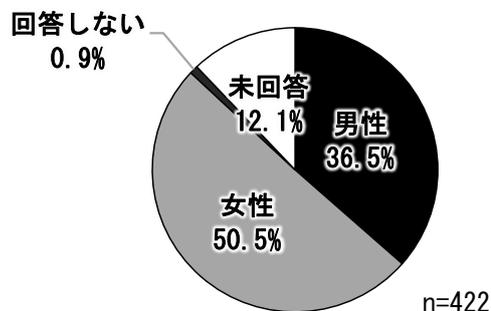
● 調査結果

1. 回答者の属性

ご自身についてお尋ねします。あてはまるものに○を付けてください。（それぞれ○はひとつ）

(1) 性別

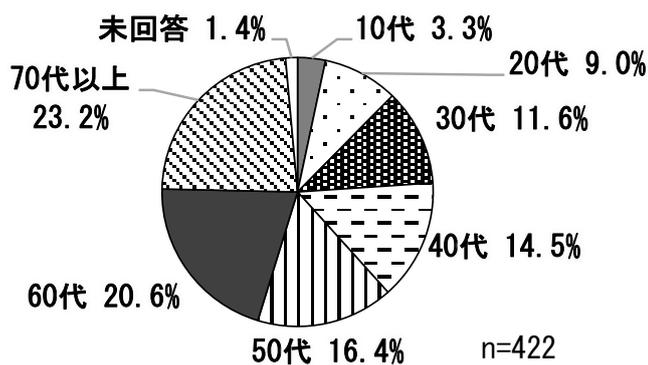
性別の割合は、「女性（50.5%）」、「男性（36.5%）」であり、女性からの回答が多い。



【回答者の性別】

(2) 年齢

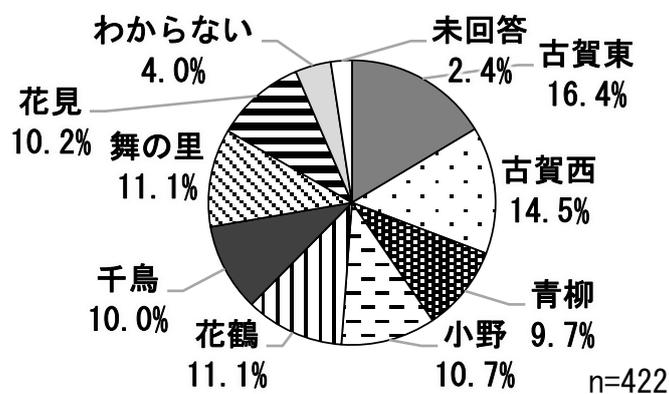
年齢は、「70代以上（23.2%）」と「60代（20.6%）」の割合が他の世代と比べて高くなっている。



【回答者の年齢】

(3) 住んでいる小学校区

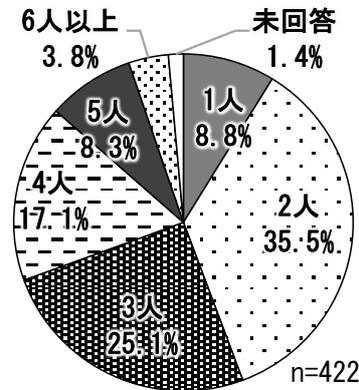
小学校区は、「古賀東（16.4%）」、次いで「古賀西（14.5%）」の順になっている。



【回答者が住んでいる小学校区】

(4) 世帯人員

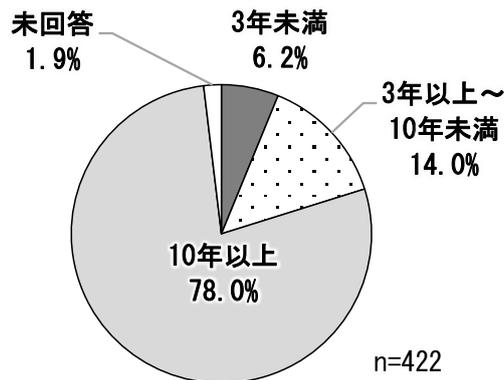
世帯人員は、「2人 (35.5%)」、次いで「3人 (25.1%)」、「4人 (17.1%)」の順になっている。



【回答者の世帯人員】

(5) 古賀市での居住年数

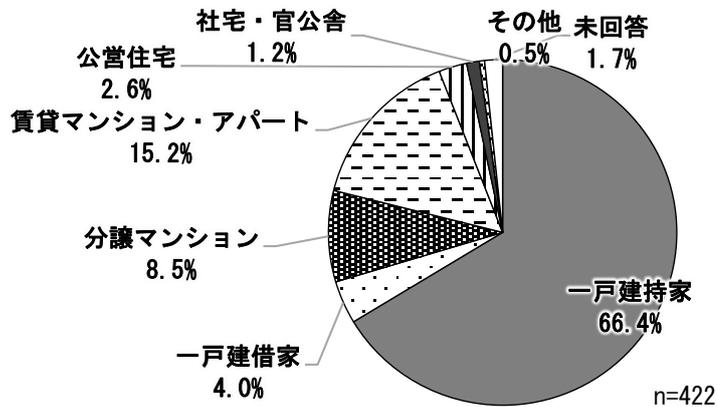
居住年数は、「10年以上 (78.0%)」が最も多く、10年以上古賀市に住んでいる方が約8割を占める。



【回答者の居住年数】

(6) 居住形態

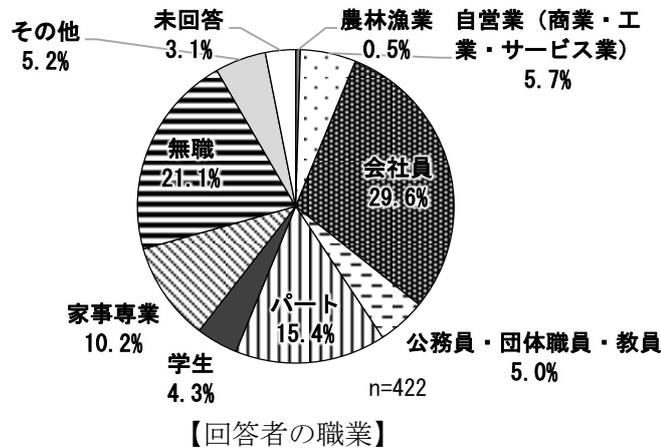
住居形態は、「一戸建持家 (66.4%)」の割合が高くなっている。



【回答者の居住形態】

(7) 職業

職業は、「会社員 (29.6%)」、次いで「無職 (21.1%)」、「パート (15.4%)」の順になっている。



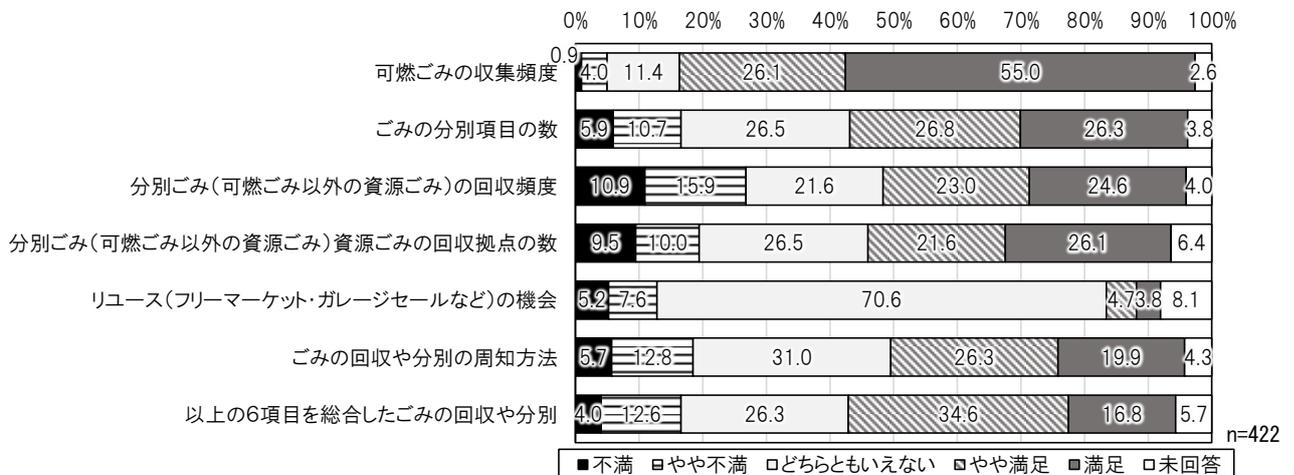
2. ごみの回収や分別についての満足度

問 1. ごみの回収や分別について、どのように感じていますか。
項目ごとにあてはまる満足度に1つだけ○をつけてください。(それぞれ○は1つ)

「不満」「やや不満」と回答した割合が高かったのは「分別ごみの回収頻度 (26.8%)」、「分別ごみ資源ごみの回収拠点の数 (19.4%)」であった。

「満足」「やや満足」と回答した割合が 50%を超えているのは「可燃ごみの収集頻度 (81.0%)」、「ごみの分別項目の数 (53.1%)」であり、「6 項目を総合したごみの回収や分別」についても、「満足」「やや満足」と回答した割合が 51.4%と半数を超えている。

「リユース (フリーマーケット・ガレッジセールなど) の機会」は「満足」「やや満足」と回答した割合は 8.5%と他の項目より非常に低く、「どちらともいえない (70.6%)」「未回答 (8.1%)」の割合が高い。



【ごみの回収や分別についての満足度】

3. ごみ出しの頻度や量

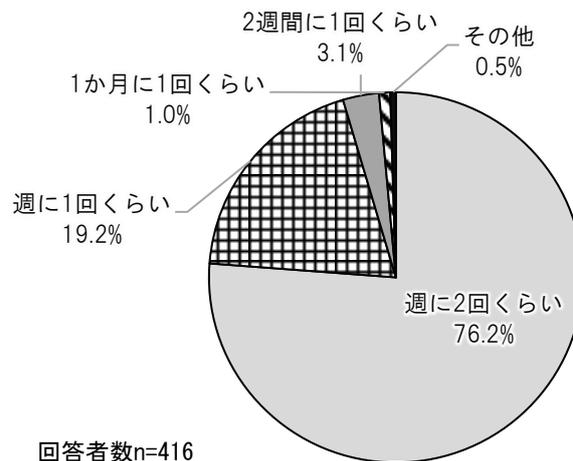
問 2. 可燃ごみを出す頻度はどの程度ですか。

(○は1つ)

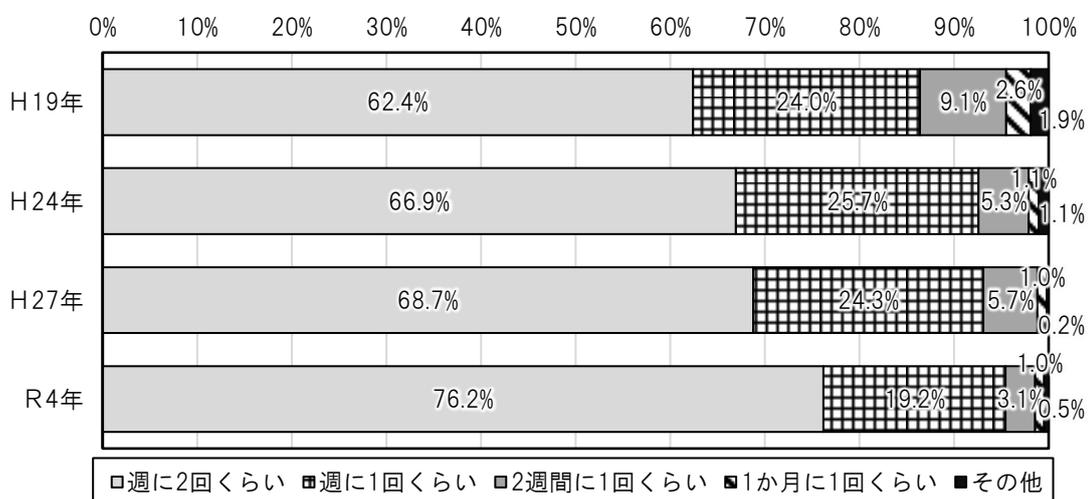
(1) 可燃ごみを出す頻度

可燃ごみを出す頻度は「週に2回くらい (76.2%)」が最も多く、次いで「週に1回くらい (19.2%)」であった。

過去の調査結果と比較すると「週に2回くらい」の割合が増加傾向にあり、ごみ出しの頻度は増加傾向にある。



【可燃ごみを出す頻度】



【可燃ごみを出す頻度の推移 (H19年・H24年・H27年・R4年)】

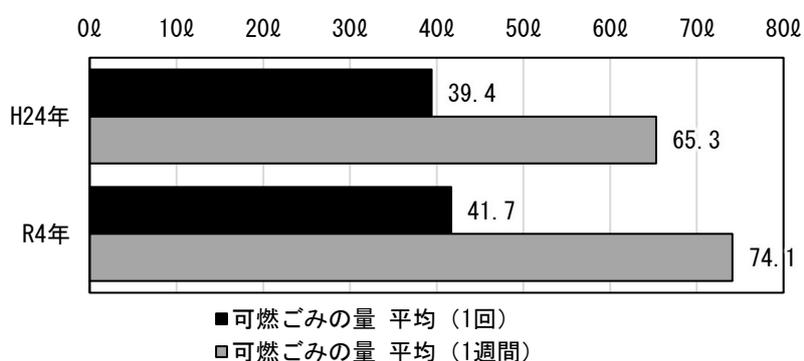
問3. 可燃ごみの量(1回に出す量)はどのくらいですか。

(2) 可燃ごみの量 (1回に出す量・1週間に出す量)

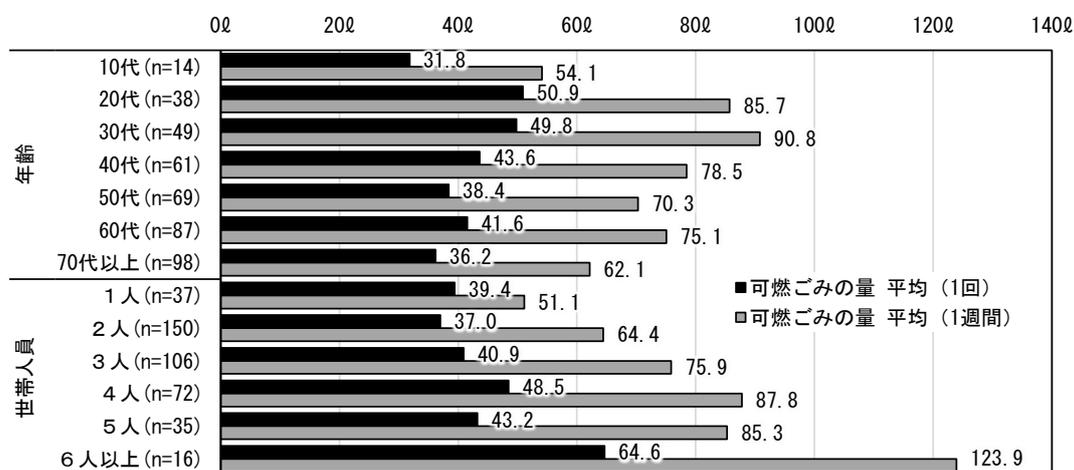
ごみ袋の容量から算出した、1回に出す可燃ごみの量の平均は41.7ℓとなった。これに、問2の可燃ごみを出す頻度を用い算出した、1週間に出す可燃ごみの量の平均は74.1ℓとなった。

平成24年調査についても同様に算出すると、1回に出す可燃ごみの量の平均は39.4ℓ、1週間に出す可燃ごみの量の平均は65.3ℓとなった。平成24年度と比較して、ごみの量はやや増加傾向にある。

年齢別に見ると、可燃ごみの量が多かったのは20代、30代であった。世帯人員別に見ると、家族の人数が多い方がごみの量も多い傾向にあった。



【可燃ごみの量の推移 (H24年・R4年)】



【可燃ごみの量 (年齢別・世帯人員別)】

1回に出す可燃ごみの量の計算方法

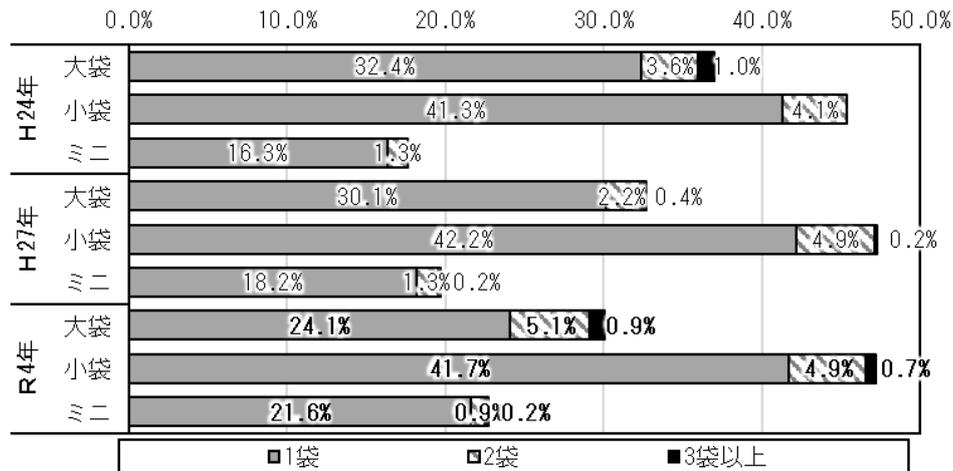
1回に出すごみ袋の数とごみ袋ごとの容量(大袋:×45ℓ、小袋:×30ℓ、ミニ袋:×20ℓ)を乗算し、1回に出す可燃ごみの量を計算した。

1週間に出す可燃ごみの量の計算方法

1回に出す可燃ごみの量に可燃ごみを出す頻度(週に2回くらい:×2回/週、週に1回くらい:×1回/週、2週間に1回くらい:×0.5回/週、1か月に1回くらい:0.25回/週)を乗算し、1週間に出す可燃ごみの量を計算した。

(3) 使用するごみ袋の種類

大袋を使用する割合は減少傾向にあり、ミニ袋を使用する割合は増加傾向にある。



【使用するごみ袋の種類の推移 (H24年・H27年・R4年)】

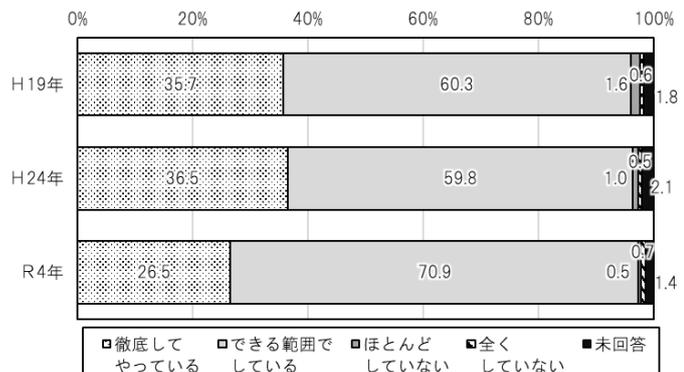
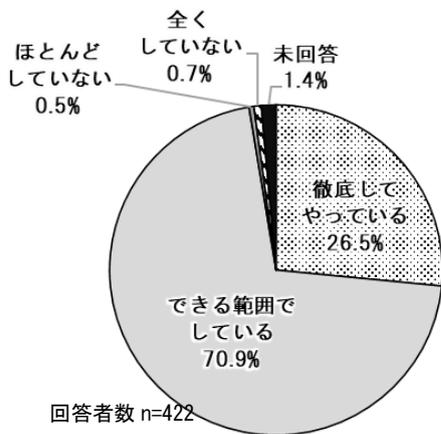
問 4. ごみの分別はどのように取り組んでいますか。

(○は1つ)

(4) ごみの分別の取組状況

ごみの分別について「徹底してやっている (26.5%)」、「できる範囲でやっている (70.9%)」を合計すると 97.4%を占めている。

平成 19 年、平成 24 年と比較すると、令和 4 年はごみの分別を「徹底してやっている」と答えた割合がやや減少した。



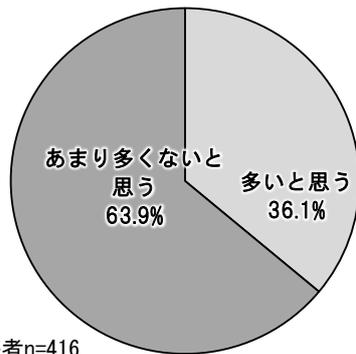
【ごみ分別の取組状況】 【ごみ分別の取組状況の推移 (H19年・24年・R4年)】

問 5. あなたはご自分の家庭から出るごみの量をどのようにお感じですか。 (○は1つ)

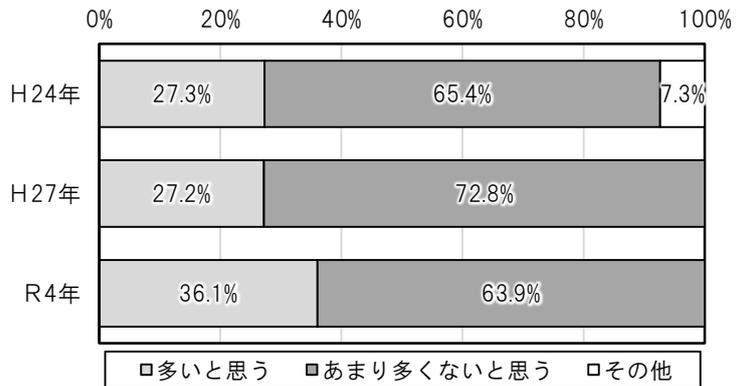
(5) 自分の家庭から出るごみの量

自分の家庭からでるごみの量について「あまり多くないと思う (63.9%)」の方が「多いと思う (36.1%)」より多かった。

平成 24 年、平成 27 年調査と比較して、「多いと思う」と回答した割合はやや増加している。



回答者n=416
未回答者を含まない



【自分の家庭から出るごみの量】 【自分の家庭から出るごみの量の推移 (H19年・24年・R4年)】

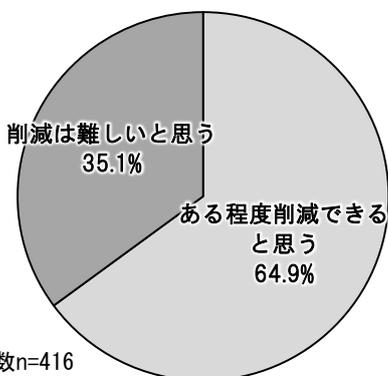
※平成 24 年調査では「①現在のごみ排出量が多いと思うので、今後は削減できる」「②現在のごみ排出量が多いと思うが、削減は難しい」「③現在のごみ排出量はあまり多くないが、さらに削減できる」「④現在のごみ排出量はあまり多くないので、削減は難しい」「⑤ごみ排出量をあまり意識したことはない」「⑥わからない」の 6 項目で、「多いと思う」は①②、「あまり多くないと思う」は③④の合計値としている。

問 6. 今後、ごみの量を削減できると思いますか。 (○は1つ)

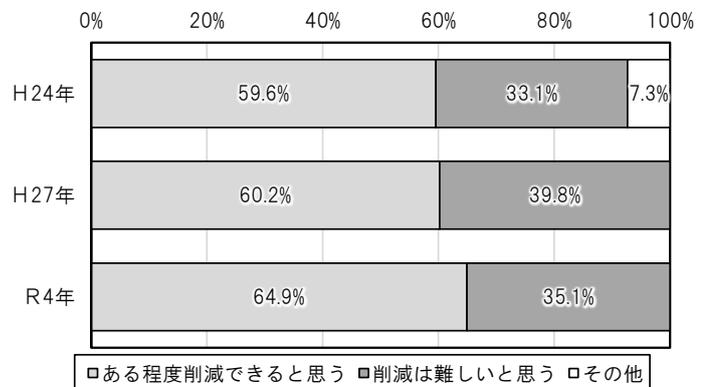
(6) 今後のごみ量の削減

今後のごみ量の削減について、「ある程度削減できると思う (64.9%)」の方が「削減は難しいと思う (35.1%)」より多かった。

平成 24 年、平成 27 年調査と比較して、「ある程度削減できると思う」と回答した割合はやや増加している。



回答者数n=416
未回答者を含まない



【今後のごみ量の削減】 【今後のごみ量の削減の推移 (H19年・24年・R4年)】

※平成 24 年調査では「①現在のごみ排出量が多いと思うので、今後は削減できる」「②現在のごみ排出量が多いと思うが、削減は難しい」「③現在のごみ排出量はあまり多くないが、さらに削減できる」「④現在のごみ排出量はあまり多くないので、削減は難しい」の 4 項目で、「ある程度削減できると思う」は①③、「削減は難しいと思う」は②④の合計値としている。

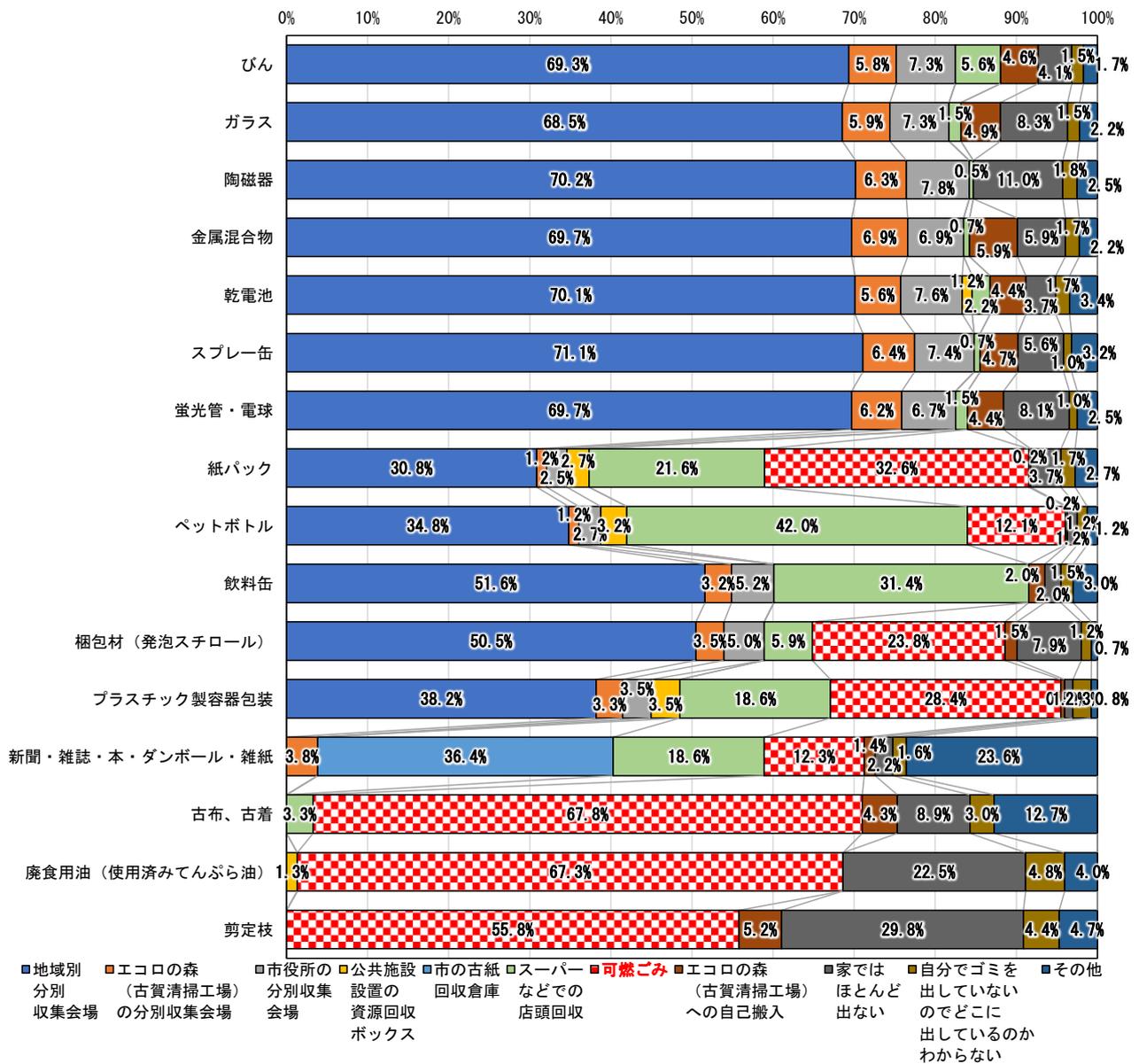
で、削減は難しい」「⑥ごみ排出量をあまり意識したことはない」「⑥わからない」の6項目で、「ある程度削減できると思う」は①③、「削減は難しいと思う」は②④の合計値としている。

4. 分別ごみ（可燃ごみ以外の資源ごみ）について

問 7. 分別ごみ(可燃ごみ以外の資源ごみ)をどこに出していますか。利用頻度が高く持ち込み量が多い施設に1つだけ○をつけてください。(それぞれ○は1つ)

市やエコロの森（古賀清掃工場）、公共施設などの分別収集会場に持ち込まれている割合が高いのは「スプレー缶（84.8%）」、「乾電池（84.6%）」、「陶磁器（84.2%）」、「金属混合物（83.5%）」、「蛍光管・電球（82.5%）」、「びん（82.5%）」、「ガラス（81.7%）」などであり、回収率が8割を超えている。

可燃ごみとして廃棄され、再生利用されてない割合が高い分別ごみは「古布、古着（可燃ごみの割合 67.8%）」、「廃食用油（可燃ごみの割合 67.3%）」、「剪定枝（可燃ごみの割合 55.8%）」、「紙パック（可燃ごみの割合 32.6%）」、「プラスチック製容器包装（可燃ごみの割合 28.4%）」などがあげられる。



【分別ごみを持ち込む施設】

雑誌・雑誌・本・ダンボール・雑紙 (その他) の持ち込み先

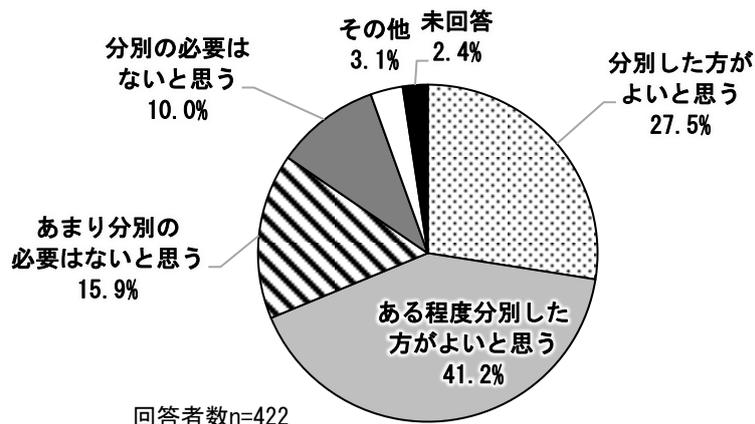
・回収業者 25 件、子供会・育成会 17 件、新聞販売店 11 件、マンションの回収場 5 件 等

5. プラスチック製品の分別について

問 8. 現在、可燃ごみとしているプラスチック製品(プラスチック製容器包装以外)について資源を有効利用するため、今後新たに分別すべきだと思いますか。(○は1つ)

(1) プラスチック製品を新たに分別すべきか

「ある程度分別したほうがよい(41.2%)」、「分別したほうがよい(27.5%)」と答えた割合の合計は 68.7%を占めており、資源の有効利用のために今後新たにプラスチック製品(プラスチック製容器包装以外)を分別することに前向きな回答者が多い。

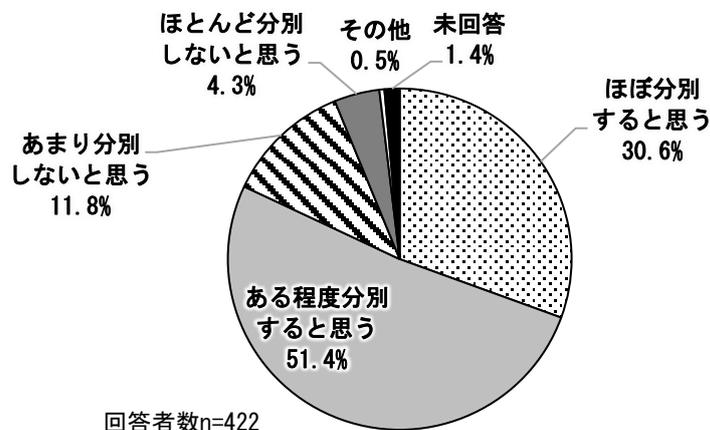


【プラスチック製品を新たに分別すべきか】

問 9. 仮に、プラスチック製品(プラスチック製容器包装以外)を分別収集することになった場合、どの程度分別しますか。(○は1つ)

(2) 新たなプラスチック製品の分別収集への取組意向

「ある程度分別すると思う(51.4%)」、「ほぼ分別すると思う(30.6%)」と答えた割合の合計は 82.0%を占めており、新たなプラスチック製品(プラスチック製容器包装以外)の分別収集に協力的な回答者が多い。



【新たなプラスチック製品の分別収集への取組意向】

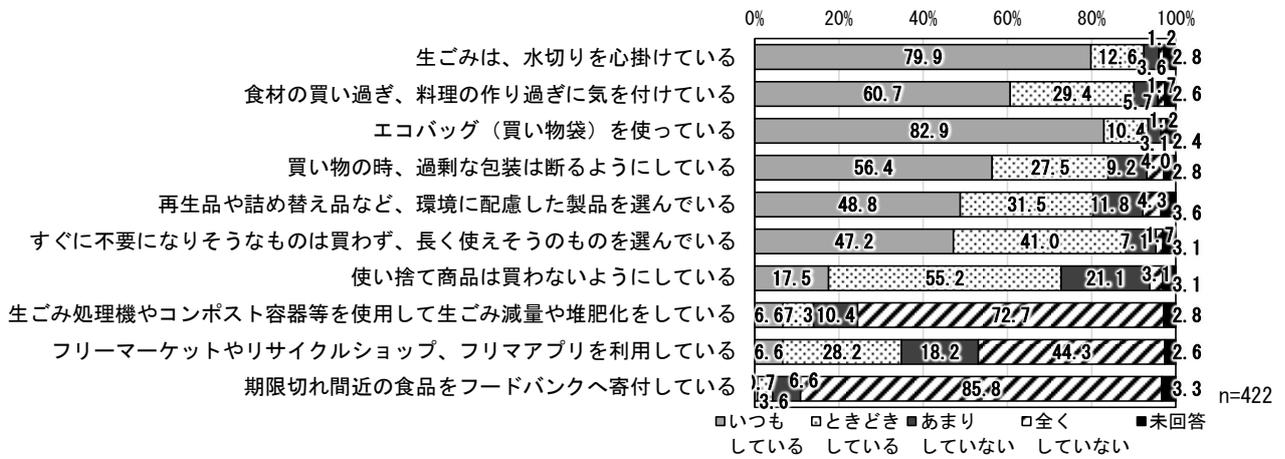
6. 「ごみの削減」や「リサイクル」の取組について

問 10. 「ごみの削減」「リサイクル」のためにどのようなことをしていますか。（それぞれ○は1つ）

(1) 「ごみの削減」や「リサイクル」のために取り組んでいること

“いつもしている”と答えた割合が高い取組は「エコバッグ（買い物袋）を使っている（82.9%）」、「生ごみは、水切りを心掛けている（79.9%）」などで、約8割の回答者がいつもしていると回答している。

反対に“全くしていない”と答えた割合が高い取組は「期限切れ間近の食品をフードバンクへ寄付している（85.8%）」、「生ごみ処理機やコンポスト容器等を使用して、生ごみ減量や堆肥化をしている（72.7%）」、「フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリを利用している（44.3%）」などがあげられる。

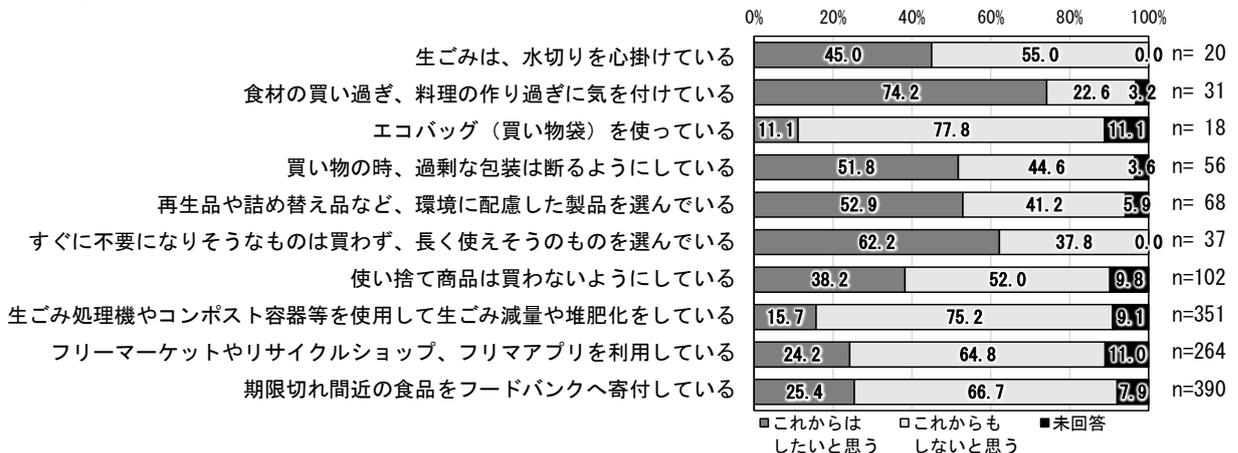


【「ごみの削減」や「リサイクル」のために取り組んでいること】

問 10. “全くしていない”“あまりしていない”と回答された方は、今後の実施意向についてもお答えください。（それぞれ○は1つ）

(2) 「ごみの削減」や「リサイクル」のための取組について今後の実施意向

“全くしていない” “あまりしていない”と答えた割合が最も高かった「期限切れ間近の食品をフードバンクへ寄付している」、「生ごみ処理機やコンポスト容器等を使用して、生ごみ減量や堆肥化をしている」、「フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリを利用している」については、いずれも「これからはかもしれないと思う」という回答が6割を超えている。

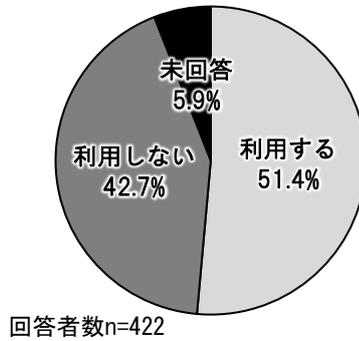


【「ごみの削減」や「リサイクル」のための取組について今後の実施意向】

問 11. 古賀市で取組を導入した場合の利用の意向をお聞かせください。（それぞれ○は1つ）

(3) 家庭から出される不用品を対象にパソコンや携帯電話アプリなどから取引できるフリーマーケットを運営する

「利用する (51.4%)」の方が「利用しない (42.7%)」より多かった。



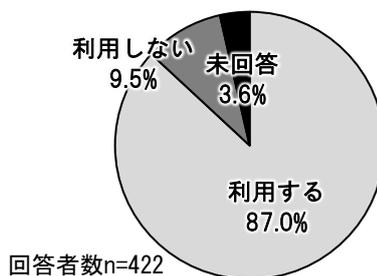
【パソコンや携帯電話アプリなどから不用品取引できるフリーマーケットの利用意向】

利用しない主な理由

- ・パソコンや携帯アプリが苦手、使わない、持っていない (40 件)
- ・面倒だから (22 件)
- ・やり方がよくわからない (15 件)
- ・できない、難しそう (8 件)
- ・不用品があまり出ない (8 件)
- ・リサイクル品に抵抗がある (8 件)
- ・他のアプリがある (6 件)
- ・トラブルが心配 (5 件)
- ・個人情報の流出が心配 (3 件)
- ・フリーマーケットを利用しない、抵抗がある (5 件)

(4) コンビニなどの協力店に資源回収ボックスを設置する

「利用する (87.0%)」との回答が約 9 割を占めた。



【コンビニなどの協力店に設置する源回収ボックスの利用意向】

利用しない主な理由

- ・コンビニをあまり利用しない (10 件)
- ・既存の分別でよい (9 件)
- ・面倒 (8 件)
- ・必要ない (2 件)

7. ごみの問題への関心とごみに関する情報について

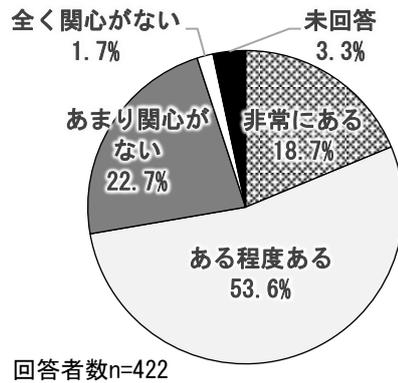
問 12. ごみに関する問題について関心はありますか。

(○は1つ)

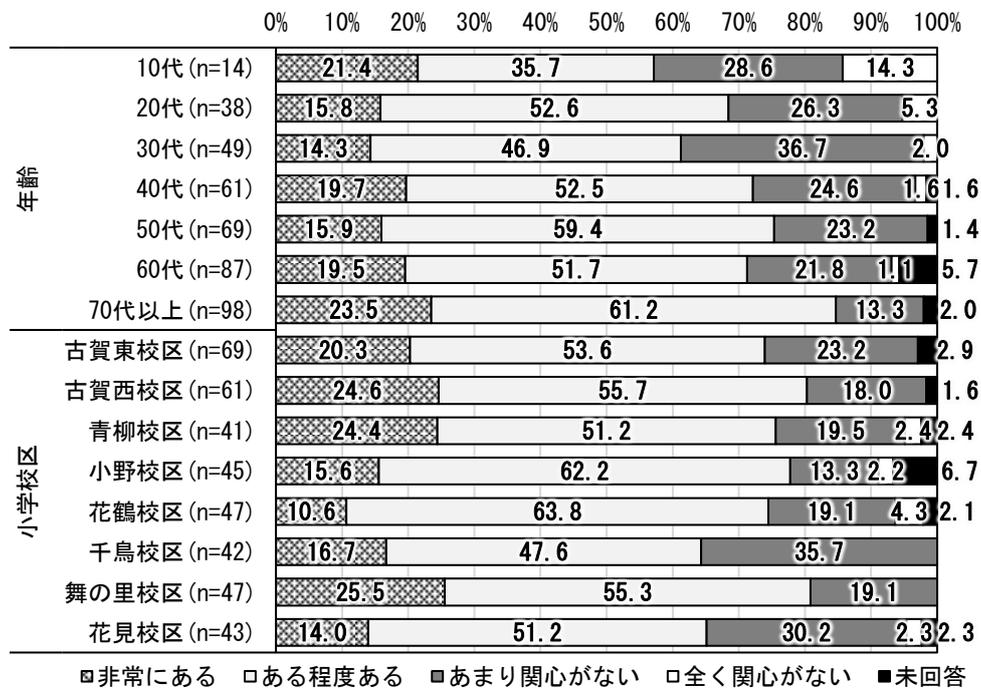
(1) ごみに関する問題への関心

ごみに関する問題について、関心が「非常にある (18.7%)」「ある程度ある (53.6%)」と回答した割合を合計すると 72.3%を占め、ごみに関する問題に関心がある人の割合は高い。

年齢別にみると、最も関心が高いのは「70代以上」で、「10代」から「30代」などの若い世代では「全く関心がない」「あまり関心がない」と回答した割合が高い。



【ごみに関する問題への関心】



【ごみに関する問題への関心 (年齢別・小学校区別)】

問 13. ごみ・環境問題についての情報・知識の情報源は何ですか。

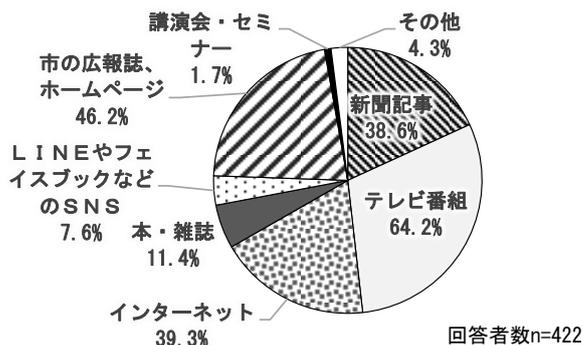
(○はいくつでも)

(2) ごみ・環境問題についての情報・知識の情報源

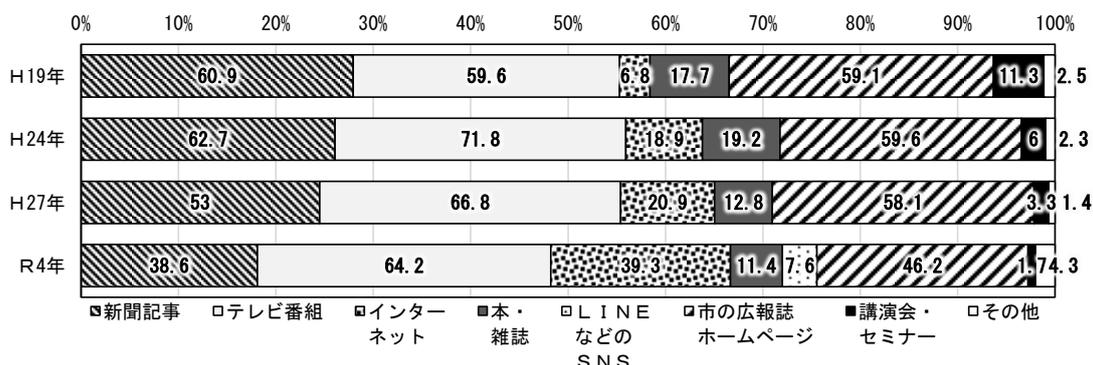
情報源として多くあげられたのは「テレビ番組 (64.2%)」、「市の広報誌、ホームページ (46.2%)」、「インターネット (39.3%)」、「新聞記事 (38.6%)」などであった。

過去の調査と比較すると、情報源に「新聞記事」や「講演会・セミナー」と答えた割合は減少傾向にあり、「インターネット」と答えた割合は増加傾向にある。

年齢別にみると、「10代」、「20代」の若い世代は、「インターネット」を情報源とする人が多く、「市の広報誌、ホームページ」、「新聞記事」を情報源とする人は他の世代より少ない。

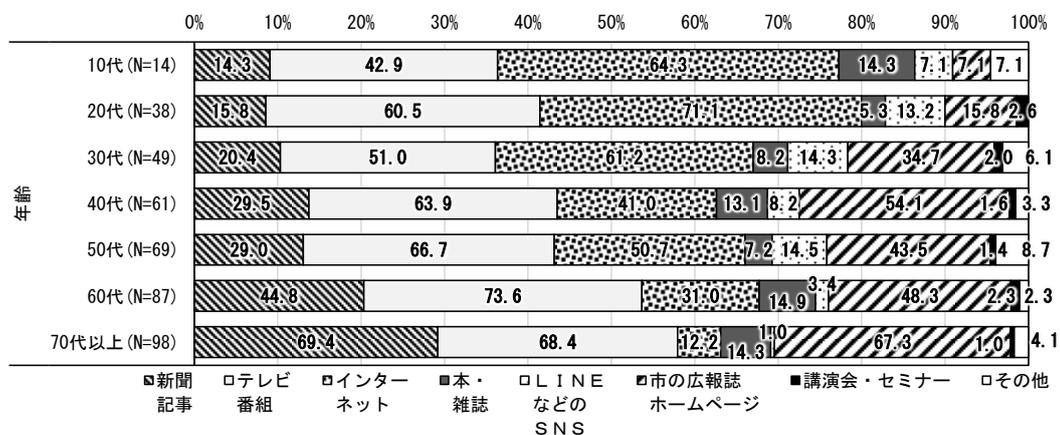


【ごみ・環境問題についての情報・知識の情報源】



【ごみ・環境問題についての情報・知識の情報源の推移 (H19年・H24年・H27年・R4年)】

※「LINEやフェイスブックなどのSNS」は令和4年の調査で新たに追加した。



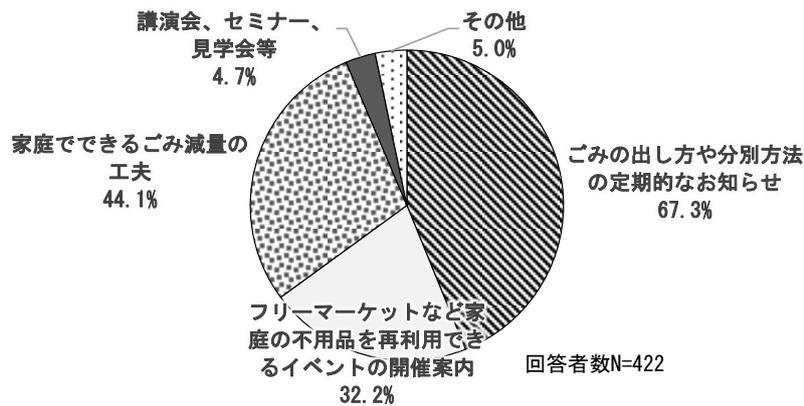
【ごみ・環境問題についての情報・知識の情報源 (年齢別)】

問 14. 市が提供するごみ・環境問題に関する情報について、どのような内容を期待しますか。
(○はいくつでも)

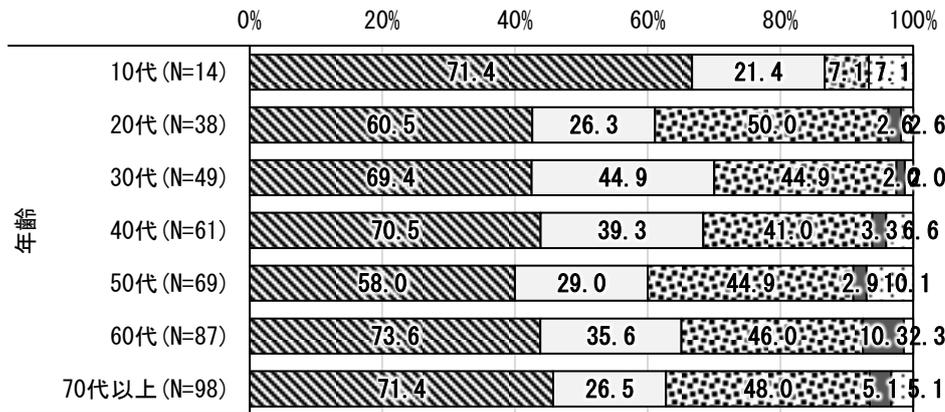
(3) 市が提供するごみ・環境問題に関する情報について期待する内容

市が提供するごみ・環境問題に関する情報で期待する内容として「ごみの出し方や分別方法の定期的なお知らせ (67.3%)」、「家庭でできるごみ減量の工夫 (44.1%)」、「フリーマーケットなど家庭の不用品を再利用できるイベントの開催案内 (32.2%)」が多くあげられた。

年齢別にみると、10代では「ごみの出し方や分別方法の定期的なお知らせ」の割合が他の世代より多く、「家庭でできるごみ減量の工夫」の割合が他の世代より少ない。



【市が提供するごみ・環境問題に関する情報について期待する内容】



- ごみの出し方や分別方法の定期的なお知らせ
- フリーマーケットなど家庭の不用品を再利用できるイベントの開催案内
- ▨ 家庭でできるごみ減量の工夫
- 講演会、セミナー、見学会等
- その他

【市が提供するごみ・環境問題に関する情報について期待する内容 (年齢別)】

8. 自由意見

問 15. 市の環境(環境行政も含む)に関してご意見等がありましたらご記入下さい。(自由記入)

意見が多く挙がった項目は「収集・回収方法(60件)」についてで、「分別ごみを持っていくのが大変なので対策を考えてほしい(15件)」「資源ごみを持って行ける場所を増やしてほしい(13件)」などの意見があった。次いで多かった項目は「ごみ処理に関する行政施策全般(52件)」についてで、「エコロの森や地域分別収集などゴミに関する情報をより詳しく市民に広める活動をしてほしい(10件)」「日々のごみの収集作業には満足し、感謝している(10件)」などの意見があった。

【自由意見の項目別件数】

項目	件数	主な意見(抜粋・要約) 【回答者：139、意見総数：208】	内訳件数
収集・回収頻度	11	分別ごみの回収頻度を増やしてほしい。	5
		お盆、お正月も生ゴミを回収してほしい。	3
		エコロの森の分別収集の時間を増やしてほしい。	2
		週2回の可燃ごみ収集、月1回の不燃物収集に感謝。	1
収集・回収方法	60	分別ゴミを持って行くのが大変なので対策を考えてほしい。	15
		資源ゴミを持って行ける場所を増やしてほしい。	13
		不燃物、缶、ペットボトルなどの回収袋を作してほしい。	7
		剪定枝の回収等を検討してほしい。	4
		地域別分別収集の当番制ではなく他の方法を考えてほしい。	4
		可燃ごみの夜間収集をしてほしい。	4
		ゴミ袋代を安くしてほしい。	3
		可燃ゴミを収集前にカラスや動物に散らかされている。対策を検討してほしい。	2
		ペットボトル、アルミ缶をつぶさないで出すのはゴミ袋がかさばる。	2
		スプレー缶は自分で穴をあけるのがこわいので、市職員などでしてほしい。	1
		ゴミ袋のミニよりも小さい袋を希望。	1
		お盆等の収集休みを収集場所にもっと大きく表示してほしい。	1
		プラゴミを出すときのシールはがしが面倒。	1
その他	2		
分別項目	15	古着・古布の分別収集を再開して欲しい。ハンガー等も分別収集できるようにしてほしい。	7
		可燃ゴミと同じように、不燃ゴミ(缶、ビン、陶器)も回収してほしい。	3
		オムツは嵩張るので、透明な袋(指定袋ではない袋)で回収してほしい。	1
		アルミ缶とスチール缶を収集時に分別する必要がないのであれば、一緒に捨てるようにしてほしい。	1
		分別ごみのもっと細かな製品の分別の仕方の表(絵)がほしい。	1
		分別が厳しすぎる気がする。少し違うものが入っているだけで、1ヶ月くらい放置されてる事も多々ある。	1
		側溝の掃除のドロ、砂が多くても回収ゴミ袋に入れている。他に処分する方法がなく、気にしながらやっている。	1
ごみ減量・循環のアイデア	28	ゴミを資源として活用することで、市の収入が少しでも増えるような施策を実施してほしい。	5
		ゴミ焼却時に発生する熱の利用を考えてほしい。	3
		常設の分別収集場所の設置、各自治会(隣組)単位への補助金の増額による人員の確保を検討願いたい。	3
		フリーマーケットを開催して欲しい。	2
		ゴミの分別をしたことによる効果や結果を公表して欲しい。	2
		まちがったゴミの出され方をされてたら、シールをはり、何がダメなのか	2

項目	件数	主な意見（抜粋・要約） 【回答者：139、意見総数：208】	内訳件数
		を書けばよいと思う。	
ごみ減量・循環のアイデア	28	「こがんと。」で生ゴミ処理機の助成金について詳しく特集してほしい。	2
		「こがんと。」など市からの紙配布物の電子化。	1
		ごみの分別を細かくすることで、ごみの量が減らせると思う。	1
		リサイクルゴミの収集場所の表記をもう少し分かりやすくしてほしい。	1
		不要になった家具などを、必要な方が自由に引き取っていくスペースがあると嬉しい。	1
		その他	5
ゴミ処理に関する行政政策全般	52	エコロの森や地域分別収集などゴミに関する情報をより詳しく市民に広める活動をしてほしい。	13
		日々のごみの収集作業には満足し、感謝している。	10
		これからもごみの分別に協力したい。	7
		古紙回収倉庫やスーパーの回収等、助かっている。	3
		非組合員が増加することにより起こる今後の課題と対応策の検討をしてほしい。	2
		これからの子供達の為に資源の大切さの教育をしてほしい。	2
		清潔なごみの出し方をなさる方と正反対の方々が居る事は念頭に置いて頂きたい。	2
		古賀市は近くにエコロ森があるので助かっている。	2
		ゴミ袋が高い。	1
		古賀市はもっとゴミに関して税を割り当てて、転入しやすい市を目指して頂きたい。	1
		家庭でゴミと草木を一緒に焼いている方がいて大変困っている。	1
		道路愛護デーの時に剪定ゴミを回収できないか。	1
		市主催海岸清掃での軍手など配布物即中止（環境活動に反している）。	1
その他	6		
アンケートについて	2	家族3人で話し合っアンケートに回答した。	1
		ごみやリサイクルに関して興味のある事柄であったので、アンケートを記入しながらいろいろと考えさせられた。	1
その他	39	大雨などの災害に備えて、河川の整備をしてほしい。	8
		道路沿いの草や街路樹の手入れをしてほしい。	7
		不法投棄のゴミやポイ捨てなどが各所でみられるため、対策を考えてもらいたい。	5
		道路、街灯の整備をしてほしい。	3
		公園の整備をしてほしい。	2
		住みやすい市になれば人口増加によるプラスの恩恵があるものと思う。	2
		車道とは別にきちんと自転車用通路を確保してほしい。	1
		個人情報保護に関しては、慎重に取り扱ってほしい。	1
		古賀駅や千鳥駅周辺の駅前広場整備を加速化して欲しい!!	1
		上下水道代金をクレジットカード納付できるようにしてほしい。	1
		家庭でのゴミ焼却や、田、畑で燃やすことで、風向きにより臭い。	1
		千鳥駅の付近、小中学校の周り等に監視カメラの設置を希望する。	1
		家庭用太陽光の設置やECO家電、リフォームの補助制度を作してほしい。	1
		市が開放している自習室は大変ありがたく思う。軽食がとれる休憩所などもあればなおありがたい。	1
		その他	5

事業者アンケート調査の概要

● 調査方法

【事業者アンケート調査の実施状況】

区分	実施状況
対象	事業者（多量排出事業者等）50社
対象者の抽出方法	古賀市制度である多量排出事業者を軸に抽出（発注者が実施）
配付・回収方法	郵送による配布、回答の回収
調査期間	送付日：令和4年11月30日 回収〆切日：令和4年12月16日
回収数・回収率	17サンプル（34%）
有効回収数・有効回収率	17サンプル（34%）

《多量排出事業者等（古賀市）》

事業所から排出される一般廃棄物の減量を推進のため、市内の大規模事業所、多量排出事業所に「一般廃棄物の減量等に関する計画書」を作成・提出してもらう制度

- 事業用建築物の床面積基準：床面積 3,000㎡以上（学校では 8,000㎡以上）
- 事業系一般廃棄物の排出量：市の処理施設への搬入量が年間 36t または月平均 3t 以上

【事業者アンケート調査の調査項目】

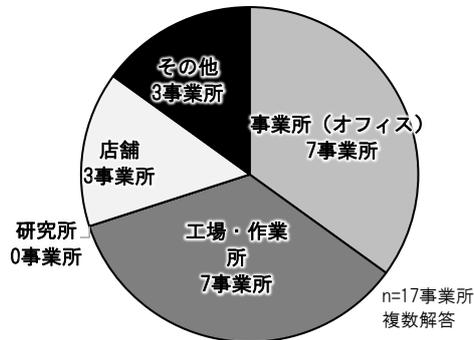
区分	設問
事業所について	事業所名・所在地・記入者名・事業形態・業種・従業員数
古賀市の事業系一般廃棄物に関する制度について	<p>貴事業所（貴社）は「古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定」制度をご存知ですか。</p> <p>「古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定」制度に認定されて以降の貴社内部、あるいは外部の変化や効果をお聞かせください。</p> <p>「認定申請のつもりはない」と回答された理由をお聞かせください。 また、魅力的な制度とするためのアイデア等ありましたら合わせてご記入ください。</p>
ごみ減量と資源化の取組実績について	<p>貴社で実施している事業所内で発生するごみの減量化・資源化の方策がありますか。</p> <p>貴社で実施・計画しているごみの減量化・資源化の方策をご記入ください。</p> <p>ごみ減量化・資源化の取組を実施していない理由として、該当するもの全てに○をつけてください。</p> <p>貴社のごみの排出実績を排出品目ごとにご記入ください。</p> <p>貴社では“製造・販売事業者等による自主回収・再資源化”等の取組を行っていますか。</p> <p>“製造・販売事業者等による自主回収・再資源化”の対象品目に○を記入し、品目ごとに回収開始時期と最新年度の回収実績をご記入ください。</p> <p>ごみの減量化・減量を推進するにあたって、行政に望むことは何ですか。</p> <p>市内および自社のごみの減量、資源化推進のためのアイデア等があれば、ご自由にご記入ください。</p>

● 調査結果

1. 回答した事業者の特性

(1) 事業形態

事業形態は「事業所（オフィス）」、「工場・作業所」が7事業所（41.2%）と多い。

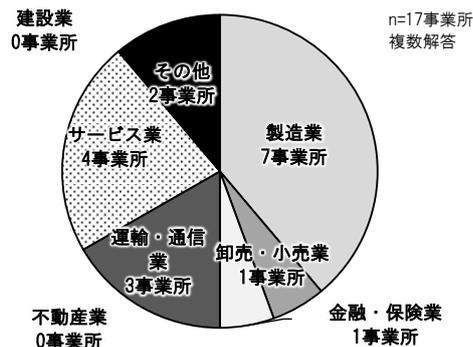


【回答した事業者の業務形態】

その他：“病院”2件、“老人ホーム”1件

(2) 業種

業種は「製造業」が7事業所（41.2%）と最も多く、次いで「サービス業」が4事業所（23.5%）と多い。

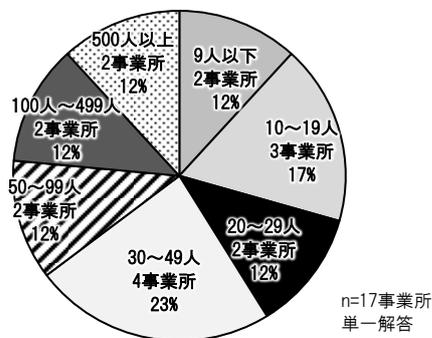


【回答した事業者の業種】

その他：“医療”1件、“医療・介護”1件

(3) 従業員数

最も多い従業員数は「30～49人」4事業所（23.5%）で、様々な従業員数の事業所から回答が得られた。



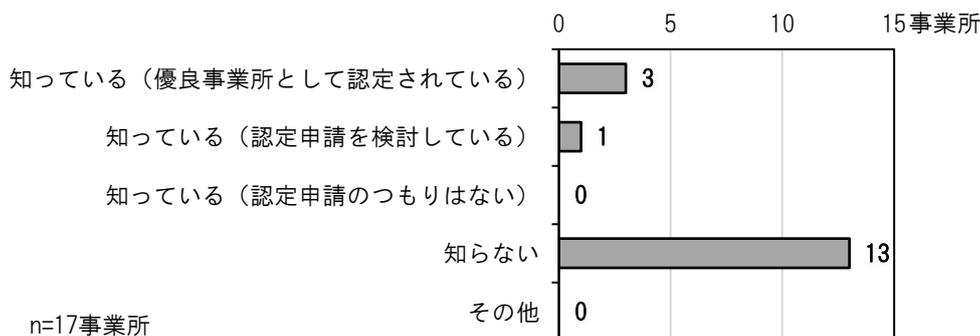
【回答した事業者の従業員数】

2. 古賀市の事業系一般廃棄物に関する制度について

(1) 「古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定」制度の認知度

問 1. 貴事業所(貴社)は「古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定」制度をご存知ですか。 (単一回答)

「知らない」と回答したのは13事業所で全体の76.5%を占めた。
 「知っている(優良事業所として認定されている)」と回答したのは3事業所(17.6%)、
 「知っている(認定申請を検討している)」と回答したのは1事業所(5.9%)にとどまった。



【「古賀市ごみ減量化推進優良事業所認定」制度の認知度】

(2) 認定後の変化や効果

問 2. 問 1 で「1. 知っている(優良事業所として認定されている)」と回答された方におたずねします。認定されて以降の貴社内部、あるいは外部の変化や効果をお聞かせください。 (自由記入)

回答は下表のとおりであった。

【認定後の変化や効果】

事業形態	業種	従業員数	認定後の変化や効果
工場・作業所	製造業	100人～499人	ごみ減量化の意識が浸透しつつある感じ です。玉ねぎ残さの再利用について計画が できつつあります。さらなる減量化へ期 待ができます。
工場・作業所	製造業	100人～499人	特にない
その他	その他	500人以上	特に変わらず

(3) 制度を申請しない理由と魅力的な制度とするためのアイデア

問 3. 問 1 で「3. 知っている(認定申請のつもりはない)」と回答された方におたずねします。そのように回答された理由をお聞かせください。また、魅力的な制度とするためのアイデア等ありましたら合わせてご記入ください。 (自由記入)

問 1 で「3. 知っている(認定申請のつもりはない)」と回答した事業所はなかった。

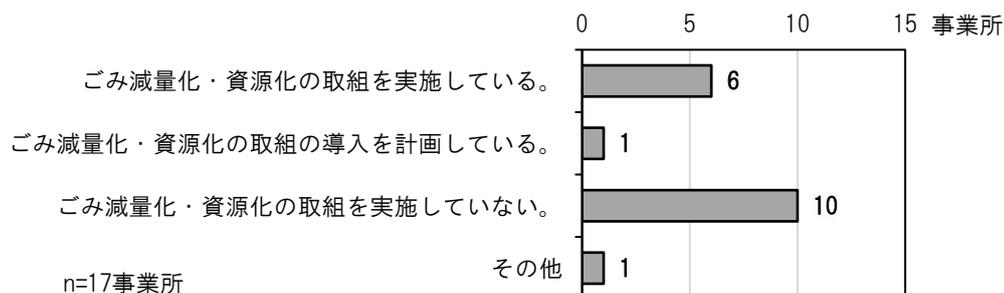
3. ごみの減量と資源化の取組実績について

(1) 事業所内で発生するごみの減量化・資源化の実施状況と実施計画の有無

問 4. 貴社で実施している事業所内で発生するごみの減量化・資源化の方策がありますか。
(複数回答)

「ごみ減量化・資源化の取組を実施していない。」と回答したのは 10 事業所あり回答した事業所の 58.8%を占めた。

「ごみ減量化・資源化の取組を実施している。」は 6 事業所 (35.3%)、「ごみ減量化・資源化の取組の導入を計画している。」は 1 事業所 (5.9%) であった。



【事業所内で発生するごみの減量化・資源化の実施状況と実施計画の有無】

(2) ごみの減量化・資源化の方策

問 5. 問 4 で「1. ごみ減量化・資源化の取組を実施している」、「2. ごみ減量化・資源化の取組の導入を計画している」と回答された方におたずねします。貴社で実施・計画しているごみの減量化・資源化の方策をご記入ください。
(自由記入)

回答は下表のとおりであった。

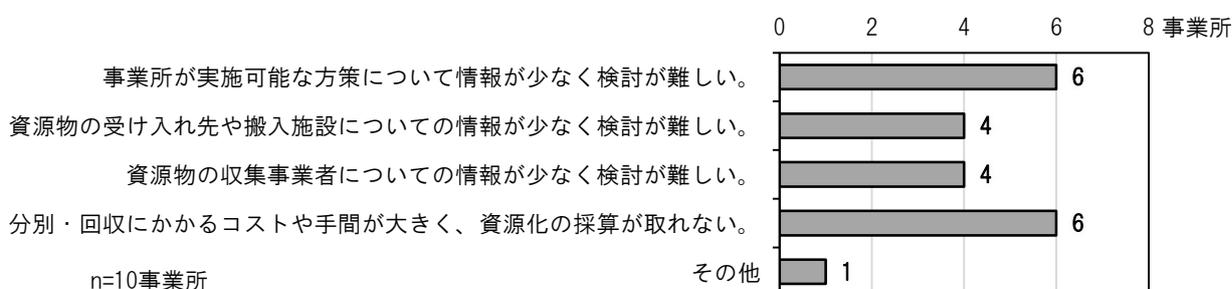
【実施・計画しているごみの減量化・資源化の方策】

事業形態	業種	従業員数	実施・計画しているごみの減量化・資源化の方策
工場・作業所	製造業	30～9 人	製品資材の再利用。簡易包装の実施。
工場・作業所	製造業	100～499 人	紙類・プラスチックのリサイクル。 会議資料のペーパーレス化。
工場・作業所	製造業	100～499 人	ペーパーレス化の推進や裏紙の利用。 玉ねぎ残さの再利用。
事業所 (オフィス)	製造業	50～99 人	全社でのペーパーレス化に取り組んでいる。 段ボール、古紙は全てリサイクル業者に出している。 可能なものから再生紙を利用している。
その他 (病院)	その他 (医療・介護)	500 人以上	生ごみの水切りを徹底している。 分別を徹底させている。 職員に対し入職時やその都度ごみの分別と減量を指導している。 故障した製品の修理に努めている。
その他 (病院)	その他 (医療)	50～99 人	会議資料、報告・連絡資料のペーパーレス化のためプロジェクターの使用やサイボーズという院内連絡システムを利用している。

(3) ごみ減量化・再資源化を実施しない理由

問 6. 問 4 で「3. ごみ減量化・資源化の取組を実施していない」と回答された方におたずねします。
実施していない理由として、該当するもの全てに○をつけてください。(複数回答)

ごみ減量化・再資源化を実施しない理由として「実施可能な方策について情報が少ない」、
「コストや手間が大きく資源化の採算が取れない」と回答したのは 6 事業所 (60.0%)、「受
け入れ先や搬入施設についての情報が少ない」、「収集事業者についての情報が少ない」と回
答したのは 4 事業所 (40.0%) であった。



【事業所内で発生するごみの減量化・資源化の実施状況と実施計画の有無】

※その他意見：ごみのほとんどが紙おむつ類であり扱いが難しい。

(4) 資源化されているごみの排出品目と資源化の状況

問 7. 貴社のごみの排出実績を排出品目ごとにご記入ください。(表記入)

17 事業所のうち、排出品目ごとの排出実績の回答があったのは 11 事業所で、6 事業所は
ごみの排出量を集計していないため排出実績の回答はなかった。

このうち、再資源化を実施していたのは 5 事業所であった。

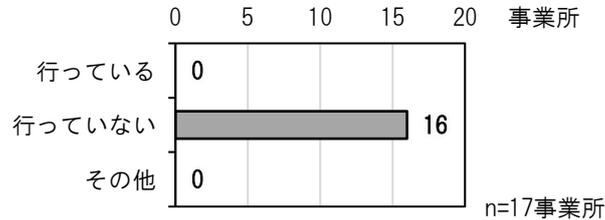
【資源化されているごみの排出品目と資源化の状況】

排出品目	実施 事業所数	資源化率	資源化量
ダンボール	5 事業所	全て 100%	310t、18.8t、4.32t、 2.7t、0.5t
OA用紙	3 事業所	100%、100%、67%	2t、1.4t、0.3t
新聞	3 事業所	全て 100%	1.2t、0.5t、0.24t
飲料缶・びん	3 事業所	全て 100%	2.6t、1.0t、0.05t
雑誌(雑紙)	2 事業所	全て 100%	1.2t、0.24t
ペットボトル	2 事業所	全て 100%	3 t、0.5 t
ビニール・プラスチック	2 事業所	100%、28.6%	10t、0.4t
生ごみ(調理くず・残飯 等)	1 事業所	76%	70t
その他の不燃ごみ	3 事業所	全て 100%	22.3t、0.6t、0.1t

(5) “製造・販売事業者等による自主回収・再資源化”等の実施状況

問 8. 貴社では“製造・販売事業者等による自主回収・再資源化”等の取組を行っていますか。
(単一回答)

すべての事業所が“製造・販売事業者等による自主回収・再資源化”等の取組を「行っていない」と回答した(1事業所は未回答)。



【“製造・販売事業者等による自主回収・再資源化”等の実施状況】

(6) “製造・販売事業者等による自主回収・再資源化”の開始時期と回収実績

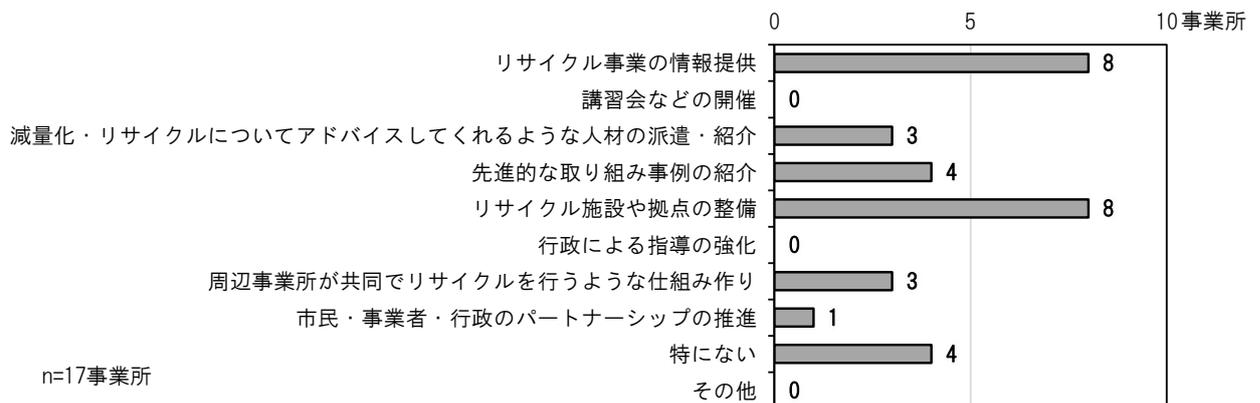
問 9. 問 8 で「1. 行っている」と回答した方におたずねします。対象品目に○を記入し、品目ごとに回収開始時期と最新年度の回収実績をご記入ください。
(表記入)

問 9 で「1. 行っている」と回答した事業所はいなかった。

(7) ごみの減量化を推進するにあたり行政に望むこと

問 10. ごみの減量化・減量化を推進するにあたって、行政に望むことは何ですか。
該当するものを 3 つまでお選びください。
(複数回答)

行政に望むこととして多かったのは「リサイクル事業の情報提供」、「リサイクル施設や拠点の整備」で 8 事業所 (47.1%) がこれを選択している。



【ごみの減量化を推進するにあたり行政に望むこと】

(8) ごみの減量、資源化推進のためのアイデア

問 11. 市内および自社のごみの減量、資源化推進のためのアイデア等があれば、ご自由にご記入ください。
(自由記入)

回答は下表のとおりであった。

【ごみの減量、資源化推進のためのアイデア】

事業形態	業種	従業員数	ごみの減量、資源化推進のためのアイデア
事業所 (オフィス)	運輸・ 通信業	10～19 人	リサイクル事業所の事業所名、住所、種類、営業時間等の周知や各事業所への月 1～2 回の回収等。
事業所 (オフィス)	製造業	50～99 人	石油化学製品未使用に向けて様々な情報収集を行っております。今まで無料で提供していた資材の有料化。
その他 (老人ホーム)	サービス業	30～49 人	子供会の廃品回収に段ボール類を出したいが、屋外保管中に雨でぬれたり風で飛んだりする上、たまに回収がパスされる為、1 t 以上の段ボールが汚い状態になります。スペースは沢山ありますので屋根付きのコンテナ等貸与していただくと助かります。
工場・作業所	製造業	100～499 人	特にない。

生ごみアンケート調査の概要

● 調査方法

【生ごみアンケート調査の実施状況】

区分	実施状況
対象	平成 26～30 年度古賀市生ごみ処理機器購入費補助金交付者 99 人
配付・回収方法	郵送による配布、回答の回収
調査期間	平成 31 年 7 月 実施
回収数・回収率	66 サンプル (66.7%)
有効回収数・有効回収率	66 サンプル (66.7%)

【生ごみアンケート調査の設問項目】

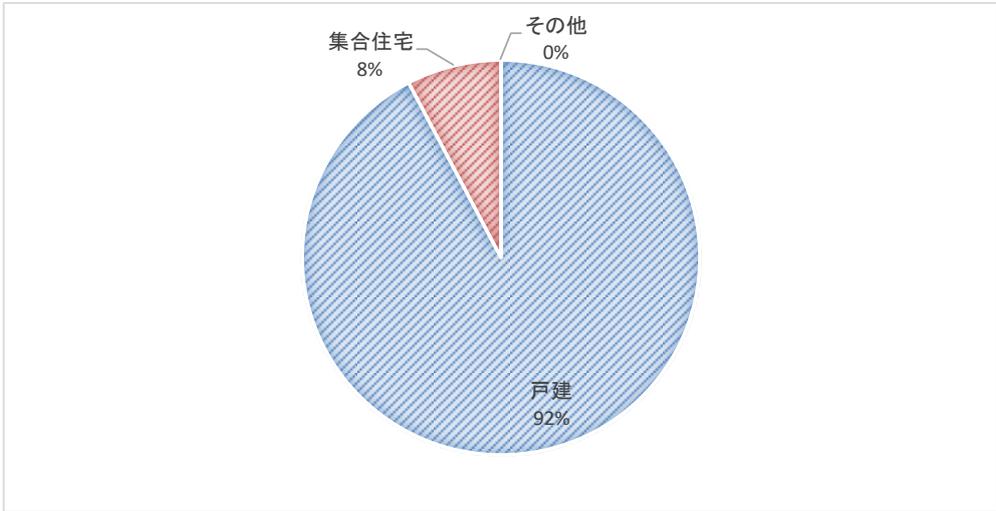
区分	設問
回答者の属性	住居形態・世帯人員数
生ごみ処理機器の種類	お使いの（お使いだった）生ごみ処理機器の種類は何ですか。
利用のきっかけについて	生ごみ処理機器を利用するきっかけは何ですか。
市の購入費補助制度の情報入手先について	市の購入費補助制度をどのようにしてお知りになりましたか。
生ごみ処理機器の使用状況について	現在の生ごみ処理機器の使用状況をお答えください。
堆肥の使用状況について	生ごみ処理機器を使用してできた物は、主にどのように利用していますか。
活用の利点について	生ごみ処理機器を使用していて、良かったことは何ですか。
使用をやめた理由について	使用をやめた理由は何ですか。
自由意見	生ごみの処理・減量・たい肥化やごみの資源化に関してご意見等がありましたらご記入下さい。
川柳	最後に、あなたのごみ減量や環境に対する想いを川柳にしてみませんか。

※ “自由意見”、“川柳”については、資料編には掲載しない。

● 調査結果概要

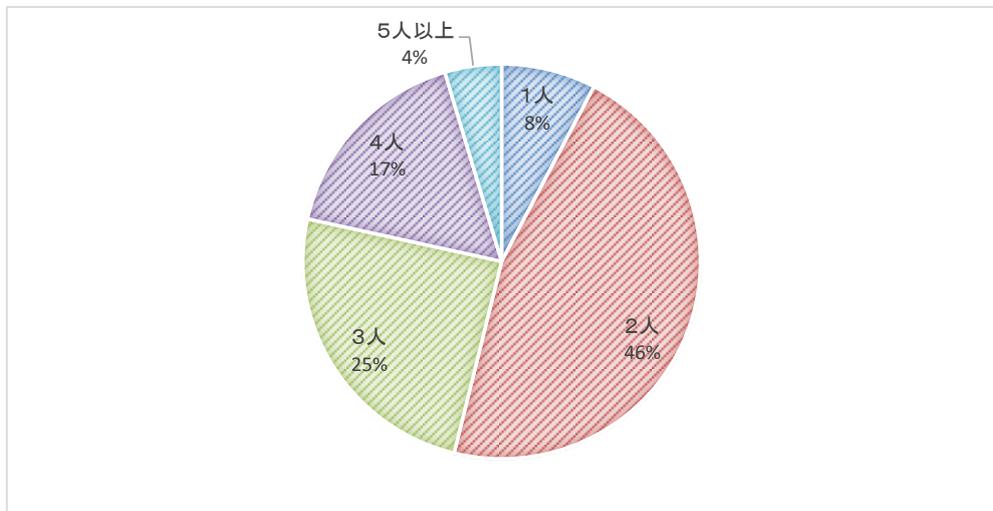
Q1. お住まいについてお答えください。

補助を受け回答した対象は、戸建92%、集合住宅8%



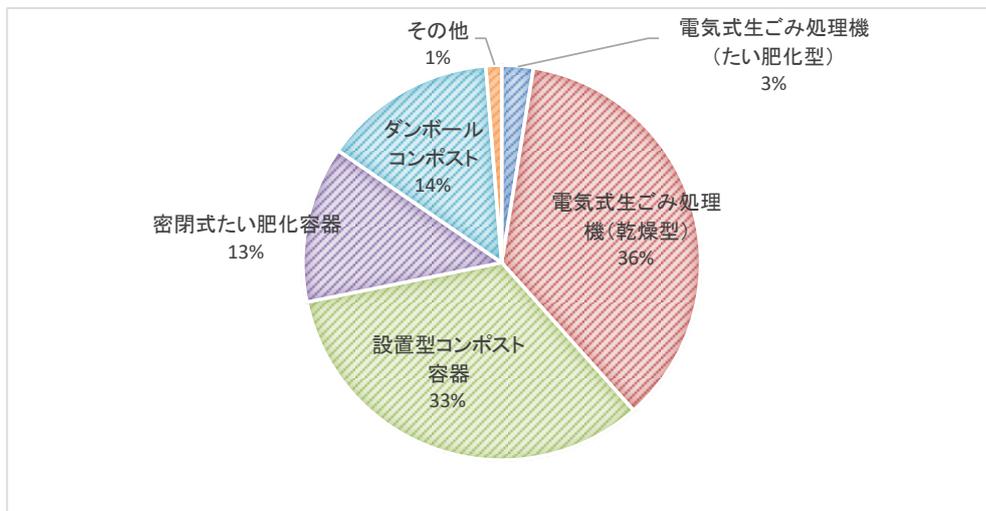
Q2. ご家族は何人ですか？

2人が一番多く46%
3人が25%、4人が17%、1人が8%、5人以上が4%と続く



Q3. お使いの(お使いだった)生ごみ処理機器の種類は何ですか？

電気式生ごみ処理機(乾燥型)が36%、設置型コンポスト容器が33%、ダンボールコンポストが14%、密閉式たい肥化容器が13%

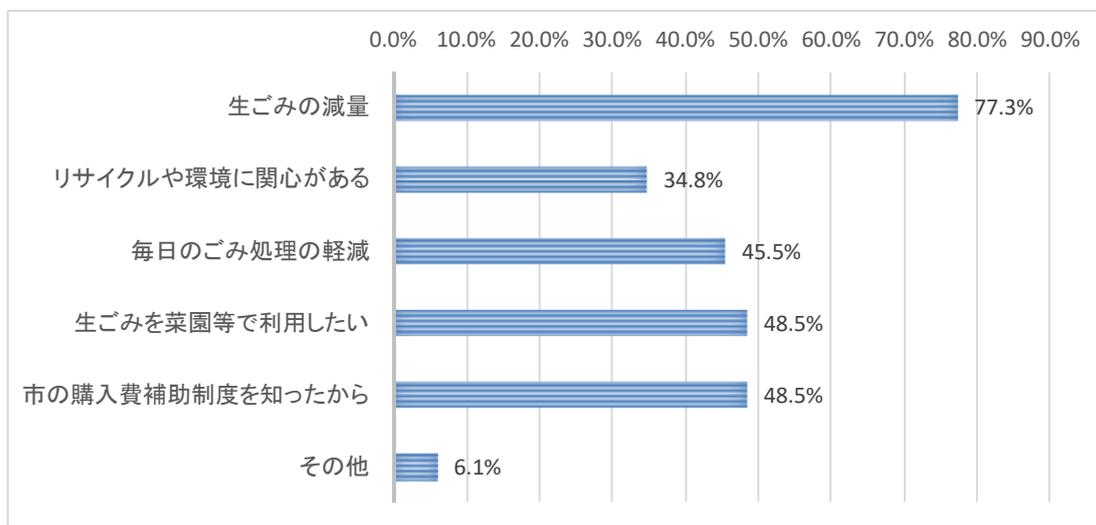


その他

- ・シュレッター
- ・EM菌使用のたい肥化容器

Q4. 生ごみ処理機器を利用するきっかけは何ですか？(複数回答可)

生ごみの減量が77.3%、生ごみを菜園等で利用したい48.5%、市の購入費補助制度を知ったから48.5%、毎日のごみ処理の軽減45.5%、リサイクルや環境に関心がある34.8%、その他6.1%

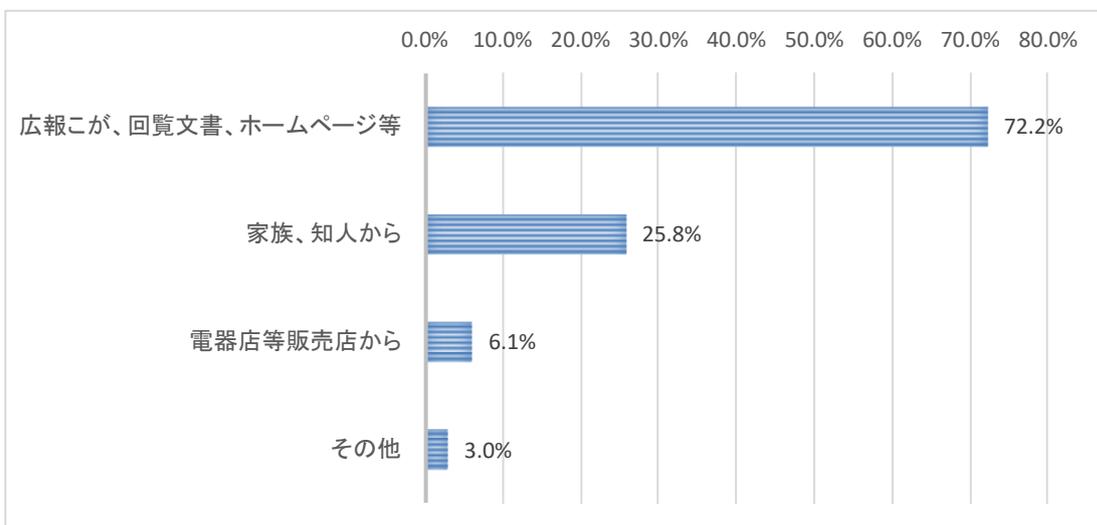


その他

- ・悪臭に勝てなかったため
- ・生ごみを可燃ごみの袋に入れるとカラス、小動物から荒らされるので
- ・畑の肥料にするため
- ・20数年前もやっていた

Q5. 市の購入費補助制度をどのようにしてお知りになりましたか？（複数回答可）

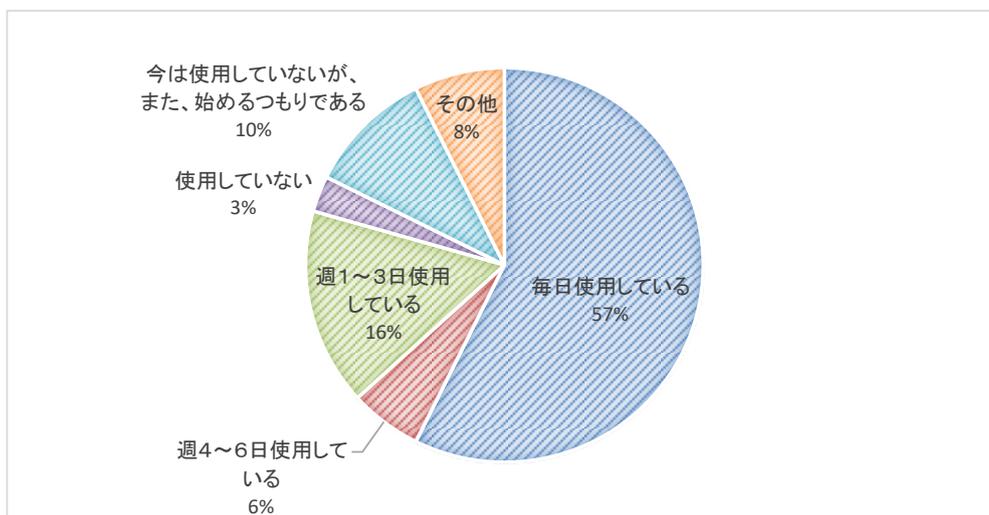
広報こが、回覧文書、ホームページ等が72.7%、家族、知人からが25.8%
 電器店等販売店からが6.1%、その他が3.0%



その他
 環境課に相談した時教えてもらった
 TVショッピング

Q6. 現在の生ごみ処理機器の使用状況をお答えください。

毎日使用している57%、週1～3日使用している16%、今は使用していないがまた始めるつもりである10%、その他8%、週4～6日使用している6%、使用していない3%

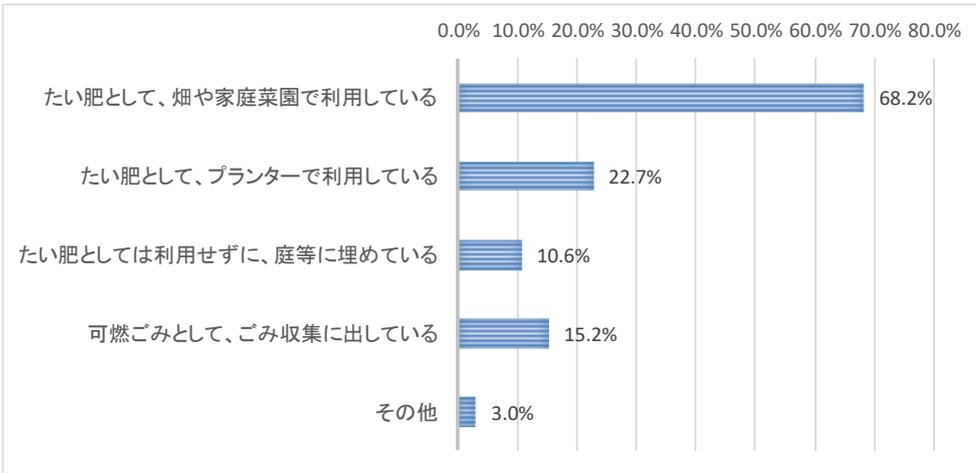


その他

- ・同様の処理機がもう1つあり併用してる
- ・うじがわくのがイヤだった
- ・冬は使わなかった。冬以外毎日使用
- ・1人暮らしなので1日に出る生ごみの量が少ないのでそのたび圧縮して出しています
- ・たまに直埋め

Q7. 生ごみ処理機器を使用してできた物は、主にどのように利用していますか？（複数回答可）

たい肥として、畑や家庭菜園で利用している68.2%、たい肥として、プランターで利用している22.7%、可燃ごみとしてごみ収集に出している15.2%、たい肥としては利用せず、庭等に埋めている10.6%、その他3.0%

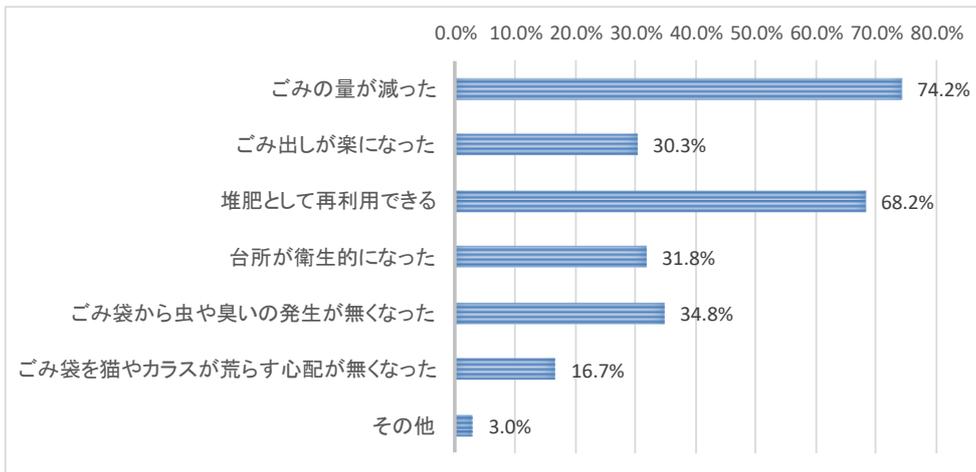


その他

- ・処理機購入から日が浅いのでまだそのままにしている
- ・戸建てに引越し、家庭菜園を始めたので今後はたい肥に利用予定

Q8. 生ごみ処理機器を使用していて、良かったことは何ですか？（複数回答可）

ごみの量が減った74%、堆肥として再利用できる68%、ごみ袋から虫や臭いの発生がなくなった35%、台所が衛生的になった32%、ごみ出しが楽になった30%、ごみ袋を猫やカラスが荒らす心配がなくなった17%

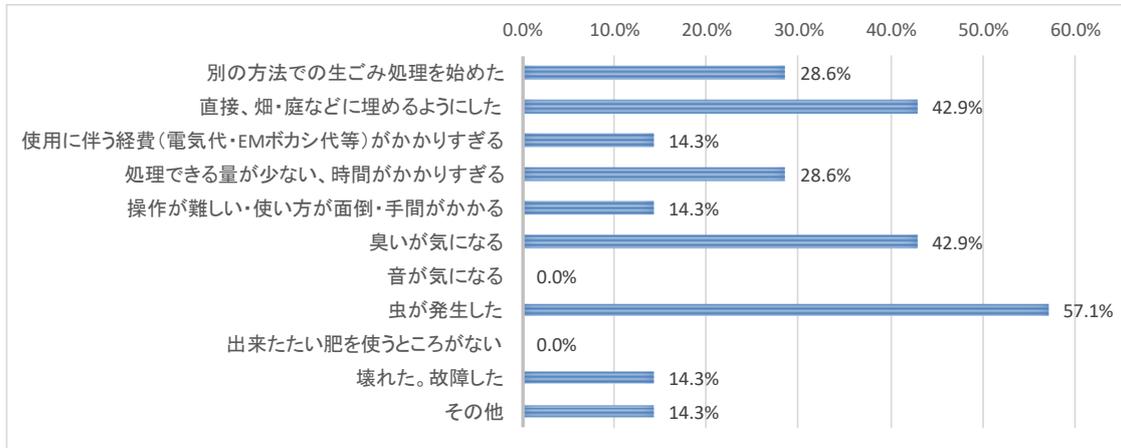


その他

- ・ペールに集めた生ごみの悪臭が改善された
- ・流し台の三角コーナーに少しでも生ごみがあれば、処理できるので衛生的

Q9. Q6で「4 使用していない」と回答された方にお聞きします。
使用をやめた理由は何ですか？（複数回答可）

全体の回答数は7、虫が発生した57.1%、直接畑・庭などに埋めるようにした42.9%、臭いが気になる42.9%



その他

ダンボール箱もやってみただけ長い時間がかかって手がかかりすぎるし費用も高い。
生ごみ処理機はいっぱいになると重すぎて持てなくなった。今は、畑に直接入れて処理しています。
電気式以外のコンポストも使い始めた。引っ越し後まだ開封していない
密閉式(EMボカシ)は臭いがイヤでやめて、設置型コンポストに変えた。ダンボールコンポストは布の上に猫がくるようになった(温かいからかな?)のでやめた

ごみ組成調査の概要

● 調査方法

資源化可能な物品の混入割合のデータを収集し、市民の分別意識を把握するとともに、今後の一般廃棄物に関する施策を検討するための基礎資料とすることを目的として、古賀市の家庭から排出される可燃ごみを対象に組成調査を行った。

【可燃ごみ組成調査の方法】

項目	内容										
実施日	令和4年11月15日(火)、晴れ										
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・分別・資源化可能な物品の混入割合など、施策検討のための基礎資料の把握を目的とする。 ・調査は過去との比較が可能な方法で実施し、プラスチック類については製品、容器包装の細区分の把握を、食品ロスについては「市区町村食品ロス実態調査(令和2年度)」調査を補完・参照できる内容を意識する。 										
調査項目等	可燃物組成(湿ベース・乾ベース)、組成別水分 8区分*紙類、プラスチック類(製品、容器包装)、布類、木・竹・わら類、厨芥類、その他、不燃物 ※8区分の詳細については次ページ参照										
採集方法等	<p>草刈り等に影響されない11月に実施。戸別収集ルートおよびごみ集積所に排出された市指定の可燃ごみ袋から100kgになるように(計約20袋)調整する。</p> <p>市内の可燃ごみの回収は、月曜日・木曜日、火曜日・金曜日の2ブロックに分かれるため、月曜日に回収シートを設置し、順次回収地区のごみ袋を回収者においてもらい、翌日の火曜日にすべてのサンプルを回収した。なお、下記の地域特性区分を参考とした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域特性区分</th> <th>調査対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業地区</td> <td>天神1丁目・2丁目地域(駅周辺の商店や複合商業施設、高層・中層マンションが立地)</td> </tr> <tr> <td>山間部の戸建て住宅地</td> <td>谷山・小山田地域(山間部に近く、農地と住宅が混在する)</td> </tr> <tr> <td>新興住宅地</td> <td>舞の里4区・舞の里5区地域(約20年前に造成された戸建ての多い地域)</td> </tr> <tr> <td>共同住宅</td> <td>花見東5丁目地域(駅周辺の高層・中層マンション、戸建てが立地する地域)</td> </tr> </tbody> </table>	地域特性区分	調査対象地域	商業地区	天神1丁目・2丁目地域(駅周辺の商店や複合商業施設、高層・中層マンションが立地)	山間部の戸建て住宅地	谷山・小山田地域(山間部に近く、農地と住宅が混在する)	新興住宅地	舞の里4区・舞の里5区地域(約20年前に造成された戸建ての多い地域)	共同住宅	花見東5丁目地域(駅周辺の高層・中層マンション、戸建てが立地する地域)
地域特性区分	調査対象地域										
商業地区	天神1丁目・2丁目地域(駅周辺の商店や複合商業施設、高層・中層マンションが立地)										
山間部の戸建て住宅地	谷山・小山田地域(山間部に近く、農地と住宅が混在する)										
新興住宅地	舞の里4区・舞の里5区地域(約20年前に造成された戸建ての多い地域)										
共同住宅	花見東5丁目地域(駅周辺の高層・中層マンション、戸建てが立地する地域)										
参考資料	令和2年度市区町村食品ロス実態調査(古賀市)										

【ごみ組成分類項目（8区分の詳細）】

分類項目	詳細（例）	
① 紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞・チラシ、ダンボール、紙パック（牛乳、ジュースのパック） ・雑誌・書籍（封筒（フィルム窓付きを含む）、はがき、カレンダー） ・容器包装【リサイクル不可】（アルミコーティングの紙パック・たばこ箱など） ・容器包装【リサイクル可】（菓子箱、紙袋、包装紙、紙製容器包装など） ・その他（ティッシュ、カーボン紙、手でちぎったようなものなど） 	
② プラスチック類（容器包装）	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル（飲料水、酒・しょうゆ用など） ・発泡トレイ（白色・色柄トレイ、発砲しているトレイ） ・発泡スチロール（梱包材・緩衝材） ・容器包装（ボトル類、カップ類、キャップ類、菓子袋・お菓子の包みなど） ・レジ袋 ・その他（粒状緩衝材、収集袋、コーナーネットなど） 	
③ プラスチック類（製品）	リサイクルマークのないプラスチック製品（CD、玩具、クリアファイル、ハンガーなど）	
④ 布類	皮革類（合成皮革製品を含む） 衣類（衣服など） 布類（ふとん、カーペットなど）	
⑤ 木・竹・わら類	木製品（割り箸、竹串など）・木材（木切れなど） 剪定枝、葉、花など	
⑥ 厨芥類	生ごみ、たばこの吸殻	
⑦ 可燃物 その他	ゴム、複合素材の製品（不燃物と混合物など）、その他（保冷剤、乾燥材、ローソクなど）	-
⑧ 不燃物	缶・金物（金属全般、アルミホイル、小型家電など）、びん・ガラス（ガラス製品全般）、その他（陶磁器、石、コンクリート、使い捨てカイロ、電池など）	-

● 調査結果

可燃ごみの組成調査結果によると乾組成では、紙類が 31.1%で最も多く、次いで厨芥類 22.5%、布類 20.6%、プラスチック類（容器包装・製品）19.6%となっている。どの地区においても紙類、厨芥類は多い傾向にあり、プラスチック類（容器包装）も一定数みられる。

報告書 第古-1号
令和4年12月9日

調査結果報告書

一般財団法人九州環境管理協会 様

北九州市戸畑区新池一丁目2番1号
公益財団法人北九州市環境整備協会

調査年月日：令和4年11月15日（火曜日）

調査地点：A・B・C・D地区

天 候：晴 れ

組成	現場測定重量 (kg)				組成別水分 (%)	湿ごみベース水分 (%)	湿組成比率 (%)	乾組成比率 (%)
	A地区	B地区	C地区	D地区				
① 紙類	6.08	7.58	4.86	11.28	18.8	5.3	28.4	31.1
	29.80							
② プラスチック類 (容器包装)	5.58	3.66	3.76	4.56	27.8	4.6	16.7	16.3
	17.56							
③ プラスチック類 (製品)	0.34	1.32	0.40	0.14	1.3	0.0	2.1	2.8
	2.20							
④ 布類	3.30	1.52	10.78	1.10	3.7	0.6	15.9	20.6
	16.70							
⑤ 木・竹・わら類	0.48	2.48	0.14	0.10	31.2	1.0	3.0	2.8
	3.20							
⑥ 厨芥類	10.14	9.18	5.64	7.58	46.2	14.3	31.0	22.5
	32.54							
⑦ 可燃物その他	1.00	0.34	0	0.60	1.0	0.0	1.8	2.5
	1.94							
⑧ 不燃物	0.02	0.06	0.12	0.94	1.6	0.0	1.1	1.4
	1.14							
各地区合計	26.94	26.14	25.70	26.30				
合計	105.08				-	25.9	100	100

備考：湿ごみベースとは、湿った状態のごみ全体を100とした時の割合である。

用語の解説

法律・計画名〔本編初記載ページ〕

(計画記載順)

循環型社会形成推進基本法〔P1〕	廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。
循環型社会形成推進基本計画〔P2〕	循環型社会形成推進基本法第15条に定められており、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔P2〕	本計画では通称の「廃棄物処理法」を用いる。廃棄物の定義や処理や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。
資源の有効な利用の促進に関する法律〔P2〕	本計画では通称の「資源有効利用促進法」を用いる。リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再利用を定めた法律。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律〔P2〕	本計画では通称の「容器包装リサイクル法」を用いる。容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。
特定家庭用機器再商品化法〔P2〕	本計画では通称の「家電リサイクル法」を用いる。家庭で不要になった家電製品（洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ）について、家電メーカーに回収とリサイクルを消費者にその費用負担を義務付けた法律。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律〔P2〕	本計画では通称の「食品リサイクル法」を用いる。生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務つけた法律。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔P2〕	本計画では通称の「建設リサイクル法」を用いる。建設廃棄物の分別・リサイクルなどを定めた法律。
使用済自動車の再資源化等に関する法律〔P2〕	本計画では通称の「自動車リサイクル法」を用いる。使用済み自動車から出る部品などを回収後リサイクルすること、適性に処分することを自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。
使用済小型家電機器等の再資源の促進に関する法律〔P2〕	本計画では通称の「小型家電リサイクル法」を用いる。「家電リサイクル法」の対象とならないデジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器について、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律〔P2〕	本計画では通称の「グリーン購入法」を用いる。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進することを定めた法律。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律〔P2〕	本計画では通称の「プラスチック資源循環法」を用いる。国内外のプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を定めた法律。
プラスチック資源循環戦略〔P2〕	プラスチックをめぐる資源循環の課題を解決するための戦略として、リデュース（2030年目標）、リユース・リサイクル（2025年、2030年、2035年目標）、再生利用・バイオプラスチック（2030年目標）が示された計画。
食品ロスの削減の推進に関する法律〔P2〕	本計画では通称の「食品ロス削減推進法」を用いる。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、基本方針の策定、その他施策の基本となる事項を定めた法律。

カーボンニュートラル〔P1〕	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。 2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。 「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。
拡大生産者責任〔P40〕	自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。
最終処分〔P3〕	中間処理施設で焼却・破碎・溶融したものを埋立処分すること。
3R・4R〔P25〕	3Rとは、循環型社会形成推進基本法で、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクル、(4)熱回収(サーマルリサイクル)、(5)適正処分と定めており、3Rは「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再生利用)」の頭文字を取ったもの。 4Rとは、従来の3Rに「リフューズ(Refuse=ごみとなるものの受け取りを断る)」を含めたもの。
自己搬入ごみ〔P44〕	市町村等の収集を通さず自己もしくは委託によりごみ処理施設に搬入されたごみのこと。
循環経済(サーキュラーエコノミー)〔P1〕	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。
循環資源〔P37〕	廃棄物のうち、有用なもの。循環型社会形成推進基本法では、循環資源について循環的な利用(再使用、再生利用、熱回収)を図るべき旨を規定している。
食品ロス〔P1〕	本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品をいう。食品ロスが生じる主な原因には、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、食べ残し、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄が挙げられる。事業系では、宿泊施設や結婚披露宴・宴会などにおける食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。加えて、鮮度を重視する消費者に対応する商習慣も、食品ロスを増加させる大きな原因になっているとされている。 2013年度における農水省の推計によれば、食品関連事業者が出す事業系廃棄物のうち可食部分と考えられる量は330万t、一般家庭が出す家庭系廃棄物のうち可食部分と考えられる量は302t、計632tが食品ロスとみなされている。これは、世界全体の食料援助量約320万t(2014年)の約2倍に相当している。
スラグ〔P15〕	可燃ごみなどの廃棄物の焼却灰を、さらに1,300℃以上の高温で溶融して生成されるガラス状の物質を指す。有害物質の含有量など、一定の基準に適合すれば土木資材などの用途に再利用することも可能となる。
多量排出事業者〔P28〕	「古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第17条に定められている事業者で、排出量要件(月平均3t以上)、面積要件(特定事業用建築物:古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第5条第1項)に該当する事業系一般廃棄物を排出する事業者。
中間処理〔P3〕	廃棄物を最終処分する前に、焼却や破碎、減量(減容)化し、再資源化できるものについて選別すること。

廃棄物減量等推進員制度〔P24〕	廃棄物処理法第5条の8に定めるもの。市町村行政との密接な連携の下に、地域に密着して一般廃棄物の減量化、再生利用を促進していくためのリーダーを任命し、市町村の施策への協力その他の活動を行う制度。
排出事業者責任〔P40〕	廃棄物処理法で示される。これによると、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない、排出事業者は、運搬または処分を他人に委託する場合は「委託基準」を守り、書面で契約書を交わす必要がある。
フードドライブ〔P23〕	家庭で使いきれない未使用の食品を持ち寄り、まとめてフードバンク団体や、地域の福祉施設、子ども食堂などに寄贈する活動のこと。 なお、自治体や町内会、NPOなどに家庭や商店などで使い切れなかった食品を持ち寄ってもらって有効に使う「フードドライブ」に対して、「フードバンク」は安全に食べられるのに処分されてしまう食品を企業などから寄贈してもらい、食べ物に困っている施設や人に提供する活動をさす。
不法投棄〔P1〕	ごみを適正に処理せず、山林、原野、海岸、空き地、道路、公園等に捨てる行為をさす。ごみの不法投棄は犯罪であり、法律により罰せられるほか投棄者に処理させることが原則となる。投棄者が分からない場合、私有地や私道等に投棄された土地所有者または管理者が処理することとされる。
山元還元〔P12〕	熔融飛灰から非鉄金属を回収し再使用する一連の操作のことで、熔融飛灰を埋立処分せず、山元（鉱山や精錬所）に戻し、有価金属を再利用する。

第3次古賀市ごみ処理基本計画

発行 : 令和6年 月

発行元 : 福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号

TEL : 092-942-1111 Fax : 092-942-3758

HP : <https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kankyo/>

